

るに三浦大炊助經連此地に來り八手山に住し一日南方山林の中に白幡一簇空中より降り樹上に懸り十餘日ほど失せず經連怪み從者を具し其處を尋ね見るに破壊せる小祠に八幡の神像を安す經連崇敬の餘社殿を經營し白幡八幡と稱し田地二町を寄附す天正元年三月今の地に移す後蒲生氏社寺の田地等を改むるとき社家其社領を告げずして皆沒收せらる肥後守正之封に就て再興しぬ

一 勸請 永保元酉年八月

一 祭日 九月十七日

(四) 稻荷神社

一 祭神 倉稻魂命

一 所在 長瀬村大字三郷^荻字大作山鎮座

一 由緒 勸請年月不詳 明治十三年十二月二十三日村社に列せらる

一 祭日 九月十日

(五) 金鑄神社

一 祭神 天津麻良之命

一 所在 月輪村大字金田^金字館ノ内鎮座

一 由緒 當社は人皇八十二代後鳥羽天皇御宇建久年中三浦大炊助經連當村の東に城を築き城内に新社を造營して金鑄大神を勸請して守護神とす康暦二年三月八手城を築きて移る永享三年地頭岡部山城鹿島稻荷の二神を合祀し天正元年二月領主蘆名氏社殿を修繕し寛文十年三月保科正之小平海

天神に參拜あり其節當社へも立寄られ同年四月社殿及鳥居の修復あり同十年家臣服部安休をして國內の神社を改祭ありしとき當社へ夷田より羽黒大神山神を寄宮せらる以後代々の領主崇敬せらる

一 勸請 建久年中

一 祭日 五月二十一日

(六) 戸隠神社

一 祭神 手力雄命 武御名方神 應神天皇

一 所在 駒形村大字金橋^金字宮畑鎮座

一 由緒 不詳

一 勸請 年月不詳

一 祭日 十月四日

(七) 熊野神社

一 祭神 速玉男命 伊弉册命 事解男命

一 所在 駒形村大字中屋澤^深字宮ノ西鎮座

一 由緒 不詳

一 勸請 年月不詳

一 祭日 九月十九日

(八) 山神社

(九) 佐良志奈神社

- 一 祭神 大山祇命
- 一 所在 磐梯村大字磐梯^布字山ノ神鎮座
- 一 由緒 不詳
- 一 勸請 年月不詳
- 一 祭日 九月十九日
- 一 祭神 豐玉姬命
- 一 所在 磐梯村大字更科^{磨上}字宮西鎮座
- 一 由緒 往古更科莊の總鎮守にて祭主を石部少將道秀とす明治十二年十月四日村社に列せらる
- 一 勸請 貞觀七乙酉年
- 一 祭日 九月七日

(一〇) 熊野神社

- 一 祭神 伊弉册尊 速玉男命 事解男命
- 一 所在 磐梯村大字更科^{橋源}字宮前鎮座
- 一 由緒 紀伊國牟婁郡大宮より移すと云ひ傳ふれども年代詳ならず明治十三年十二月二十三日村社に列せらる
- 一 祭日 四月十五日

(一一) 八幡神社

- 一 祭神 譽田別命
- 一 所在 翁島村大字三ツ和^{三城}字宮ノ内鎮座
- 一 由緒 往古承和年中の頃にや此地に野口伊賀といふ地頭あり城を築き郭内に鎮守神を勸請し郭外を陳在家^{陳或は神に作る}と云ふ其後二百四十四年の間由緒記録焼失して詳ならず然るに文治五年佐原十郎左衛門尉義連に會津を賜はる其孫大炊助經連此地を以て采地とす依て子三人を召連れて下向す福良村より舟に乗りて此地に著き農人に所の名を問へは内城と云ふ又深みたる森を見て何森と問へは鎮守の森と答ふ何神と問ふに知らすと云ふ祠の内に熊の神ありと云ふ四人内城と稱せる地に著きたる吉相に依りて三城瀉と改むとも云ひ又此地に往て年の内に居城三所成就せしを以て三城瀉と改むとも云ひ傳ふ後陣在家を新在家と改む經連の子三人相謀りて鎮守神社内に別社を建て鶴ヶ岡より八幡宮を請しそれより八幡神社と改め又大鎮守となして崇敬す田五段三畝歩を寄附す其内一段歩は神供料田として齒を入れすと云ひ傳ふ寛永年中舊領主保科正之入國の後寄せ宮行はれし時も格別の由緒を以て當社を本社とし外數社を攝社末社とせられ社頭の營繕は領主にて修せられ社料は廢せらる該地に宮田と云ふ字残り維新後氏子の修營となる

一 勸請 年月不詳

一 祭日 八月二十一日

新編會津風土記云

村西にあり圍の喬木蕃蔚し祠宇古ひたり昔經連三館を築きし時鎌倉鶴岡八幡宮を勸請して鎮守とし
田地五段を寄附せしと云ふ今宮田と云處あり又宮井東馬場西馬場等の名殘れり其後大に衰へしを肥
後守正之再發せり七月十九日祭禮あり又九月二十九日流鏑馬の式あり

(一一) 湯殿神社

一 祭神 須勢理毘賣命

一 所在 松山村大字村松字湯殿森鎮座

一 由緒 社記に曰當社中古亂世に當り宮殿荒蕪し祭祀已に中絶し舊記不傳因て其詳なる事を得
ず寛政年中村民上野庄六宮殿荒蕪せるを憂ひ里人と計り再ひ之を興す其後文化十二乙亥年官に請て
社殿を修理し宮地を開き花樹を植栽し神庫神門等を新造す同年九月造營の功成れり其時宮地より二
箇の經筒を掘出せり銘に永祿六年と雋し是即ち當時既に此地に鎮座ありしこと以て徵すへし其後嘉
永六年十月二十八日神位を進め奉る又本社鳥居等舊領主松平氏修繕を加へらる

一 勸請 年月不詳

一 祭日 九月三日

一 神位 正一位 嘉永六年十月二十八日宣下 藏人頭左中辨藤原光愛奉

(一二) 菅原神社

一 祭神 菅原道真公

一 所在 豊川村大字一井^{一ノ}字五百菰鎮座

一 由緒 不詳 明治十三年十月四日村神社に列せらる

一 勸請 年月不詳

一 祭日 八月二十五日

(一四) 廣瀬神社

一 祭神 若字賀能賣命

一 所在 上三宮村大字三谷^山本字羽黒山鎮座

一 由緒 社傳曰人皇八十二代後鳥羽天皇の御宇文治年中左衛門尉平義連初て封を會津に受け當
地に主たるや當地の靈場たるを聞き高森山<sup>寛永五年山崩れ
今の地に移す</sup>頂に祠を建て以て此神を勸請し別當十一字
を置き當國鎮守と爲す其後減少して近郷七箇村の總鎮守と稱し崇敬す延寶年中領主松平氏神社改正
の節八神を相殿とし神殿及鳥居等修繕を加へらる本殿^{方四尺}神饌所^{九尺に}の社跡の礎今に存す又祓川
と稱する川あり古昔參詣の俗此川にて身を潔めしといふ明治十二年十月四日村社に列せらる<sup>舊神號羽
黒社明治
五年今の
名に改む</sup>

一 勸請 年月不詳

一 祭日 八月一日

新編會津風土記云

羽黒神社山本の西一町計山上にあり當社に應永二十七年の文書及天文十六年の御正體ありて近村七
箇村の總社なりしと云されは古代の鎮座と見ゆれども何れの頃と云ことさたかならず舊は本村<sup>護屋
を云</sup>

の西高森山の頂にあり寛永五年山崩れこの地に移せりといふ
(一五) 古四王神社

一 祭神 大毘古命 武渟名川別命

一 所在 慶徳村大字松舞家宮在字馬坂山鎮座

一 由緒 社傳曰當社は推古天皇の御宇聖徳太子蝦夷追伏の本願に依て勸請せられし本朝三古四王の其一なり所謂越後國五十公野及出羽國秋田の古四王社はなりと云何れも祭日及社殿北に向ふ等異なることなしと社殿北に面するは當時蝦夷の賊を鎮護の爲めに勸請せるに依ると云同六戊午年九月十三日社殿造營成就す其後元明天皇六癸丑年諸國郡村を定め給ふの時行基僧正勅を蒙り來りて當山の衰へたるを再興し其後十七年を経て聖武天皇天平元年己巳の歲再ひ來りて彌陀觀音地藏の三像を彫み千光寺西連寺其他の堂塔を創建せり夫より漸々隆盛に至り例年六月十三日を以て大祭とし四月十七日を以て觀音の大會と爲す神殿堂塔覺を竝へ金殿空に聳へ高樓天に秀て甚た盛なりしも數百年の星霜を経て悉く廢絶し唯當社のみ猶今に存せり弘治年中大納言藤原義貞卿當國に左遷せられし時當社を深く信仰せられ歸洛の後新に社殿を造營せらる今の社殿即ち是なり其梁に曰

大納言藤原義貞卿

弘治三丁巳年八月吉日

大工越後國 淺倉 太郎 左衛門
權 那 三 瓶 常 實

右常實は其時の地頭なり其後天正年中兵亂の爲め什寶遺器悉く亡ひて唯社殿を存するのみ明治五年
村社に列せらる

一 勸請 年月不詳

一 祭日 七月十八日

新編會津風土記云

村西二町十間山上にあり祭神は市千魂命なり鎮座の年月詳ならず鳥居あり
別當は四天王の木像を安置せる
の作なり
故古四王といへり像は聖徳太子
といふ此山松杉蒼鬱として鶴の翼を張れるに似たり故に鶴森と云ふ

(一六) 熊野神社

一 祭神 伊弉册尊 速玉之男命 事解男命

一 所在 上三宮村大字吉川岩澤字堂ノ前鎮座

一 由緒 社傳曰寛治五辛未年鎮守府將軍源義家朝臣清原武衡家衡征討の爲め發向の折陸奥の國
今の岩
代の國河沼郡熊野堂村熊野三社の神新宮を當郡新宮村那智を宇津野村に本宮を當岩澤村に遷座し社領七十町を寄附せらる社殿巨宏にして社僧數員なりとあり以來星霜推移り兵亂又は祝融の爲めに社記等を失ひ詳細は知り難きも天文の頃永樂錢百二十貫文の社領ありし事舊記に見えたり舊社地數町に涉り往古社殿の礎石今尙所々に存す明治五年村社に列せらる

一 勸請 年月不詳

一 祭日 九月七日

新編會津風土記云

村西一町餘山足にあり義家朝臣の勸請と云當時は結構巨宏にして神官社僧も數員ありて社領も亦二百町に餘れり天文の頃までは永樂錢一百二十貫文の地ありしと慶長十六年八月地震の爲めに殿宇坊舎盡く破壊せり後わつかに本社拜殿を造復し其餘の殿舎は再興ならず今に礎石のみ存せり寛文中までは二王門に奉造立金剛力士形像各一軀木像工僧仁助木圖造僧果成大檀那僧琳覺建久六年大歲乙卯二月吉祥日始之と書せる棟札ありしといふ力士の像も風雨に蝕せられて形體全からず

(一七) 若宮八幡神社

一 祭神 仁徳天皇

一 所在 豊川村大字澤部長尾字若宮鎮座

一 由緒 不詳

一 勸請 年月不詳

一 祭日 九月十九日

(一八) 八幡神社

一 祭神 應神天皇

一 所在 岩月村大字大都字宮ノ前鎮座

一 由緒 社傳曰應徳中奥羽の役源義家朝臣爲祈願山城國石清水の神像を模し此に祭ると云而して文保二年九月十五日神門廻廊等を改造す其後年月を経て宮殿破壊せるを文祿二年三月當郡岩崎村

平田三平之を修補せり然るに天正中伊達氏蘆名家を襲ふ時兵火の爲め社殿等灰燼となり社記亦失ふ故に不得其詳後慶長三年上杉氏會津を領するに及て舊に依て社傍の山を寄附せらる其後領主松平氏に至ても舊例の如し時に明治五年壬申の歲神社改正に依て村社に列せらる

一 勸請 年月不詳

一 祭日 九月十七日

新編會津風土記云

相傳て永和三年に勸請せりと云其後天正中兵火のために焼亡す文祿二年岩崎村平田三平と云者再興せしとぞ

(一九) 伊佐須美神社

一 祭神 大彥命 武渟名川別命

一 所在 上三宮村大字吉川見頃字相ノ澤鎮座

一 由緒 不詳

一 勸請 年月不詳

一 祭日 四月二十二日

(二〇) 稻荷神社

一 祭神 宇迦之御魂神

一 所在 慶徳村大字豊岡慶徳字香隈山鎮座

一 由緒 社記曰寛治五辛未年鎮守府將軍源義家朝臣清原武衛家衡征伐の爲め下降の節河沼郡熊野堂村熊野神社を隣村新宮村に遷座し又山城國紀伊郡稻荷山に座す稻荷神社を當所に勧請し若干の社領を寄附せらる然れども弘和以來主筆名家の一族互に相争て兵亂止む時なく故に神領没して漸く衰微に及ふ寛永二十癸未年舊藩主保科氏此地に封せられて入國以來深く崇敬ありて神供田を寄附し又狼藉殺生諸木伐採の禁札を揭示し永く祈願所となす其後領内四ヶ處の神社に毎年清明祭を行ふ藩主目代を以て祝詞を奏し百穀豐熟を祈る祭典殊に厚し當社其四社の一也云々とあり後清明祭數社年番を以て行ふと雖も毎年四月九日藩主幣帛を獻す又早滂の臨時祭には目代を發して祝詞を奏し祭祀を行ふ明治三庚午年春清明祭の舊例を上申す御初穂金七百匹若松縣より御供になる依て三月五日清明祭を行ふ神供田三畝二十一歩舊別當屋敷地七畝十歩共に除稅地なりしか明治四年上地になり明治五年村社に列せらる

一 勸請 寛治五辛未年

一 神位 正一位 寛政十二年十二月二十九日 口宣下 藏人頭左中辨藤原資董奉

一 祭日 七月二日

新編會津風土記云

村南三町山麓にあり相傳ふ源翁慶徳寺に住せし時或夜何くともなく一女子あらはれ師に謂て云某は和尚の濟度を蒙りし那須野の殺生石なり自今佛法擁護の神となりて頓生成佛の恩を報せんと即白狐の形をなし須臾にまた十一面觀音の像を現はし南に飛て稻荷山の中に入る因て一社を造營し此社に

崇むと云又奥院とて本社の方大杉と云山の頂にあり老杉二株あり當社草創以來の古木なりといふ

御田植の記

當山稻荷大明神は應徳二乙丑年源義家朝臣熊野山鎮として勸請ありしより星霜を歴て衰微の所應安二年中釋玄翁再興ありしより繁昌の地となれり明應年中當縣の地頭平田石見守稻荷は倉稻魂命にして五穀の守護神たるにより神田を寄附して二月初午に供御を供へ其年の吉凶を試むるに掌をさすか如し神田を植る節は民に田植歌を唄はしめて祝祭すること歳久し天正の亂に平田亡ひてより氏子とも舊例に従ひて免田を寄附し明暦二丙申年まで其事傳はりしか夫より後すたれて絶えぬれども神田もこのまゝにて今に到れり依りてことし天保甲午年さなへ月再興することゝなりぬ

田植うた 越 天 樂 平 調

上段二反 いなり田のたな井にひたすたねはなに〜

葉廣のはやわせやつかはのおくしね

中段二反 山田にも石田にもいしたにもやまたにも

典 終 御田の神のしめはえて千刈田は二千刈

換 頭 五百刈田は千刈御田の神のさなふり

一 反 うた酒にあかのもちたんどめをさをさめたち

上段二反 しよふもよれあるもよれ引つれてみんなよれ

御正田に田つくる民のたからは子たから
 中段二反 稻荷山の杉むら村のさかへも木高木
 典終 かゝしにもおどろかすなるこもさわかす
 換頭二反 秋の田のかり田にやもめ鳥か穂ひろふ
 右御田植歌

天保五甲午年仲夏十八壬午日

澤田新右衛門名垂補闕
 浦上舍人遜 諧音

密藏寺光隆

(二二) 八幡神社

- 一 祭神 大鶴鶴尊
- 一 所在 吾妻村大字若宮野川字堂名目鎮座
- 一 由緒 不詳
- 一 勸請 年月不詳
- 一 祭日 九月三日

新編會津風土記云

昔は村東七町餘にあり天明中今の地に遷す義家朝臣奥州に下向ありしとき勸請せりと云
 (二三) 八幡神社

- 一 祭神 譽田別皇命
- 一 所在 磐梯村大字赤枝字西畑鎮座
- 一 由緒 不詳
- 一 勸請 延寶三巳年三月
- 一 祭日 八月十八日

(二四) 諏訪神社

- 一 祭神 健御名方神
- 一 所在 熊倉村大字都字高柳鎮座
- 一 由緒 不詳
- 一 勸請 年月不詳
- 一 祭日 八月二十九日

新編會津風土記云

草創の年月詳ならず天正中蘆名氏の臣關柴村の領主松本備中蘆名氏に叛き伊達政宗の軍兵を引入れし時沼澤出雲實通自ら討手を請て關柴村に馳向ふ社前に穀葉の紋を透せる掛燈籠あるを見て諏訪の社なるを知り叛臣降伏の祈願をこらし速に松本を誅戮し伊達の軍勢を討取りしと云は此社の事なり其後蘆名家の崇敬あさからさりしとぞ

(二四) 譽椅神社

神社名	祭	神	勸請年月	祭日	所在地
稻荷神社	倉稻魂命			十月十五日	同 村大字三津井字大宮
山神	大山祇命			九月一日	同 字稻荷前
二荒山神社	豐木入彦命			五月二十三日	檜原村字鳥居澤
菅原神社	菅原道真			十一月十一日	關柴村大字下柴字石堂
諏訪神社	健御名方命 八坂戸賣命			九月二十七日	駒形村大字五合 <small>南屋</small> 字天神宮
諏訪神社	健御名方神			八月二十八日	熊倉村大字新合字小沼
富士神社	木花咲耶姬 伊邪那美命、速玉男命、事解男命、應神天皇、仲哀天皇、神功皇后		保延六年	八月三十日	同 字諏訪林
廣瀨神社	若宇賀乃賣命			九月二十三日	新郷村大字三河字宮ノ脇
氷川神社	須佐乃雄命		文治五年六月十五日	八月一日	奥川村大字元島字井岡平
八幡神社	譽田別命		應徳三年	六月十五日	新郷村大字豊洲字天王前
山神	大山祇命 素盞雄命 倉稻魂命			九月十一日	奥川村大字飯里字宮ノ上
諏訪神社	健御名方命		大同二年	九月十五日	同 村大字高陽根字森ノ前
				七月二十八日	同 村大字飯根字宮野

右神社中古來崇信者多く名ある神社を左に記す

(一) 麓山神社

月輪村字關脇の權現山に鎮座す會津二十二社の一にして會津及近國の崇信多し本社は當館主關參河守藤原重光大同元年九月岩館山に勸請して守護神とし永保元年今の地に移祀し承久元年猪苗代城主三浦經連當社を猪苗代郷總鎮守と尊崇し松平家就封以來國家安穩の祈禱所と定めらる例祭の日には火劍祭といふ神事ありて參詣人群集す其火劍祭は村内の男子齋戒沐浴し餅を搗き

神社名	祭	神	勸請年月	祭日	所在地
諏訪神社	八坂刀賣命			十月十一日	北山村字漆
溫泉神社	大己貴命 大山祇命			十月一日	大鹽村字湯ノ上
出雲神社	大國主命			十一月一日	山郷村大字磐見字南早坂
熊野神社	伊邪那美神			九月十五日	木幡村大字蓬萊字上ノ山
熊野神社	伊邪那美神			九月三日	相川村 <small>藤</small> 字權現平
出雲神社	大國主命			八月四日	一ノ木村字一ノ月
須賀神社	須佐之男命			七月二十日	早稻谷村字中村
磐梯神社	壺山姫命 大山祇命			九月二十七日	加納村字五日
熊野神社	伊弉册尊			八月九日	松山村大字鳥見山字中村
麓山神社	羽山祇命			八月八日	熱鹽村大字山田字羽山
熊野神社	伊邪那美神			八月十九日	同 字長床
日枝神社	大山咋神			十月十一日	堂島村大字遠田字三ノ宮
宗像神社	市杵島姫命 湍津姫命 田心姫命			八月二十五日	山部村字木曾
稻荷神社	宇賀迺御魂命			十月十三日	小川村大字小舟寺 <small>小布</small> 字中條
溫泉神社	大己貴命			九月二十七日	熱鹽村字寺山
出雲神社	大己貴命			十月十一日	加納村大字宮川字西中田
三島神社	大山祇命			十月十一日	加納村大字米岡字大六天
磐梯神社	壺山姫命 大山祇命			九月二十五日	關柴村大字平林字宮東

寛治元年

餅大福

之を各戸に配り鎮守社に參集し其年の五穀豐饒無病息災を祈願す其囀に曰く

麓山様は實力のつて遊ばせ給ふ面白や

鎮守様は實力のつて遊ばせ給ふ面白や

麓山様のおりくたさつて遊ばせ給ふ面白や

祈願終り寄人を始めとして衆之に續いて烈火の上を渡るなりと左に新編風土記所載の火劍祭の記事を示さん

毎年九月十五日さるへき民家を掃ひ清め注連繩を引て大幣二本を安し村民の祭に與かる者宿齋し此に會集し大なる爐に薪をたき
月山麓山權現並稻荷大明神と一口に出る如く唱ふること數十反神これに馮る者一人或は二三人互に起て幣を取て狂躍し遂に爐中
に入り火の上に座す或は火を攫み或は火を踏み幣にて火を探れども幣帛もゆることなし少間ありて神去は其人醉の醒るか如し九月
十五日より二十七日まで毎夜かくの如し二十九日の朝麓山社に詣て神事に交はる是を火の祭と云ふ

又猪苗代新町の麓山神社の記事に

祭禮の日火劍火事として生木を焚て薪とし鹽を多くそぎ火をしめし村民等呪文を唱へ幣帛をふり清めはらひ祈願あるもの參詣す
れば火中をわたらしむ又乘童と號けて祈願する者の吉凶を託宣することあり昔はこの事を童子行ひしよしなれと今は老壯の人こ
れをなす今より見れば妖しきさまなれと久しき習なればこの社と關脇村の麓山神社の祭禮の日のみその事を禁せすと

(二) 宗像神社 山都村字木曾の村北に鎮座す昔は村北四町山中の堂岸と云ふ處に在りて社頭衰廢
せしを明暦元年此村の肝煎齋藤孫右衛門といふもの靈夢に感して此處に移せしと勸請由緒詳ならず
と雖も古老の傳ふる所に據れば天喜年中源義家安倍貞任追討の時筑前より勸請せりと現今の社殿は
明暦年中の改築にして舊藩主松平侯特に信仰ありて社殿修理の資を賜ひ且つ藩に於て毎年春秋に祭
典を行ひ老人を敬ひ篤行者を勸賞し山三郷總鎮守と尊稱し毎年八月例祭あり賽詣者多し

(三) 吾妻山神社 吾妻村大字若宮字中吾妻山鎮座

當社は延喜式神名帳に載置し陸奥國一百座の其一座にして天武天皇の御宇白鳳十四乙酉年八月八日
役小角の開山なり後平城天皇大同四年釋空海再興し文徳天皇天安二年藤原義圓家士朝泰と戮力して
遙拜殿を唐松澤に草創す其後醍醐天皇の御宇延喜式撰定し給ふに至つて式内の社となる應永年間の
争亂の際より寶器等燒失して當社の由緒明瞭を缺く遙拜所は其後田母澤木地小屋等に在りたるこ
とあれども今は市澤に置く七月一日より五七日大祭を行ふ永く以て恒例となす

登山順路 舊遙拜所吾妻村字田母澤より山神峠を登り唐松社に至り之より岐路右すれば成就院小屋三龍
神・龍神窟・義圓小屋・元東屋沼神社の跡・笹沼を経て東吾妻に向ふなり左すれば儀場平を左方に見てざ
らめき社月光山上拜所下りて金山彦神より東屋沼神社夫より中吾妻・吾妻神社の御寶前に至るなり
以上記する所に依り維新前に於て官民共に敬神の念厚かりしことを知れり尙終に舊藩政時代に執行
せられたる清明祭蜡の祭に就て大要を記すへし

清明祭とは祈年祭のことにて春清明の節に行はれたるにより清明祭と稱したるなり此祭事には奉幣
官郡奉組の總鎮守に登山せられ白米四斗と金子三兩を納められ終て賞與式あり此式には孝子、貞婦、
義民又は十歳未満の兒三人以上養育の者へ金穀、衣類、農具、賞狀等を授與せられたり此祭事は寛政
四年迄は二月十四日に行はれたりしか雪消遅く路次難儀の爲め三月節清明の節を定日と改めらる
蜡の祭とは初穂を奉る式にて秋降霜前收穫の終りたる頃を以て行はせらる奉幣官出張せられ祭祀料
として白米四斗金子五百疋を納めらる終て愛惠式といふことありて古稀以上の者に酒肴を惠まる二

祭共に極めて嚴肅に行はせられたりき

第二節 寺院

本郡には大同二年の創立に係る惠日寺を始めとして多くの寺領を有し全盛を極めたる大寺巨刹多かりしも蘆名氏入封以來寺領を沒收せられて衰頽せるもの多く維新後は敬神思想と共に其歸向を薄からしめ堂舎の敗頽をも意に介せず全然廢寺に至りしもの住職なきものも多く假令住職あるも維持に困難しつゝあるものも亦多し郡内現存する寺院は百三十七箇寺にして之を宗派別にすれば天台宗三、真言宗四十四、淨土宗二十六、臨濟宗二、曹洞宗五十八、時宗一、真宗三なり

一 主なる寺院

(一) 屬嶽山 惠日寺

磐梯村字本寺に在り

一 宗派 真言宗 新義派

一 本山 豊山 長谷寺 大和國式上郡長谷村

一 開山創立 堂寺は大同二年弘法大師の創立にして爾來連綿相續寺門益々盛大を極めしも明治二年神佛混淆を改め神社と寺院とを區別するに際し磐梯神社は分離し當寺は廢寺となり堂舎は觀音寺に充用することとなりしか若松の富田治作富田將監の末裔歴史ある當寺の廢滅に歸せしを大に慨歎し當寺復興の首唱者となり東西に奔走し明治三十七年五月二十六日官許を得寺名を復舊し尋て若干の淨

資を投し且つ大方有志の賛助を得て廣く義捐を募り堂宇の破壞を修理し大正二年十月八日を以て寺號復古報告式を舉行せり

一 堂宇 本堂横八間 掛下三間九尺 門七尺二間

一 本尊像 千手觀世音

新編會津風土記云

山城國醍醐山金剛王院の末寺真言宗なり山號を磐梯山といふ緣起を案するに磐梯山もとは病惱山とて魔魅すみ居て常に祟をなし稼穡を害せりしかのみならず山麓に民居數多ありしに大同元年暴に一大湖となれり斯る災異天朝に聞えしに因り同二年空海師勅を奉して此地に來り空海の狀なりとて、指引は輪海に著くともへ、河沼郡八田野にて十日か程秘法を修しければ魔魅は其別峯烏帽子嶽まで失去りぬ斯は」といふ詠ありて空海山の名を磐梯と改め且つ永く災異鎮防の爲にとて當寺を開かんことを謀り三鈷の杵を搜て靈區を下せしに其杵雲中に入ると見しか落ちて此山の紫藤の上に懸れり今の三鈷藤是なり因て此地に當寺を創立し丈六の藥師の金像日光月光十二神將四天王等を安置せり此時に山神形を現しければ空海之を祝ひ祭りて磐梯明神と稱し舞樂を奏して明神と名く又戒壇を建て、受戒せしめ寶祚を祈て卷數を奉しければ叙威の餘り當郡の官租を免して永く寺料とせらる其後空海此寺に住せること三年にして僧侶三百餘人に及びしか大同五年都に歸るへき由詔ありしに因り當寺をば徳一に屬して歸れり云ふ

大師行狀記云ものに陸奥國會津に空海精舎を建て慧日寺と號して徳一に屬すどあり然れども今昔物語に徳一が建てたる惠日寺とあり又神明鏡に徳一奥州會津に清水寺を建て觀音を安置すと見ゆ百因緣集には徳一奥州石梯山に清水寺を建立し弟子今與と云者に此寺を屬せし由あれば清水寺は當寺の別稱にして徳一の開基と見えたり且大同元年空海歸朝の後同二年までは實前國御笠郡靈音

寺に居ると聞ゆ此等の説縁起の載する所と異なる故こゝに併録す百因縁集に載する今奥といふもの詳ならず法系第三世に金藏といふ僧あり此僧の名を寫し訛りしにや又徳一か歌なりとて、縁あらは我又こんよいははしの山のふもとの清水の寺といふ詠あり

徳一當寺に住せしより以來相續て寺門益々繁榮し子院も三千八百坊に及び數里の間は堂塔軒を比し覺を並へ壯麗言ふ計なかりしとこそされは會津四郡の地は大方は寺領なりしに壽永の頃越後城四郎長茂越後國蒲原郡小川莊を割て當寺の衆徒頭乘丹坊に與へければ寺産益々饒なりしか信州横田河原の戰に乗丹四郡の兵を率ゐて進發し彼地にて討死せり平家物語に出づ又源平盛衰記に乘丹坊を藤原房に作る又其子藤原新大夫奥山權守其子の權新大夫伴藤原當と記せり此四人の事詳なり因て當寺も稍衰へしと云ふされども永正の頃までは猶宏基巨構にして院宇も多かりしと見え其圖今に残れり古老の口碑に當寺繁榮の時は寺領今を以て見るに十八萬石計なりしと云ふ盧名義廣の頃は寺産も漸衰へ僅に八田、居合、柳原の三村を所務せり天正中伊達氏の亂に坊舎殘なく兵火に罹り衆徒みな退散せしか當寺の檢校歡喜院玄弘と云ふ者兎角して是を防ぎ只金堂のみ火災を免ると云ふ然れども其靈跡なるに因り伊達氏より常世三橋竹屋にて三百貫文の地を寄附せり蒲生氏郷の時之をも失ひしか秀行に至り五十石の寺料を賜ふ明曆中肥後守正之これを修營し五十石の地を寄附せり今は昔の形なれども古蹟遺蹤四方の原野に基布し其餘、舞師田、笛吹田、太鼓田、香田、油田、四十坊敷、萬燈等の字、田圃の間に遺り古の全盛想像するに堪へたり藥師の靈像は今に存して靈驗多く古器文書等猶少からす末寺二十一箇寺あり

- (一) 護法山 示現寺
- 熱鹽村字熱鹽に在り
- 一 宗派 曹洞宗

- 一 本山 諸嶽山 總持寺 石川縣能登國鳳至郡寺田村

一 開山創立 往古は密宗の道場にして大同年中に空海の創立する所なり永和元乙卯年七月開山源翁和尚曾て此山に遊て林壑の美を愛す偶、神人あり和尚に攝して云師當に此山に住すへしと和尚の曰は密宗の道場なり吾住する寺にあらず神人曰吾言に順はすんは院宇盡く焼亡せんと云て奇異の相を現し強て和尚を請し入院せしむ此日門前の一巨樹自ら燒燼する事二三日根より忽ち溫泉湧出する人皆愕然たり巫祝神降して所以を問ふ託して云我は前日の神人なり和尚の沐浴のために此溫泉を湧出す和尚は是觀音薩埵應化身吾は鎮守熊野權現と云了て神昇是則ち今の溫泉なり又一池の鹽泉を涌して常に鹽味を供するは和尚嚮に藝州の航路にて大法を龍神に授くるの報なり慶長十六年地震に鹽池溫泉混し明徳元庚午年鎌倉より總持寺峯山禪師に告て那須野の怪石を濟度せしむ爾時師老翁台命に應ずる能はず即ち弟子の源翁和尚をして代理たらしむ和尚師命に隨ひ野州に赴き怪石に三歸三聚の戒法を授け七言の偈を唱へ杖を以て一喝せしに怪石破砕磊々たり此事世人の詰する所故委しく贅せず應永二乙亥年後小松天皇叡感ありて紫衣勅號の褒賞を賜ふ芝名盛氏及代々の領主より數箇の寺領を賜はること枚擧するに遑あらず爾りしより派流の末山三十二箇寺今存するもの當國二十九越後國に二都て三十一箇寺昔は境内に十二の支院あり天文六年回祿にあひ漸々退轉す後降て三十八世秀國秀洞庵一院を再興す開山源翁和尚入院より今明治十一年に至る凡五百有餘年住寺の歴世四十代に及ぶ

- 一 本尊 虚空藏菩薩
- 一 寶物 主なるものを擧ぐれば左の如し

藜柱杖	一本	袈裟	一頂
地藏像 <small>慈心作</small>	一軀	十三佛像 <small>概實に刻む</small>	一軀
觀音像	一軀	珠數	一貫
堆子香箱	一箇	笈	一荷
源翁和尚筆畫像	一幅	同名號	一幅
香爐	一箇		

新編會津風土記云

此寺は昔は眞言の道場にて空海の建立なりといふ其時は護法を五峯に作り示現を慈眼に作り五峯は湯館、高井田、間瀬、高松、護法とて五つの峯此寺の境内を繞れるに取り慈眼は千手觀音の像あるにより慈眼觀衆生の經文に取れり永和元年に源翁此に住し今の文字に改めき中略今寺料五十石を附す末寺二十七箇寺あり

開山塔 客殿の西に在り東向三間四面の堂なり源翁の像を安す長二尺八寸左右に二空廣三世玄光か像あり又空海の像あり此北に源翁の碑其南に空海の碑あり共に無銘なり

開山塔銘

陸奥護法示現妙禪師諱心昭字源翁越州秋邑姓源氏降誕時空有聲曰這是觀世音菩薩應化救世難可最尊
 德元己巳年二月十九日幼穎異五歲出家州陸上寺隨善法師成了角兒容貌美麗衆人所愛敬七歲誦俱舍
 二八剃髮究毘尼經論與儀自思惟斯因緣譬喻言說非教外別傳皆捨游歷諸方二九見總山禪師頓悟玄旨山

乃充首座在會者宿護師高風出世開堂獻書由禪師初住羽州永泉次移野州泉溪其間或一月或半歲寄住地多皆爲其州郡主宰所貴仰卜緣不緣讓之捨之應安始昧跡本州卷尾現今岩代國耶麻郡卷尾山慶徳寺誠如鹿射匿香覆之以企而香愈著刺史詮盛遍遊見紫雲蓋西峯奇尋逢師定座禮起問道忽除礙障物信附籍寺門師一夕夢白衣老翁先云去此北二里許有靈巒嶺下存古寺寺主願虛席請和尚誠天明行覺後運步人山眺望五峯遠連四絕隣萬木繁漫獅子臥對境暫憩眈前夢老翁出曰善來善來我是山神也乃以手指洞口師回頭翁瞥地不見黑衣老僧出迎云吾待和尚久引入院著座云抑茲由者我宗元祖空海所開焉山號五峯五峯相連故寺稱慈眼者安觀音像故今付和尚永振門風言訖拂袖去轟然火起如車輪物昇降燒舊院徒衆盡逃散其夜七堂莊嚴銘七寶造化之師欣欣入院 永和元乙卯歲七月十四日洞中有一大樹燒三日倒自根湧溫泉巫祝神降問所以託曰山神爲和尚沐浴加護者熊野三社權現也猶長護和尚法憶於此改五峯爲護法更慈眼號示現體同用異普門品云聞是觀世音菩薩品自在之業普門示現神通力者當知是人功德不少本茲文蓋兼示薩埵與師自在業露現向來信者得益矣會中三百衆太郎丸河內守平盛次曾依師落髮曰正乘一日侍立師上堂曰好兄弟唯修善莫作惡此語三歲孩兒雖易知百歲老人難行之珍重乘聞豁然有省謝恩以宇津野坊平水澤邑重根農夫家貧乏因於岩崎市中鬻布得百錢直登山禮師受血脈歡喜獻布錢歸屋暢前事婦曰善提則不無爭奈今日飢渴何夫變色曰若實恁麼再參訴和尚出戶一步拾一錢步步滿百錢半路歸告之曰佛法奇特濟分離圓頂作庵寺傍號慶昌到死仕婦亦懺悔剃頭隔谷結草號格菴念贊補衣終焉康應元己巳歲五月初五日俄爾於野州那須野怪石出現偏石有毒毒氣紛紛觸者死亡世謂之殺生石諸宗雖降伏之未合利明德始相將師告事能總持曰請願救之衆皆議令大徹向之徹至彼見石大十丈餘白骨埋石以柱杖拂骨骸石動天地暗不得救即歸 帝開傳

然乃下 勅書令師教之師奉詔至彼向靈石佛事曰汝元來石頭喚作殺生石靈從何處來性自何處起現今證據成佛性真如全體三摩曰會歷去結句曰法法塵塵端的底本來面目未曾藏現成公案大難事異類中行任度量下語了拈拄杖打一下忽然顛破 應永二乙亥歲正月十一日至夜端正靈女來曰吾是石魂也慙愧有宿業八萬却隨野狐身轉轉錯惑人亡國今略白和尚竺土天羅國斑足太子欲登王位取千王頭所祭塚神支那般紂王姐妃周幽王褒姒此兩妃笑烽火喪邦本朝近衛院姬玉藻前列管絃座身放光惱王體者吾身是也逢安部安成卜之制惡障退天上止此野業性增長無休故天尊 勅令三浦千葉上總驅之及三州郡國此野狩三日間狸貉狼狐一千二百四頭掛弓矢凱歌響宇宙強兵分草豈易隱藏心識忙々當生年一十三三浦小兒一箭放倒嗚呼革囊雖朽草間靈魂尙殘此野化成石巖巖橫奇快善緣合時敬業和尚攝引徑得天上妙樂伏請我授淨戒尊續壽佛惠命師隨彼言女受了作禮退飯護法郡領以表奏之 帝大悅詔欲供養師三請不立贈賜紫衣不受 帝益加頂愛相將師亦感寄附利根川百貫文地師行脚時詣藝州嚴島沙渴羅龍王與百千若干眷屬俱浮海上遶師船三匝合掌向師曰大慈大悲廣聞甘露門救度我等師下船行數十步履水如地對龍王說戒即授血脈王受了報之以黃金數千益師椰揄不受之王亦捧閻浮檀金彌陀像曰願受此法施時師受之今佛殿本尊是也

(三) 叶山 願成寺

上三宮村字上三宮に在り

一 宗派 淨土宗

一 本山 華頂山 知恩院 京都府山城國愛宕郡東山

一 創立開山 嘉祿三丁亥年中隆寛律師開山同年法弟實成創立律師は淨土四流の内多念義一流の祖にて宗祖國光大師の法子なり粟田關白五代の後胤少納言資隆の三男當國へ配流の砌相模國飯山森入道西阿深く律師に歸し彼の祕計にて入道西阿の住所に移し法弟實成房を當國に被_レ遣律師の依_レ命實成同年當寺を創建し同十二月十三日隆寛相模國飯山にて命終實成遺骨を當村廟山に葬る開山となす律師三行狀國光大師行狀傳本四十四に出づ實成房寺務二十一年實治元丁未年六月十五日寂す當寺は文祿年中故有て數年住侶なく堂宇悉朽果て本尊彌陀開山律師二代實成房の木像殘れる而已にして當村字三島道上に在りしを二十七代中興行譽靈雲國主保科正之の代に今の地に振替を願受け寛文四甲辰年七月現在の地に移して再建す且寺領田十七石一斗六升八合を賜はる行譽上人寺務三十九年元祿十三庚辰年十二月三日命終彌陀堂下に葬ると云代數當住在空迄五十四世

一 堂宇 本堂縱六間 橫八間 庫裏十六間半 山門二間 三間半

寶藏二間半 鐘樓堂二間

一 本尊佛 彌陀如來 脇立觀世音菩薩 勢至菩薩

一 境内地 一千九百十五坪

一 寶物 琵琶 一面 二十五菩薩面 二面 佛像刻版 二枚

新編會津風土記云

村中にあり叶山と號す此村もど加納村といふに初加納山といひしを後人誤て今の名にせしにや淨土宗京師智恩院の末寺なり淨土四流の一多念義の元祖隆寛か開基なりといふ縁起に據に隆寛は粟田關白の後胤少納言資隆の三男なり自ら無我と

號し又皆空と稱す幼にして台嶽に遊ひ慈鎮の法弟たり後源空に歸し淨門に歸依す源空深く奇愛し撰
 する所の撰擇集を附屬す嘉祿三年並榎定照か譏言により山門の詛起りしかは同年七月毛利入道西阿
 に命じて隆寛を奥州に誦せらる西阿歸敬淺からず隆寛を己か領所相模國飯山に移置加納莊は三浦介盛
 時が所領なれば隆
 寛を盛時に預けられしにや又毛利西阿か室は三浦泰村か女
 にて盛時と内縁あれば密談ありて暫く飯山に留しにやと云先弟子實成を配所に下す同年十二月隆寛飯山にて遷化
 せり實成遺命に遵ひ其骨を配所に葬り一字を建立せり即此寺是なり其後文祿中蒲生氏の臣今福求之
 助門屋左近右衛門と云者此村を領しけるか堂舎を毀ち居宅を營み僅に隆寛か眞堂のみ殘しければ住
 持雄譽退院して越後國に行く慶長の始め上杉景勝に従ひ再び會津に來り城東の地に一寺即府下徒町叶
 山願成就寺是
 なを建立して住しければ當寺は荒廢せしまゝにてありしか寛文五年小田付組入田付村光徳寺に行譽
 とて木食勤行の僧あり府に請て堂宇を再興す同七年と元祿七年に田地十五石餘を寄附す
 山門 三間に二間半樓上に三十三觀音の像を安し叶山と云ふ額あり

(四) 卷尾山 慶徳寺

慶徳村字慶徳に在り

一 宗派 曹洞宗

一 本山 護法山 示現寺 熱鹽村

一 開山創立 應安元 戊申年三月七日法王能昭禪師源翁和尚開山同二年八月二十八日創立夫れ當

寺開山源翁禪師は能登國總持寺第二祖の法嗣なり然るに應安元年此地に來りて草庵を結ひ其時の領
 主意名詮盛胤に出て此草庵の邊に紫雲の浮ふを望み源翁の道骨あるを知り來り見て其徳を崇敬し一

字を建設し爰に住せしむ因て紫雲山慶徳寺と號す半年餘にして雲水の僧侶二百餘集り其後永和元年
 に示現寺を開基す又應永二年の春再ひ來て當寺に宿せり然るに野須野ヶ原殺生石の靈現はれ白狐に
 變して尾を卷て蹲踞せしか十一面觀音薩埵の相を現はし前の山に向て飛去り其殘れる尾は山となる
 故に禪師自ら稻荷を安置し夫より山號を改めて卷尾山と云々後法弟劫外和尚を二世に嗣て退院す夫
 より五世一峯和尚まで住僧連續し其後暫く住僧なき事久し故に伽藍も大破に及ふ然るに文祿二巳年
 中示現寺十五世齡巖和尚來て古の寺跡字横町を改めて由麓に移して一字を建設す夫より示現寺の末
 寺と定め其後十三世本梁和尚の代堂宇大破に及ひしを再興す寛政五 癸丑年金鯨和尚の代に今庫裏を
 建設し嘉永四年 辛亥年二十六世雪巖和尚の時開山堂を建立す即ち開山源翁禪師創立の應安元年より今
 年 明治十 一年 に至る五百十一年に及び住職僧侶二十八世に及ぶ

一 堂宇 本 堂縦八間 横六間半 庫裏縦五間半 横十間 開山堂縦三間 横二間半

衆 寮縦三間 横五間 山 門縦一間五尺 横二間半 協 立觀音菩薩 地藏菩薩

一 本尊佛 釋迦牟尼如來

(五) 小荒山 安勝寺

喜多方町字寺町に在り

一 宗派 曹洞宗 總持寺派

一 本山 護法山 示現寺 熱鹽村

一 開山創立 應永二十八 辛丑年八月二十一日天海和尚開山同二十九 壬寅年九月二十日創建當寺

開山天海和尚は示現寺開山源翁和尚第一の法嗣也。昭比より落髮受衣關東の諸禪刹を遊歴し朝に如來の教法を訓讀し暮に祖師の活法を練磨し道を求むる志甚だ深厚なり曾て護法山頂に逸住するや徒を匡し衆を領し曹洞五位の文章を唱へ臨濟三玄の密旨を行ひ大に吾門の宗風を扶起せり。應永二十九年秋歩して此境に移り淨宇一區を建設し地藏薩埵の尊像を安置す。境内縱橫三十步東諏訪神社に接し東南人家に隣る即ち山を小荒と號し寺を安勝と稱するもの義を四海安靜の祥に取る乃祖職に當山に住する僅に六年にして遷化す。開基を雲光和尚といふ當時舊領主蘆名氏耕地若干を付して寺領となす然れども年曆を詳にせず滅後住僧無き久矣。慶長年中示現寺十七世吞播和尚職を以て當山に住せり爾來頗る隆衰ありと雖も舊記殘編其詳なるを載せず。五世江雪和尚の時法宇を崇構す規度宏壯殆んど前日の比にあらず。天明五年三月二十三日祝融の變に逢ひ堂宇悉く烏有となる草庵を結び僅に佛制を守る十二世泰麟和尚の時本堂及衆寮鐘樓を建立す。十六世梅梁和尚の時藩主松平氏該寺所有の耕地を沒收し以て更に村民に分與せり。當時開山の年即應永二十八年より本年明治十一年まで四百四十二年にして住職僧侶二十一世に及へり。明治十三年八月八日の火災に堂宇悉く烏有に歸し今の堂宇は明治二十七年九月の建築にかゝる。

一 本尊 釋迦如來 脇立文殊菩薩 普賢菩薩

(六) 慈應山 觀音寺

長瀬村大字川桁野に在り

一 宗派 曹洞宗

一 本山 諸嶽山 總持寺 石川縣鳳至郡寺口村

一 開山創立 文祿元年默崇圓開山同年創建當寺の儀は建久年中の頃三浦大炊助經連公苗裔長を經泰次を赤房末を義泰といふ兄弟三人引具諸苗代繼ヶ城の領主として相模國鎌倉より當郷に來る湖水の南安積郡福良村濱邊より船に棹して湖北新家村後入江に作るに至る然るに村民假に新しき家を構へて賀して城主を饗應す故に村名を新家と稱すと云へり又曰城主人をして正觀音の像を負ひ來る是又該君の守尊にして則法橋春日の彫刻なり然して城主龜ヶ城に安住の後川桁山の麓に一字を營みて觀音の像を安置す城主寄するに租稅百貫文の地を以てす寺を觀音寺と稱し經連公の菩提寺なり又村名を觀音寺後荒町又辛野に作るといふ斯くの如く佛像の尊き主公の子孫代々之を尊崇す且曰當寺經連公草創開山の僧名を詳にせずと雖も元德年中の頃埋没の斷碑を土中より得たり磨洗するに惠鑑禪師元弘の數字を存す之を開山の僧と崇め惠鑑和尚より二十九代を經良積和尚に至り天正十七年の遷化なり尋るに猪苗代城主彈正盛國仙臺伊達正宗の兵師を引て蘆名義廣と磨上原に戰ふ時に天正十七年六月五日義廣不利にして亡ひ又此災に罹り寺宇も亦俱に廢壞して荒圃となる悲哉其後文祿元年に至り越後國蒲原郡指合村朝日山光明寺第五世の存鏡和尚の門派蘭室梵芝和尚當郷に來り寺形を今の堰山の地傍舊地な去る中に移し再び禪刹を營みて正觀音を安置す山號を慈應と改め寺又觀音寺と稱す存鏡和尚に嗣法して光明寺前住三世默山宗圓和尚を以て再興開山とす則光明寺の末山となる宗圓より文榮まで十八葉なり

一 本尊佛 正觀世音

宗	寺名	山號	本	尊	本	山	派	開基年月	開	禮	所在町村
淨土宗	高山寺	赤岩山	阿彌陀	如來	下總國大澤	寺村名	越派	二月二十二年	其	山郷村	中山
	安養寺	往生山	阿彌陀	如來	下野國大澤	寺村名	越派	二月二十二年	其	山郷村	中山
	長福寺	飯島山	阿彌陀	如來	下野國大澤	寺村名	越派	二月二十二年	其	山郷村	中山
	龍泉寺	大澤山	阿彌陀	如來	下野國大澤	寺村名	越派	二月二十二年	其	山郷村	中山
	崇徳寺	檜原山	阿彌陀	如來	下野國大澤	寺村名	越派	二月二十二年	其	山郷村	中山
	阿彌陀寺	鹽泉山	阿彌陀	如來	下野國大澤	寺村名	越派	二月二十二年	其	山郷村	中山
	願入寺	來迎山	阿彌陀	如來	下野國大澤	寺村名	越派	二月二十二年	其	山郷村	中山
	善導寺	一行山	阿彌陀	如來	下野國大澤	寺村名	越派	二月二十二年	其	山郷村	中山
	長福寺	自天山	阿彌陀	如來	下野國大澤	寺村名	越派	二月二十二年	其	山郷村	中山
	願願寺	湖東山	阿彌陀	如來	下野國大澤	寺村名	越派	二月二十二年	其	山郷村	中山
	光明寺	雲山	阿彌陀	如來	下野國大澤	寺村名	越派	二月二十二年	其	山郷村	中山
	海摩寺	大慈山	阿彌陀	如來	下野國大澤	寺村名	越派	二月二十二年	其	山郷村	中山
	淨園寺	清雲山	阿彌陀	如來	下野國大澤	寺村名	越派	二月二十二年	其	山郷村	中山
	寶勝寺	久光山	阿彌陀	如來	下野國大澤	寺村名	越派	二月二十二年	其	山郷村	中山
	長泉寺	松寶山	阿彌陀	如來	下野國大澤	寺村名	越派	二月二十二年	其	山郷村	中山
	泉福寺	蘇榮山	阿彌陀	如來	下野國大澤	寺村名	越派	二月二十二年	其	山郷村	中山

一本堂 明治二十年五月十二日燬失す
 新編會津風土記云

曹洞宗山號を慈應山と云昔は山奥今本寺と云ふ所なりにあり文祿の頃今の地に移し又何れの僧の草創にか詳ならず三浦大炊助經連始めて猪苗代に來りし時觀音の像を負ひ來り川析山の麓に一字の蘭若を構へ觀音を安置し百貫文の地を寄附せしと云天正の頃良積といふ僧住せり然るに盛國既に伊達家に屬して後此寺も廢せしを文祿の初越後國指合村光明寺存鏡か弟子蘭室と云者廢寺を興し光明寺の三世默山を請て開山とし即其寺の末山となる寛文の頃にや舊址より斷碑を得たり惠鑑禪師元弘元の七字を存せり今はなし觀音を本尊とし客殿に安す春日作と云三浦經連携來りしとそ此腹籠の觀音なりとて今川西組三城瀨村長照寺に在り

二 其他の寺院

宗	寺名	山號	本	尊	本	山	派	開基年月	開	禮	所在町村
天台宗	龍現寺	愛宕山	彌陀	如來	下野國大澤	寺村名	越派	二月二十二年	其	山郷村	中山
	寶勝寺	高嶺山	彌陀	如來	下野國大澤	寺村名	越派	二月二十二年	其	山郷村	中山
	大正寺	打越山	彌陀	如來	下野國大澤	寺村名	越派	二月二十二年	其	山郷村	中山
	桂慶寺	寶林山	彌陀	如來	下野國大澤	寺村名	越派	二月二十二年	其	山郷村	中山
	少林寺	久昌山	彌陀	如來	下野國大澤	寺村名	越派	二月二十二年	其	山郷村	中山

長松寺	正福寺	德昌寺	龍源寺	清源寺	長泉寺	慶長寺	長圓寺	大同寺	長傳寺	長泉寺	寶重寺	玉泉寺	大用寺
八幡山	崇蛇山	寶珠山	峯松山	卷尾山	天王山	三宮山	岩松山	普光山	腰王山	後生山	妙理山	大平山	護屋山
正觀世音菩薩	藏菩薩	迦牟尼如來	彌陀如來	世音菩薩	迦牟尼如來	藏菩薩	迦牟尼如來	世音菩薩	世音菩薩	藏菩薩	世音菩薩	迦牟尼如來	同
會津郡石	會津郡石	會津郡石	會津郡石	會津郡石	會津郡石	會津郡石	會津郡石	會津郡石	會津郡石	會津郡石	會津郡石	會津郡石	會津郡石
寺山	寺山	寺山	寺山	寺山	寺山	寺山	寺山	寺山	寺山	寺山	寺山	寺山	寺山
派	派	派	派	派	派	派	派	派	派	派	派	派	派
開基年月	開基年月	開基年月	開基年月	開基年月	開基年月	開基年月	開基年月	開基年月	開基年月	開基年月	開基年月	開基年月	開基年月
開祖	開祖	開祖	開祖	開祖	開祖	開祖	開祖	開祖	開祖	開祖	開祖	開祖	開祖
所在町村	所在町村	所在町村	所在町村	所在町村	所在町村	所在町村	所在町村	所在町村	所在町村	所在町村	所在町村	所在町村	所在町村

曹洞宗	長照寺	大宮山	正觀世音菩薩	會津郡石	寺山	派	開基年月	開祖	所在町村
長松院	小檜山	釋迦牟尼如來	同	同	同	同	同	同	同
安穩寺	快樂山	彌陀如來	同	同	同	同	同	同	同
萬藏寺	福樂山	同	同	同	同	同	同	同	同
楞嚴寺	經納山	釋迦牟尼如來	同	同	同	同	同	同	同
清源寺	本田山	正觀世音菩薩	同	同	同	同	同	同	同
松泉寺	竹林山	同	同	同	同	同	同	同	同
長泉寺	石用地	藏菩薩	同	同	同	同	同	同	同
泉水寺	金澤山	同	同	同	同	同	同	同	同
泉水寺	地藏山	師如來	同	同	同	同	同	同	同
松前寺	覽王山	釋迦牟尼佛	同	同	同	同	同	同	同
泉養寺	船引山	同	同	同	同	同	同	同	同
久昌寺	龍澤山	藏菩薩	同	同	同	同	同	同	同
常安寺	高森山	同	同	同	同	同	同	同	同
宮昌寺	長松山	同	同	同	同	同	同	同	同

宗	寺名	山號	本	尊	本	山	派	號	開基年月	開祖	所在町村
曹洞宗	洞昌寺	香壽山	釋迦	如來	示現	寺	總持寺派				岩月村上田
	能萬寺	天谷山	十一面觀世音	同		同					天井澤
	威德寺	萬松山	阿彌陀	如來		同					桃溪
	永昌寺	圓國山	地藏	菩薩		同					朔松山村吉志田
	寶昌寺	如意山	釋迦	如來		同					中村
	大光寺	福聚山	同	同		同					海一ノ水村一ノ戸
	久山寺	圓峯山	虛空藏	菩薩		同					澤堂島村遠田
	長德寺	松林山	釋迦	如來		同					高澤堂島村
	萬勝寺	鷲峯山	阿彌陀	如來		同					江嶋間也加納村百木田中
	常繁寺	飯豐山	釋迦	牟尼	如來						岳同村針生
	長松寺	豐平山	同	同		同					樹同村上野
	西勝寺	八森山	藥師	如來		同					永正元年慶
	長德寺	岩松山	釋迦	如來		同					永正元年慶
	觀音寺	和光山	正觀世音	菩薩		同					永正元年慶
	龍泉寺	嶺雲山	同	同		同					永正元年慶

西光寺	紫雲山	阿彌陀	如來	同	同	元祿十二年	陽山瑞重	同村	小瓶木
-----	-----	-----	----	---	---	-------	------	----	-----

三 主なる佛堂

(一) 馬頭觀音堂 磐梯村字西ノ入山内厩嶽

一 本尊 馬頭觀世音

一 由緒 聖武天皇御宇天平年中釋行基勅を奉して諸國を經歷し當國に下り或夜の靈夢に依て此地に來る遙に駒の聲あり之を慕ひて深山に入る時に猿ありて七疋の駒を引走ること飛鳥の如し中に蘆毛の駒の上に一人の老翁出現し鞭を擧げて行基を招く行基瑞奇の思をなし三度天を拜す靈人妙音を擧げ我は天馬の星なり此山に住むこと久し衆生をたすけ永く疾馬の苦惱を治せん此北の峯に當りて魔瘴祟りをなし人民を惱ます故に俗に猫魔と呼ぶ汝此山を開き末世の諸願を成就せよといひ終りて見えす而して虚空に駒の嘶く聲あり是佛法應護の靈地なりと感して一刀三禮の馬頭觀音の像を彫刻し此處に安置し厩嶽山と號す大慈の威力日に増し利生嚴重なり其後大同年中弘法大師又勅によりて當地に下り觀音の脇士毘沙門天不動明王の像を造立す然るに山路嶮岨にして諸人躋攀に困しむ故に前立を會津郡木流村に移し老少此に參詣す

一 堂宇 本堂方四間 籠堂方三間

一 緣日 六月十七日

新編會津風土記云

厩嶽の山上にあり行基の開きし所と云ふ馬頭観音長一尺三寸座像なり行基作と云ふ四月七日八日六月十六日十七日兩度の會式あり

(二) 別當観音院 惠日寺二王門の前に在り

(三) 優婆堂 月輪村大字關都關字上ノ山

一 本尊

婆鬼 但 葬頭河の曲奪衣婆といふ衆生 濟度の爲め優婆夷靈といふ

翁鬼 但 葬頭河の曲奪衣翁 亦關覽王といふ

地藏菩薩 如意輪観音 子安観音

馬頭観音 正 観 音

一 由緒 抑當優婆堂は嘗て奥州耶麻郡關都村の主關氏久しく嗣なく夫婦羽山宮に祈りて妊むことを得たり妾月に臨みて惱痛七夜に充つ惱を重て九死一生に際す老婦來て讀經咒文を唱ふ忽然男産重郷といふ該婦は卒に霧霞の如く消え失せ影跡なし妾感佩し老婦の靈異を崇め優婆と稱し寢所に安す重郷人と成り三河守といふ佛法を信す嚮に母の崇むる靈魂を訂正するに十王經の説に因て名跡多留良橋の元に芽を雅舎となし婆鬼翁鬼地藏の三像を安して尊崇し優婆堂と號く此優婆靈驗あり能く諸人の行願を成就す故に婦人は産を患ふるなきを祈り衆人優婆の大徳を信して石碑を建て供養を伸て永く安穩を祈る然りと雖も堂宇大破し尊像も大に損す豈以ふに字上ノ山の麓に晴景の地あり境内となし二間四面の堂を營み入佛供養をなし亦婆鬼翁鬼地藏の三像を造り浙翁元潮をして開眼供養をなす嘉永戊申年二月十九日山崩れて堂宇毀損す仍て堂を建て安宗鐵榮をして入佛供養をなし世々末々尊崇す

る處なり

一 堂宇 本堂縦二間 横九尺 鹽水場縦三間 横二間半

一 緣日 七月十六日

(四) 虚空藏堂 岩月村大字大都天井澤字東村

一 本尊 虚空藏菩薩

一 由緒 仁和二丙午年秋或村民一の奇翁の告を得て尊像を彫刻して茲に安置し能滿虚空藏と稱し信仰せりといふ其の後天正年中伊達政宗亂入の時兵火の爲に灰燼となる依て享保元丙申年今の堂宇を再築すといふ開關より九百二十九年明治十一年なり

一 緣日 七月十五日

新編會津風土記云

虚空藏堂能滿寺の南にあり三間四面東向能滿虚空藏を安す木像長一尺八寸作者を知らず堂宇の製造稍精密なり此堂に鳥雀巢を造らす翼を休めすと云何れの時の建立にか極て古代の造營と見ゆ又寛文の初まて此より北に竝ひ不動堂あり其の木像に文和癸巳曆奉新造不動明王大檀那法眼豪祐大佛士法橋乘圓と書付ありて堂宇の製造虚空藏よりも猶古かりしと云々

(五) 藥師堂 北山村字桂澤(漆)

一 本尊 藥師如來

一 由緒 八皇第五十一代平城天皇御宇弘仁元庚寅年密宗の開祖弘法大師磐梯山惠日寺を建立し

自ら丈六の薬師の像を刻みて安置す磐梯山の元病惱山と稱し此山及東の嶽に山の風氣悪うして瘴癘を作し稼穡を妨く以南十餘郷の地俄に湖水となるの變あり故に天皇大師に命し給ひ勅を受け來て加持す今の河沼郡八田野村稻荷の森其座なり邪魅加持力に縛せられ烏帽子嶽に匿る時に奔る所の蛇の尾此地に當る故に尾寺と云ふ茲より災なし天皇賞め當郡の税を寺に附すといふ大師居ること數年勅有つて洛に歸る同五甲午年夏人皇第五十二代嵯峨天皇の御宇大師に命し給ひ再ひ勅を受け攝化利濟の爲め當國に下向す時に此國の人民疫疾癘聚の病に染し死相道路に才たり大師深く此を憐み給ひ衆病悉く除誓願成し給ひて當國鎮護の爲め五薬師を五方に安置す東方は惠日寺大寺薬師西方は西山村の日光寺南方は火玉堂寺今の雨屋の薬師なり北方は北山峯の眞言院の薬師中央は勝常寺の薬師なり時に北方北山の方に當て遙に奇光赫奕たり大師是を尋て北山の麓に至らせ給ふに峻巖峭り峙ち攀登艱すからず漸く葛藟を握りて北山の頂に至り給ふに蒼松古柏舊て雲漢に映す恍惚として嘆して曰く奇峯高峻何ぞ者開窟に似たる清流恰も尼漣河に異らすと此景象を見給ふに紫雲飄飄せる石窟に在り方一丈の上に梵書あり是れ薬師如來の種子眞言なり靈區なり大師深く敬信し給ひ此地にて千座の護摩を修し練若を草創し自ら一刀三禮の尊像を刻み安置し給ふ是れ當國鎮護五薬師の其一にして北方擁護の尊像薬師瑠璃光如來脇士は日月光菩薩守護の十二薬師及神將を安置し恭敬禮讚し給へは必至惱亂の有情此の照曜に遭て忽に蘇息せり病を除くこと洗ふか如し誠なる薬師瑠璃光如來本願功德經の衆病悉除の本願空しからず衆生是恭敬黎庶皈依すること言を以て演へかたし爾來八百餘年の星霜を経て堂宇荒廢に屬す傳に曰く時昔慶長年中時の領主蒲生秀行公竝御令室諸共朝夕御信仰の餘り

自御守本尊と深く敬禮なさしめ給ひ北山薬師靈像の靈驗に御感あつて資財を擲て精舎を營建し給ひ殿宇の輪奐俄然として善美を盡し閩國隨喜の歩て運貴賤信敬の神を連ぬ殊に若干の寶物を寄附し且つ蒲生秀行公密宗の秀榮僧正に命して曰く浩る靈應希代の尊像を遠境の靈窟に安置せんこと若し不期の禍ひ無きにもあらず遠き慮をめぐらし是より以降年々八月七日二夜三日を限り當北山に供奉し敬禮し遠近村里の一切衆生に結縁なさしめ給ひ長日弘眞院の本尊と崇め奉り給へて慶長十六秋麓の眞言院を若松允殿館今は年貢町村と稱すに移し弘仁五年宗祖弘法大師の開基其眞言宗眞言院を引移り弘眞院と改稱し從爾今日に至るまで別當は弘眞院にて務めたり

- 一 建立 弘仁五年甲午年七月 宗祖弘法大師創立
- 一 堂宇 本堂縦四間 横四間 御拜縦二間 横四間
- 一 緣日 九月三日

新編會津風土記云

薬師堂村より丑寅の方十七町三十間山の上におり九折にして登ること一町十間計堂四間四面南向北山薬師と云又峯の薬師とも稱ふ弘仁年中空海本州に來りし時此地において護摩を修し自ら薬師の像を刻み堂宇を建立してこゝに安置し又別に一寺を草創して此堂を守らしむ今の大正寺これなりと云永祿年中大正寺廢絶におよひ此堂宇も頼頼せしを慶長年中に蒲生忠郷再ひ廢したるを興し府下東黒川南町分弘眞院の開山秀榮を請て供養の導師とす因て其後弘眞院司となる堂の後に奥の院と稱して岩石多く重り家屋の如くなる所あり其中空虚にして方一丈計高九尺計上にさし覆へる岩の外面に圓

かにくほめる所あり舊其中に蓮華座竝梵字ありしと云今は分明ならず初空海此地に至りしとき自然に此梵字ありしかは奇瑞に感し護摩を修し薬師の像を刻て安せしと云或は空海自ら此梵字を彫りし共云會式は八月七日八日なり本尊薬師立像長二尺脇士日光月光竝十二神將を安す會津五佛の一なり

(六) 地藏堂 熊倉村大字新合辻堂前

一 本尊 地藏菩薩

一 由緒 不詳

一 建立 天喜二年六月二十日

一 緣日 六月二十三日

新編會津風土記云

村東三町十間餘にあり三間半四面南向創建の時代詳ならず本尊地藏長五尺坐像なり慧心作一寸八分の地藏を體中に納む泉水寺司なり慶長中此地藏の賽銭金澤村と爭論ありしときの裁許狀左の如し
辻村と金澤村と地藏の參錢に付て出入之儀遂糺明候處に田舎代には辻村え參錢取候儀無紛由雙方申候上代に成中納言殿御檢地に地藏同油島金澤領に成候付て參錢金澤にとりたる由に候其後蒲生彦大夫御奉行にて又檢地之時地藏同油島辻領に成由に候然は上古の例にもよらず近年は當領次第に取候得は當分辻領に相究上は不及相論事候雖然隣郷者先規當代のくたり能可爲由雙方申候間近郷六箇村召寄最員偏頗有之間敷候旨靈社起請文有様可申由細々糺明仕候處に隣郷一同に申候は田

舎代には何之構も無之辻え取申候上代之初檢地に金澤え入候連金澤え取其後又檢地に又辻領に成候故辻に取候を押領して年々申事仕由申事へ如此候得は先例は不及申當領次第に仕來候上は辻村に參錢取候得と被仰出候間可得其意候自今以後申事仕候は、可被加御成敗旨被仰出候仍如件

慶長七年六月廿八日

滿田長右衛門尉

任 長 判

町野主水佐

方 就

蒲生忠兵衛尉

郷 雄

山郡辻村 肝煎百姓中

(田舎代とは蘆名氏の時を云蒲生氏を上代と云上杉氏は越後代と云)

尙々先日は苦身共く、

先日爲御奉行御出候ちざうさいせん同萬之神納物辻村肝煎百姓に可有御渡候先日注文辻村百姓かたへ相渡候間如注文可有御引渡候爲其如此恐々謹言

六月廿七日

滿 長 右

町 主 水

蒲 生 忠 郷

栗村勝右衛門殿
池田由右衛門殿

(七) 觀音堂 關柴村大字三津井^土字堂上

一 本尊 觀世音菩薩

一 由緒 大同二年中公卿中將某の女勝ノ前陸奥國伊達郡松島を一見せんと粧を替へ乳母東雲を召連れ都を發足し當地に至り長途の疲にや病の床に臥し苦痛次第に暮らせし所或夜異人來て一夜の内に松島の景形を作り一覽に供へしに勝ノ前悦喜終に此地にて薨す然るに勝ノ前襟に懸けたる一佛あり丈け三寸七分にして閻浮檀金天作の觀音なり又享保二丁酉年八月十二日舊領主松平正容の息子正邦千手觀音を奉納す

一 建立 大同二年五月六日

一 堂宇 本堂^{縱六間 橫五間} 二王門^{縱一間 橫三間半}

一 緣日 七月十五日

新編會津風土記云

觀音堂村西一町にあり六間に五間南向郡中將の建立と云中將勝前に後れて來り勝前の死をき、傷悲の餘新に觀音の像を造て勝前の持佛觀音の小像を新像の眉間に嵌せりと云今觀音の像三軀を安す閻浮檀金の像長三寸七分十一面の像長六尺三寸十一面千手の像長三寸此堂天文中回祿^{長續に享祿二年六月此堂燒失のこと}見永祿元年領主蘆名盛興再造す其後再び頽廢せしを當家入封の後寛文五年府より再興す又此堂中に

不動毘沙門の木像あり共に四尺餘極めて古物なり

(八) 文珠堂 慶徳村大字豊岡^新字熊野

一 本尊 文珠菩薩

一 由緒 文治五巳年右大將頼朝公與州秀衡子泰衡を亡し給ふ此時會津四郡佐原十郎義連に賜因茲寺社領悉沒收建久三年新宮の長吏鎌倉に上り三社の由來竝寺社領沒收の旨を右大將家に達し寺社領として二百町の印證を賜はる同年有信故頼朝公文珠の影像を刻み當地へ安置す連慶の作なり

一 堂宇 本堂^{縱三間 橫三間半} 鐘樓^{縱一間半 橫一間半}

一 緣日 八月二十五日

新編會津風土記云

拜殿^{熊野宮}の南新宮寺の側にあり四間に三間半文珠の木像を安す長一丈二尺連慶作と云ふ相傳ふ建久三年に當社^{熊野宮}の神職鎌倉に往き領主のために社領を犯され難儀に及へる旨を訴へしかは源頼朝卿より社領二百町の證狀を下し給ひ又文珠の木像を當社に納めらる後小像ゆゑに此木像の軀中に納めり或云連慶作は此小像にて大像の文珠は後の彫刻なりと

(九) 藥師堂 一ノ木村字本村^戸

一 本尊 藥師如來

一 由緒 大同二丁亥年弘法大師此地に來り飯豊山開闢の刻參詣の衆人をして山上山下除災與樂の爲め大師自ら一刀三禮の行をなし藥師の尊像を彫刻して梵宇建立飯豊山前立の靈佛往昔は眞言宗

藥師寺と號す是則飯豐山別當たり天正の兵亂に罹り衰微して藥師堂残れるのみ暫くありて曹洞宗寶昌寺にて兼務す

- 一 堂宇 本堂横三間
- 一 緣日 七月七日

(一〇) 聖天様 奥川村大字飯根字極入

- 一 本尊 大聖歡喜天

一 由緒 傳曰德一建於奥川鄉極入金藏寺工匠者大和國猿澤邊水口八右衛門云者也時代不明云々後建久二年金藏寺荒廢に歸し聖天様のみ残ること而して歡喜天の像は河沼郡高寺より移せり

四 札所 (三十三所觀音)

夫れ三十三所觀音願禮の始は第六五代花山法皇冥宮の告により長谷寺の徳道上人供し奉り紀州那智山を始と濃州谷汲を終とし三十三所の觀音を御願禮ありしより國々に遍く流行し西國を擬し三十三所を立て道俗男女願禮せざるはなく我會津に於ても亦札所を定め以て巡拜に便ならしむ是れ彼の高山に擬して冬木澤河沼に詣てしむると共に一は郷土を尙ひ郷土に満足せしめんとの一方法たりしなるへし札所の本郡内に在るもの第一番より第九番まで左の九箇所あり

或人の私記に云郷邑三十三番巡禮觀音往昔平城天皇御宇一大師當國下向時社建在々々大同三年八月十五日耶麻郡大木村より始め稻河領御池村二而結願し玉ふ

第一番 大木 堂島村字大木黃梅山成安寺境内に在り十一面觀音長一尺三寸の坐像を安す成安長者の持

佛なりしといふ

よろつ世のねかひはおほきのくわんせおんあのよこ共にたすけたまへや

第二番 松野 慶徳村字松野に在り本尊もと千光寺天平年中釋行基の開基なりしか元弘、建武以來の兵亂の爲め願禮せりの靈像なり慶長十六年八月堂宇盡く顛倒せしかは村民此地に小堂を建て此像を安置せしか元祿七年五月火災ありて灰燼となる其後屋某之を悲み新に觀音の像を作り舊像の餘燼を軀中に納め小堂を營みて安置せしとあさひさすゆふひかやく大山寺まつのゝ里にはるゝうすくも

第三番 綾金 豊川村字綾金元長流山金泉寺境内に在り十一面觀音長三尺四寸餘の立像を安置す古佛なり元弘元年蘆名遠江守盛宗一堂を建立し此像を安す天正中兵燹に罹りしを寛文中石傳といふ僧再興せり

つゆの身のゆめまほろしの世の中に身をあやかねといのるらん

第四番 高吉 豊川村字高吉吉例山徳勝寺境内に在り十一面觀音を安す元和七年火災に罹りて靈像焼失し新像を安す

かきわけて参りてをかむたかよしのほどけのひかり道をかやく

第五番 熱鹽 熱鹽村示現寺境内に在り千手觀音長二尺の立像を安す左右に童子の像あり觀音の腹に源翁所持の小觀音を藏むといふ

後の世をたすけたまへやくわんせおんしひあつ鹽に参る身なれば

第六番 勝 關柴村字勝に在り中將の建立といふ詳くは佛堂の條に在り

日てるごもやまの郡はよもとけし里にしくれのあらんかきりは

第七番 熊倉

熊倉村字熊倉紫雲山光明寺境内に在り永正十七年鎌倉の僧江月の創立にして千手觀音行基作とも慈覺作ともいふ長一尺七寸五分の像を安置す

ふるさをほるくいてくまくらの佛に參る身こそ安けれ

第八番 竹屋

駒形村字竹屋に在り天正元年快元といふ比丘越後より來り村北の山下に堂宇を營み運慶の刻める如意輪觀音の坐像長三を安置す慶安四年地面狹しとて今の處に移せり堂は正徳年中再建する所なり相傳へて懷妊の婦此觀音に祈れば難産の患なしと故に婦女の參詣する者多し世俗呼て子安觀音といふ

けさの日ははるかたけやのくわんせおんいそき參りてをかめたひ人

第九番 遠田

堂島村字下遠田福聚山大光寺境内に在り千手觀音を安す脇立に不動毘沙門ありのちの世をねかふころをてらすらんとはたの沖に出る月かけ

第三節 宗 教

郡内に行はるゝ宗教は神道・佛教・基督教の三とす

一 神道 神道に數派ありと雖も現今布教に努め最も勢力あるは禊教及天理教の二とす禊教は主中流以上に行はれ天理教は其以下に行はる

神道禊派喜多方分院 喜多方町字西四ツ谷に在り本院は東京市下谷に在り教祖を井上正鐵といふ

維新前にありて正鐵の妻會津に來り酒に布教するや小荒井村の五十嵐治平之を自宅に招き教を受く其後漸次信者増加せしを以て明治九年に至り今の地に教會を建設せり郡内各所に支院あるも近時は盛ならず

神道天理教會 耶麻郡出張所 喜多方町字塗物町に在り本部は奈良縣山邊郡丹波市町に在り當出張所は白羽支教會に屬す明治二十九年の建築に係る此外鹽川町及松山村字村松にも出張所の設あり

二 佛教 郡民は概ね歸依の寺院を有し浸染の久しき尙崇信歸依を存するありと雖も維新後は寺院の衰頹と共に僧侶の數も減し寺院數の半にも充たす從つて布教の勢力乏しく僧侶は單に法會を營み死者を葬るに過ぎす近來時運に伴ひ法話説教會等を開く寺院あるに至りしも甚た振はす

三 基督教 基督教切支丹の會津に於ける布教は其始めを詳にせずと雖も伊達政宗入部以後行はれたるか如し猪苗代城代岡越後の如きは大信者にして其當時は盛なりしと見え見禰山には此派に屬する寺院の大なるものありしと又見禰山の谷間に伴天連塚と唱ふるもの三つあり越後の妻子を埋めし所と云ひ傳ふ寛永年代より禁制厳しく其信徒を搜索して處刑し貞享年代に至り漸く其跡を絶ちしか如く是より基督教は中絶するに至りしか維新後禁制を廢し信教の自由を許されし以來會津にも明治十二年天主公教の宣教師來りて傳道を開始し次て日本組合會・日本基督教會等布教するに至れり始めて耶麻郡に布教を開始せしは日本組合會にして明治二十一年なり其後夙夜布教傳道に努めつゝあるを以て漸次發達の傾向あるも至つて遅々たり喜多方町に講議所、猪苗代町・山都村に説教所あり

二 海軍

種別	現役	豫備役	後備役	補充兵	計
明治二十年	一一五	一六一	一一一		一四〇
同二十五年	八一	一八〇	一〇七		三九〇
同三十年	二〇一	一七三	一七九		四九七
同三十五年	二七四	三三三	一七〇		八二六
同四十年	三四六	四四七	四一〇		一二〇三
大正元年	五八〇	五二二	四六七		一二〇三
同二年	五七四	六三九	六一五		一二〇三
同三年	五〇二	六九六	六五〇		一二〇三
同四年	五二三	七一〇	六七五		一二〇三
同五年	五二九	七六五	七八九		一二〇三
同六年	五四七	七四八	九七四		一二〇三
大正元年	七七一	二二九	二一		一一〇
同二年	五〇	三三	二九		一一〇
同三年	四八	二九	二九		一一〇
同四年	六二	二一	二一		一一〇
計					一一〇

本郡に於ける軍人數を擧ぐれば左の如し

一 陸軍

第二節 軍人

種別	現役	豫備役	後備役	補充兵	計
入田付	三浦順次	百木田中	上野彦松		一四〇
荒分	吉田勇之進	太田	鈴木好之丞		三九〇
舞臺田	小澤吉兵衛	熊倉	渡部近之助		四九七
漆召	渡部元四郎	上遠田	星宗左衛門		八二六
小田付	戸田専次郎	小荒井	齋藤宗之進		一二〇三
鎧召	鈴木善次郎	小荒井	齋藤宗之進		一二〇三
三橋	林元八	新井田谷地	佐藤橋之助		一二〇三
常世	長谷川太郎兵衛	中目	長谷川直馬		一二〇三
鎧召	鈴木湖江	關柴	芳賀新吾		一二〇三
熱鹽	前田貞六	熱鹽	鈴木勝四郎		一二〇三
栗生澤	鈴木木	上野	三浦彦右衛門		一二〇三
上野	横山繁藏	赤枝	岡部忠之進		一二〇三
舞代田	三浦峯八	常世	遠藤榮藏		一二〇三
鹽川	森田磯之丞	小荒井	杉目清之丞		一二〇三
漆川	加藤善右衛門	舞臺田	松田式藏		一二〇三
漆井	弓田定三郎	新井田谷地	佐藤又助		一二〇三
川前	室井清吾	添田	慶徳與市		一二〇三
新町	小山政右衛門	武藤榮藏	菱田直左衛門		一二〇三
山三郷		上林			一二〇三
計					一一〇

種別	現役	豫備役	後備役	計
大正五年	六二		二一	二一〇
同六年	六五		二〇	一〇〇

第三節 壯丁學力程度及體格

一 壯丁學力程度

年度	無學	稍讀算	尋卒同	尋卒	高卒同	高卒	中卒同	中卒	計
明治四十年	六	五八	二九	二四〇	一一一	一七八	一八	一五	六四五
大正元年	四	三一	五二	一八四	一六六	二七〇	一一	一〇	七二九
同二年	二	一六	三四	二一三	一三四	二六六	二六	一一	七二〇
同三年	三	四五	八〇	一七〇	一七九	一八六	一一	二二	七〇〇
同四年	四	七	五九	一七九	一七一	三六四	四三	三五	八五八

二 壯丁體格

年度	壯丁總員	受験人員	甲種合格	乙種合格	不合格	検査翌年越
大正元年	八四一	七七二	二六三	二五四	二五〇	三八
同二年	七五五	七二二	二九七	二五一	一六二	三三
同三年	七四四	七一〇	一九九	三一九	一八九	三三
同四年	一、〇九五	八五八	二三七	三一二	三〇四	三三

年度	壯丁總員	受験人員	甲種合格	乙種合格	不合格	検査翌年越
同五年	一、四二二	七〇九	二一五	一九四	三〇〇	八四
同六年	一、五四九	七七一	一七七	二五九	三三四	

第四節 在郷軍人

年次	將校	下士	兵卒	計
明治四十年八月	陸軍 一三	一二六	一、九五〇	二、〇八九
同	海軍 一	四	一三	一七
大正六年十二月	陸軍 三三	一二四	一、八一四	一、九七一
同	海軍 二	一一	二二	三五

第五節 軍人保護機關

一 日本赤十字社耶麻郡委員部

當委員部は明治二十七年の創設にして同三十九年秋を以て第一回總會を開き其後明治四十四年十月に第二回大正四年五月に第三回總會を開く惟ふに我赤十字社の業務たる報國恤兵の本旨に基き主として戦時は傷病兵救護の任に膺り平時に在りては天災地變に於ける救護に努むるに在るを以て國力の發展と軍備の擴張とに伴ひ益々社業の發展を期せざるへからず是に於て當委員部は社旨の普及社員の増募を圖ると共に醜金の整理に努めたる其功勞空しからず明治四十五年五月の總社員は人口三十五名に對し社員一名の歩合に達し博愛旗を授與せられ又町村分區にして

忠愛旗授與の榮譽を荷ひしもの駒形・豊川・鹽川・姥堂組合・松山・熱鹽・岩月・北山・堂島・慶徳千里の十分區に及び現社員の總數は二千二百五十九名を算す

年度	種別	佩有功章	特	別	終	身	正	社員	計
明治四十年		1	1	1	1	1	1	1	1
大正元年		3	2	2	2	2	2	2	2
同三年五月		6	5	5	5	5	5	5	5
同四年三月		1	1	1	1	1	1	1	1
同五年十二月		1	1	1	1	1	1	1	1
計		12	11	11	11	11	11	11	11

二 愛國婦人會耶麻郡幹事部

當幹事部は明治三十六年の創設に係り年を逐うて漸次發展し同十四年十月を以て第一回總會を開き大正三年四月には戦病死者の遺族及廢兵の慰藉會を催し同四年五月には第二回の總會を開けり本會の旨趣は海陸軍人の慰安存恤に努力し且つ戦病死者の遺族及廢兵を救護慰藉するに在るを以て平時に於て其發達を期し基礎の鞏固を圖るの要あるを認め當幹事部は熱心に本會の旨趣普及會員の増募等に努めし結果大正四年には本郡女子の人口率二十七人に對し會員一名の歩合に達し其成績實に縣下の第二位を占むるに至り愛國旗を授與さるゝの榮譽を荷へり現會員は一千六百二十名の多きに達せり

年度	種別	佩有功章	特別終身	通常終身	特	別	通	常	計
明治四十年		1	6	2	2	3	3	3	3
大正元年		5	8	3	3	10	10	10	10
計		6	14	5	5	13	13	13	13

年度	種別	佩有功章	特別終身	通常終身	特	別	通	常	計
同四年五月		3	6	3	3	9	9	9	9
同五年十二月		5	4	4	4	17	17	17	17
計		8	10	7	7	26	26	26	26

第六節 從軍軍人

明治五年徵兵令布かれてより我國に於ける戦役の主なるものは明治十年に於ける西南役同二十七八年の日清戦役同三十七八年の日露戦役等にして西南役は其期間八箇月に互り約七萬の兵を動かし日清戦役は明治二十七年八月より翌年五月に至る十箇月にして其動かせる所の兵約二十萬なりといふ又日露戦役は其期間明治三十七年二月より翌三十八年十月に至る一年九箇月の間に於て戦局開展せる當時に於ては其戦線四十里に互り約二百萬の兵員を動かせる所の大戦役なり是等の戦役に從ひし本郡出身軍人も亦少なからず即ち左の如し

戦役	西南戦役	日清戦役	日露戦役
不詳	三百五十二人	一千五百四十四人	
内陸軍	三百四十二人	一千五百三十二人	
内海軍	十人	十二人	
内海軍			十人

第七節 戦死者及廢兵

明治の各戦役に從ひ或は敵彈に中り或は疾病に罹り忠死したる者左の如し
一 明治二十七八年戦役戦死病歿者

二 明治三十七八年戰役戰死病歿者

死亡年月日	死亡場所	所屬部隊	兵種官等級	氏名	町村名
明治三十七年十一月三十日	旅順口第一野戰病院	七師步二六	步兵少佐	森名常盤	喜多方町
同 八月三十一日	不明	近歩二	同 大尉	佐川直諒	猪苗代町
同 十月十一日	盛京省三家子	二師步二九	同 中尉	山口球馬	加納村
同 七月十一日	清國大孤山兵站病院	步三ノ六中	同	仁國久三郎	同
同 七月十日	同	步三ノ三中	同 上等兵	左雨正衛	島村
同 十二月十日	廣島豫備病院	步四ノ二中	同 一等卒	福地四郎治	同
同 七月二十三日	清國鳳凰城舍營病院	步三	同	五十嵐又一郎	榑村
同 七月十三日	臺灣基隆兵站病院	步一ノ六中	同	土屋八郎	榑村
同 十月十九日	清國鳳凰城中線	大架橋縱列	同 輜重輸卒	市川庄吉	月輪村
同 六月二十六日	同 鳳凰城舍營病院	步四ノ六中	步兵一等卒	安部長太郎	同
同 十月二十三日	航海途中船内ニテ	同 三中	同 二等卒	佐藤市伊	同
同 十月三十一日	清國鳳凰城患者集合所	野砲二ノ三中	同 砲兵一等卒	長谷川多市	榑村
同 七月十三日	同 大孤山兵站病院	步三	同 步兵一等卒	五十嵐源吉	榑村
同 二十九年五月五日	不明	步一ノ二大	同	佐藤佐吉	榑村
同 二十八年九月二十五日	仙臺病院	輜二	同 輜重輸卒	小椋惣吉	榑村
同 三十年二月三日	不明	步四	步兵一等卒	菊地清三郎	榑村

死亡年月日	死亡場所	所屬部隊	兵種官等級	氏名	町村名
明治二十八年三月一日	清國旅順港兵站病院	彈藥大砲第三縱列	砲兵上等兵	堀 八五郎	喜多方町
同 六月二十四日	同 盛京省砂家屯舍營病院	大架橋縱列	工兵一等卒	長澤右馬五郎	同
同 十月十三日	臺灣東港砲台大連丸船内	步四ノ三中	步兵一等卒	松崎鐵吉	同
同 七月六日	清國柳樹屯兵站病院	砲廠監視隊	砲兵一等卒	上野留五郎	松山村
同 二十九年六月十五日	仙臺病院	步四ノ一中	步兵一等卒	夏井八郎	慶徳村
同 二十八年九月二十二日	臺灣大甲患者室	第二砲彈縱列	砲兵上等兵	武藤代次郎	同
同 九月十五日	同 基隆病院	後步五大(四中)	步兵上等兵	松田水記	同
同 七月二十八日	清國南三十里堡舍營病院	彈二大歩第三縱列	輜重輸卒	折笠利樹八	同
同 十一月二十九日	臺灣打狗兵站病院	步四ノ五中	步兵一等卒	佐藤鐵次郎	同
同 八月十五日	清國安東縣舍營病院	步四ノ二中	同	新田善七	同
同 十月二十一日	歸航途中船内ニテ	同	同	山口八百治	同
同 七月二十二日	臺灣新竹舍營病院	步二	同 二等卒	酒井新次	同
同 四月三十日	清國盛京省彈藥避病院	近歩三	同 一等卒	大野文三郎	同
同 七月二十日	山口縣彦島遮病院	步三ノ二中	同	長井千代吉	同
同 六月二十七日	清國鳳凰城舍營病院	步四ノ八中	同	遠藤龜八	同
同 十月二十三日	臺灣安溪莊庄舍營病院	步一ノ一中	同 二等卒	猪俣定吉	同
同 九月六日	同 口家里兵站司令部患者集合所	步四ノ二中	同 一等卒	荒井惣太郎	同
同 十月十一日	同 加冬脚ニテ戰死	同	同	武藤源四郎	同

益、軍人精神の鍛錬と軍事知識の増進とを圖り併せて會員の相互扶助慰藉を講せしめんとして明治四十三年八月帝國在郷軍人會を組織し本部を東京市麴町區飯田町に支部を聯隊區警備隊區の司令部所在地に分會を各市町村に置くこととなりてより郡下各町村に於ける在郷軍人の既設團體は組織を改め帝國在郷軍人會何町村分會と稱し各町村之か設立を見ざる所なきに至り之か聯合分會を設くるに當り本郡は地勢上東西中の三部に分れ人情風俗自ら異なり且つ面積廣く之を一分會としては統轄上不便なるの故を以て東部^{猪苗代地方}西部^{喜多方山三郷地方}の二聯合分會となし來りしか支部規約改正の結果聯合分會は各郡一箇つゝとなりしを以て大正七年三月東西の聯合分會を解散し一の聯合分會を組織するに至れり今聯合分會の主なる役員を擧ぐれば左の如し

大正七年度聯合分會經費豫算
收入之部

聯合分會長	後備大尉	神道盛
副分會長	後備中尉	山口彌五右衛門
同	後備少尉	鹽谷八三郎
理事	同	三浦順八
同	同	佐藤守一
監事	砲兵少尉	山田友彌
同	砲兵少尉	橋本權三郎
	三等備軍醫	

第十一章 衛生

第一節 總說

本郡は土地高燥にして水清く空氣の流通よく且一般の衛生思想は漸次進歩の域に向ひつゝあり加之毎年春秋二季の大清潔法は年と共に厲行せられつゝあれは昔時の如く惡疫流行の慘を極むる如きこと

一金百七十三圓七十五錢	郡補助費
内 金七十圓	會
金百三圓七十五錢	會
支 出 之 部	費
一金百七十三圓七十五錢	會
内 金三十五圓	議
金六十二圓	費
金三十圓	費
金二十八圓	費
金八圓	費
分會數	二十八
	豫
	寄
	事
	事
	會
	議
	費
	費
	費
	費
	金
	金
	備
	附
	金
	金

なきに至れり又既往の死亡率等より見れば營養的病消化器病等の死亡者は累年大差なく神經病呼吸器病の死亡者は累年増加の傾向あり而して法定の傳染性病の死亡者は累年減少の傾向を示せり是れ衛生思想の普及及之か施設の發達は法定傳染病死者の減少を來せしものと察せらるる近年に於ける死亡者左表の如し

死亡者病類別表

年別	性別	傳染性病	發育及營養的病	皮膚及筋病	骨及關節病	血行器病	神經病及五管病	呼吸器病	消化器病	泌尿及生殖器病	外變性	中毒	原因不詳	合計	呼吸器病 肺病
大正元年	男女	一五三	一四二	二〇九	二一八	七九	二四〇	二二四	一四三	四八	四	一	七七	七六八	二六
同二年	男女	一六六	一七三	一六二	一七	七九	二六〇	二二二	一六〇	一〇八	四	一	七	七六八	二六
同三年	男女	一四四	一三九	一三三	一七	七九	二六八	二一四	一六〇	一〇八	四	一	七	七六八	二六
同四年	男女	一三三	一三三	一三三	一七	七九	二六八	二一四	一六〇	一〇八	四	一	七	七六八	二六
同五年	男女	一三三	一三三	一三三	一七	七九	二六八	二一四	一六〇	一〇八	四	一	七	七六八	二六
合計		一、〇〇八	一、〇〇八	一、〇〇八	一、〇〇八	一、〇〇八	一、〇〇八	一、〇〇八	一、〇〇八	一、〇〇八	一、〇〇八	一、〇〇八	一、〇〇八	一、〇〇八	一、〇〇八

第二節 トラホーム患者

本郡は從來トラホーム患者多し蓋し冬季中新柴を燃焼し火爐の邊に集るの習慣あるを以て常に煤煙

の刺戟を受け該病に對する抵抗減少の結果と該病の恐るべきを悟らす手巾洗面器等一家共同使用の結果なりしならん近年衛生思想の普及と共に累年減少の傾向あるも未だ百分の五十位は免れざる數にして實に慨嘆に堪へざるなり

第三節 衛生上の施設

法規に基ける種痘及清潔法等は近年稍、完全に行はれつゝあるも衛生組合唾痰器の設置等は唯形式に止まり未だ實績を擧ぐるに至らず隔離病舎は規程によりて完全に建設したるものは唯喜多方町に一箇所あるのみ

名	稱	建築年月	坪	敷地段別	建物價格
喜多方町	隔離病舎	明治三十四年十月	七十二坪	一千九百十七步	二千〇六十一圓

本郡醫師會の施設に係る産婆看護婦講習所は大正三年十一月の創立にして滿三箇年を経現在卒業者産婆科三十六名看護科二十七名産婆試験合格者十七名看護婦試験合格者十名にして益々隆盛の狀を呈し成績良好なり

第四節 清潔法

清潔法の從來より行はれたるものは歳末に於ける煤掃のみにして其他一樣に行はれしものあるを聞かすされど煤掃は迎歳の準備として行はれしものにして衛生思想より出てたるものにあらずしを以

て衛生的清潔を維持する方法としては遺憾なる所甚だ多かりきされど市町村をして常に清潔を保持せしめ傳染病毒の發生を豫防せんか爲め縣令を以て市町村清潔規則を發布し毎年二回以上市町村内一般の大掃除をなすことに定められしを以て衛生的清潔法漸く行はるゝに至る殊に縣は郡市長警察署長等に對し春秋二季に於て傳染病の有無に拘はらず嚴重に町村を督勵し清潔法を施行せしむべきことを訓令し一般の衛生的清潔維持に務めたるを以て之より市町村に於ける清潔法一層嚴重に監督せらるゝに至り以て現時の状態を呈するに至れり

第五節 種痘

史に徴するに我國始めて種痘を施行したるは天保の末年にして嘉永以後漸次行はれ明治三年四月府藩縣をして種痘を人民に普及せしむ其一般に對する種痘義務の規程は明治九年内務省令天然痘豫防規則を以て初めて制定せらる其後明治十八年種痘規則を制し種痘時期を三期に分ちて行ふこととなりしか明治四十二年四月法律を以て現行の種痘法を發布せられ出生より翌年六月迄と數へ年十歳との二期に分ち市町村をして毎年三月より六月迄の間に種痘を行はしめ各期共初回の不善感なる時に限り其翌年に於て更に之を行ふ事となれり郡内の種痘成績左の如し

年次	第一期			第二期		
	善感	不善感	未種痘	善感	不善感	未種痘
明治二十年	一、〇八七	二二二	三二七	三、四〇七	二、五五二	五四六
同二十五年	一、五七一	八五六	九四二	九四六	一、六五七	七六六

第六節 傳染病

昔疫病と稱せし時代に在りては病毒の慘害を恐るゝこと今日の如くならず天然痘の如きは一生の間必ず一度は免る可らざるものとし輕症の疾患に在りては却て感染を希ひしか如き状態なりき然るに衛生思想の發達に従ひ斯の如き一種の迷信は次第に其跡を絶てり而して官亦防疫に意を用ひ明治十年八月内務省は虎列刺病豫防法心得方を達せしを始とし漸次防疫に關する法規を制定し同十三年七月には傳染病豫防規則を發布し虎列刺、腸窒扶斯、赤痢、實布埤利亞、發疹窒扶斯及痘瘡の六病は之に據りて取扱ふに至れり然るに衛生思想の進歩發達は是を以て足れりとせず明治三十年三月法律を以て傳染病豫防法を公布せられ前記の六病に猩紅熱、ペストを加へ傳染病として取扱ふべきものを八種とし患者患家に對して自衛的措置を命ずると共に豫防上の直接事務は之を市町村に移し其費用は市町村の負擔とし且つ地方長官の指示により隔離病舎隔離所等を設置すべきことを定めらる次で清潔法消毒方法汚物掃除飲食物其他取締に關する諸法規出て傳染病豫防方法は逐次完美するに至れり其結果之を郡内統計の示す所に徴するに累年減少の傾向を示せり

年次	第一期			第二期		
	善感	不善感	未種痘	善感	不善感	未種痘
同三十年	三、八七二	一、三〇四	一、一三七	一、〇一四	一、一八三〇	一、七九九
同三十五年	一、二六五	一七二	九九四	三四二	五九三	二、四四八
同四十年	二、〇七三	四一一	一、二一八	五五一	五五六	五〇九
大正元年	二、二五五	一三〇	三一四	九二八	一、三四七	七四
同五年	一、八八八	二七七	一六六	二六七	一六四	六

大正五年十月十六日駒形村にて女一名死亡し同十八、十九の兩日磐梯村に於て同しく一名つゝ死亡者を出し何れも虎列刺と決定せり當時河沼郡日橋村地内に該病發生し防疫官の出張調査に依り發見したるものなり患者發生の地方は直に交通を遮斷し消毒を嚴密施行し小學兒童の通學を停止し生水の使用を禁して煮沸水の供給を厲行し豫防液の注射を行ふ等警戒豫防を嚴にし撲滅に務めたる結果多數の患者を出さざりしか熊倉村・豊川村の兩村は行旅病人に該患者を出し大恐慌を來せしも措置宜しきを得蔓延を免れたり

傳染病 (△印はバラチフス)

(大正五年)

町村名	赤痢		腸窒		扶斯		虎列刺	
	患者數	全治	患者數	全治	患者數	全治	患者數	全治
喜多方町	1	1	1	1	1	1	1	1
豊川村	1	1	1	1	1	1	1	1
度德村	1	1	1	1	1	1	1	1
磐梯村	3	3	4	4	1	1	8	1
猪苗代町	1	1	1	1	1	1	1	1
吾妻村	1	1	1	1	1	1	1	1
長瀬村	1	1	1	1	1	1	1	1
千鳥村	1	1	1	1	1	1	1	1
新島村	1	1	1	1	1	1	1	1
駒形村	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	15	15	21	21	11	11	22	22

熊倉村	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	15	15	21	21	11	11	22	22	6

第七節 醫師、藥劑師、産婆、看護婦

一 醫師藥劑師 本郡に開業せる醫師は五十名内外にして明治三十九年五月法律を以て公布せられたる醫師法に基き同四十年七月耶麻郡醫師會を設立し醫療衛生の進歩發達に務めつゝあり藥劑師は喜多方町に數名あるに過ぎず

二 産婆看護婦 本郡に於ける産婆は人口に比し至つて少く目下開業せる者四十名内外に過ぎず其多くは舊式の者にして日新の學術に乏し消毒防腐の何たるを解せざるもの多し看護婦に至りては最も缺乏を感じつゝありしか大正三年十一月本郡醫師會の事業として喜多方町に産婆看護婦講習所を設立し其養成に務めつゝあること前に記す所の如し

醫師藥劑師其他

(大正五年十二月一日現在)

醫師	産婆	看護婦	藥劑師	賣藥業	獸醫	蹄鐵工	鍼灸術	按摩	計
51	37	13	3	61	7	19	20	44	255

第十二章 警察

第一節 總 說

世運の進歩に伴ひ生存競争も激烈に趨くを以て警察事項は逐年増加するの傾向あり本郡に於て最も多き犯罪は竊盜、詐欺、横領、傷害、賭博なり明治初年より二十年頃に至る間は賭博の流行最も盛にして其爲め家産を蕩盡するあり喧嘩、殺傷等をなすもの少くからざりしか近年は漸次減しつゝある現象なるも之に代はりて竊盜、横領罪は年々増加の傾あり今大正元年以來主なる犯罪種別及人員を擧ぐれば左の如し

年別	種別	竊盜罪	詐欺罪	横領罪	傷害罪	賭博罪	其他	計
大正元年		八一	二六	三一	二五	二五		三〇六
同二年		一〇七	五七	三四	五二	七四		四六六
同三年		一一五	四六	三〇	二八	四七		四〇二
同四年		八八	三二	二六	二二	四七		四〇二
同五年		二九六	五九	二六	二〇	一八	九	三二九

第二節 消防及防火

本郡の大部分は村落にして市街地と稱すへきもの極めて稀なるを以て防火に對する施設は完備せず

と雖も各地共夫々の消火器具を樞要地に置き非常の用に充て火災豫防組合は各戸に火元を用心せしめ夜間は夜警を置き毎夜數回巡視して火災の虞なからしむるに努めつゝあり

一 消防組 我國の消防は昔は火消と稱し萬治元年九月江戸に置きしに始まれる所にして各地方に火消の設けられしは之より後ならん然して現在の消防組織は明治二十七年の勅令に依り公立の組織となり組頭、小頭は縣知事より任命せられ消防手の任命は警察署長に依託せられ消防機械器具及手當等の經費は町村費より支出することゝなれるを以て其面目を一新し特に近年は年二回の點檢あり又金馬籠授與等の奨勵あり其設備の如きも往時に於ては繩、水桶、水籠、梯子、大小齋口、指叉、龍吐水等を備ふるものありと雖も其效果甚た少かりしか近代に至りては各町村何れも精巧なる唧筒數臺を設備し消防の用に供するに至りしを以て消防の道大に備はり普通の大火は容易に鎮火し火災件數は年々共に減少するに至れり左に各町村に於ける消防組織及器具等を表示す

町村名	組數	部數	金馬籠允許數	組頭人	小頭	消防手	員計	唧筒數	火見櫓	屯所
喜多方町	—	七	一一	—	—	一四	二一〇	七	七	二
松山町	—	二	八	—	—	七	八四	五	七	〇
上三宮村	—	三	五	—	—	八	一〇六	三	三	六
加納村	—	三	三	—	—	九	一一九	七	三	六
熱田村	—	三	三	—	—	〇	一〇九	三	三	六
岩月村	—	五	三	—	—	六	一〇九	七	三	六
關榮村	—	四	二	—	—	八	一四五	六	四	一

- 六 町村ノ弊風ヲ矯正シ公德ヲ振興シ公共ノ福利ヲ増進スルコト
- 七 會員ノ功勞偉績アル者ノ名譽ヲ表彰スルコト
- 八 會員ハ共濟内規ニ基キ會員及其遺族ニ對シ共濟金ヲ贈與スルコト
- 九 會員ノ職務ニ關シ死傷セル者ヲ弔慰スルコト

一〇 前各號ノ外特ニ理事會及幹部會ニ於テ決議シタル事項

第五條 本會ハ喜多方警察署員其他所轄消防組員及消防上學識功勞アル者ヲ以テ組織ス

現ニ喜多方警察署員タル者其所轄消防組員タル者ハ總テ本會會員ト見做シ其資格ヲ喪失セル者及喜多方警察署員ノ管外ニ轉任スル者ハ退會者ト見做ス

第六條 本會會員ハ左ノ二種トス

- 一 通常會員
- 一 特別會員

通常會員ハ喜多方警察署員及其所轄消防組員トシ特別會員ハ消防上學識又ハ功勞アル者ニ就キ理事會ノ決議ヲ經テ推薦スルモノトス

第七條 本會會員ハ勤儉ヲ尚ヒ公德ヲ重シ公共事業ノ進歩發達ヲ助成シ本會ノ目的ヲ貫徹スヘキ責ニ任スヘキモノトス

第八條 本會會員ハ毎年四月左ノ會費ヲ賦出スルノ義務ヲ負フ

但シ既納シタル會費ハ如何ナル事情アリト雖モ之カ返戻ヲ求ムルコトヲ得ス

- 一 署長及組頭 金五十錢

- 一 警部補及巡查部長 金三十錢

- 一 巡查及小頭 金二十錢

- 一 消防手 金一錢

會費ヲ完納セサルモノニハ共濟金ヲ贈與セサルコトヲ得

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一 會長
- 一 副會長
- 一 理事
- 一 副理事
- 一 主事

會長ハ署長、副會長ハ警部補巡查部長、理事ハ組頭、副理事ハ小頭、主事ハ内勤巡查ヲ薦舉ス

會長ハ會務ヲ統理シ理事會及幹部會ノ議長トナリ其議事ヲ整理ス副會長ハ會長ヲ補佐シテ會務ヲ監理シ會長事故アルトキハ其事務ヲ代理ス理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケテ會務ヲ掌理シ本會ノ事業ヲ監督ス副理事ハ上司ノ指揮ヲ受ケテ本會ノ事業ヲ實行ス主事ハ上司ノ指揮ヲ受ケテ庶務及會計事務ヲ擔任ス

第十條 本會ノ分會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一 分會長
- 一 分會副長
- 一 幹事
- 一 顧問

分會長ハ組頭、分會副長ハ組頭代理小頭、幹事ハ小頭、顧問ハ巡查及消防顧問ヲ薦舉ス

分會長ハ會長ノ指揮ヲ受ケテ分會ノ會務ヲ總理ス分會副長ハ分會長ヲ補佐シテ分會ノ會務ヲ監理シ分會長事故アルトキハ其事務ヲ代理ス幹事ハ分會長ノ指揮ヲ受ケテ分會ノ會務ヲ掌理ス顧問ハ分會長ヲ補翼シ分會ノ事務ヲ監督ス

- 第十一條 本會ハ毎年四回及會長ニ於テ臨時必要アリト認メタルトキ理事會ヲ開キ左ノ事項ヲ決議ス
- 一 消防ノ研究調査及改善ニ關スル事項
 - 一 消防思想ノ普及水火災豫防設備ノ督勵ニ關スル事項
 - 一 風俗ノ矯正公德ノ振興及公共事業ノ共助ニ關スル事項
 - 一 會員ノ表彰救済及弔慰ニ關スル事項
 - 一 特別會員ノ推薦ニ關スル事項
 - 一 本會ノ豫算及決算ニ關スル事項
 - 一 前各號ノ外特ニ會長ニ於テ重要ト認メ付議シタル事項
- 會長副會長及理事ヲ以テ理事會員トス
- 第十二條 本會ハ毎年一回幹部會ヲ開キ本會ノ事業實行上必要ナル事項ヲ決議ス
- 本會役員及分會役員ヲ以テ幹部會員トス
- 第十三條 理事會及幹部會ノ議事ハ出席者過半數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決議スル所ニ依ル
- 第十四條 本會及分會ニ會員名簿收支明細簿其他必要ノ簿冊ヲ備ヘ會員ノ異動ヲ整理シ經費ノ收支ヲ明確ニス
- 第十五條 會員ノ會計ハ會計年度ニ依リ其經費ハ會費ヲ以テ之ニ充ツ
- 本會ノ會費ハ會長之ヲ保管ス

經費ノ支出ハ會長ノ裁決ニ依リ之ヲ行フ

耶 麻 消 防 協 會

共 濟 內 規 (耶麻消防協會)

第一條 本會ハ本會會則第四條ノ規定ニ基キ會員又ハ其遺族ヲ救済シ及職務ニ因リテ死傷セル會員ヲ弔慰ス

第二條 救済及弔慰ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ行フ

一 救 済

救済ハ會員又ハ其遺族ノ生活狀態ヲ考查シ一圓以上十圓以下ノ共濟金ヲ贈與ス

二 弔 慰

弔慰ハ職務ニ因リ死傷セル會員ニ對シ弔詞又ハ慰問狀ヲ寄贈ス

但組頭及小頭ノ死亡セルトキハ組頭ニハ二圓小頭ニハ一圓ノ賻金ヲ添附ス

第三條 會員中救済若クハ弔慰ヲ要スル者アリタルトキハ分會長又ハ其代務者ハ速ニ會長ニ之ヲ報告スヘキモノトス

第四條 救済及弔慰ニ關スル事務ハ會長之ヲ專行ス

二 火災豫防組合

大正五年六月以來郡内各町村に於て火災豫防組合を設け各戸の火の元に用心せしむると共にマツチ石油等の發火し易きものに對する取扱を注意せしめ又各戸に適當なる消火器の設備を奨勵し其他火氣の扱ひを取締り以て不慮の災害なからしむるに力めつゝあり今左に組合規約を

記し其内容の如何を示さん

火災豫防組規約

- 第一條 本規約ハ隣保相團結シ互ニ火災豫防ノ實ヲ舉ケ不慮ノ災害ナカラシムルヲ以テ目的トス
- 第二條 本規約ハ何町字何々ヲ以テ申合區域トス
- 第三條 本規約ハ本籍寄留ノ別ナク申合區域内ノ現住者ヲ以テ組合員トス
- 第四條 本規約實行ノ爲メ組合ニ左ノ役員ヲ置ク
- 一 火災豫防組合長 一名
 - 二 火災豫防組合副長 一名
 - 三 火災豫防世話掛 若干名
- 第五條 役員ハ名譽職トシ組合内住民ヨリ警察署長ニ於テ囑託狀ヲ發スルモノトス
- 第六條 役員ノ年期ハ滿二箇年トス但シ缺員ヲ生シタルトキハ臨時選舉ヲ行ヒ之ヲ補缺ス
- 第七條 役員ハ警察官吏ト協力シ毎月一回以上區域内各戸ヲ巡回シ火災豫防上ノ施設ヲ監督指示スルモノトス
- 第八條 組合員協同ニテ消火器ヲ購入シ區域内適當ト認ム可キ數箇所ニ設備シ置クモノトス
- 第九條 組合内住民ニシテ資産アルモノハ獨力ニテ消火器ヲ購入設備シ置クモノトス
- 第十條 組合區域内ノ消火器ハ毎年春秋ノ二回一定ノ場所ニ於テ檢査ヲ行フモノトス
- 第十一條 組合員ハ前條各項ノ外別紙火災豫防ノ事項ヲ實行スルモノトス

第十二條 組合員ニシテ本規約ヲ實行セサルモノアルトキハ役員ヨリ警察官ニ申告スルコト

第十三條 本規約及役員人名ハ所轄警察署ニ届ケ置クモノトス

左に維新前猪苗代代官に於て定められたる火元締方並出火の節の掟書を掲ぐ

火元締方并出火の節掟書

火災之儀は世に天災と言習し候儀も有之候得共雷火杯か又は絶而火之氣無之所ハ火出候類は天災と申儀も有之へく候得共住居致火有之場所ハ出候火は皆以て火之元之不取締りより火を洩し隣家防方無甲斐候得は村中不殘燒失にも相至候儀は悉く皆人之忽諸ハ事發候儀に有之候處猪苗代兩町之儀は勿論兩組共に度々火難有之候所風烈敷寒氣も強く候故雪圍等も葺萱を以て手厚に致候故別て大火にも相成候儀に相見へ候處依而は諸事火之元防方も他組同様に相心得候ては此後逆も大火在之儀難計候間毎物惡事災難の儀は未前に相慎候儀專要に有之候間農事最中又は其家吉凶に付人之出入有之何程の疲候節成共左之通屹度相慎萬一火洩候後彼是申候後而は不相歸候得は村中申合互に火之元心を付候様致若怠り候者へは心を付其上にも萬一火洩候節は如斯可相働と申義は勿論はきもの置所迄も兼而覺悟致居り早速馳着小火之内に消留候様可心掛候右に付掟左の通り急度可相守候事

一 毎夜仕事相仕舞休み候節家主之者家内之内火在之候場所は勿論藪灰等置候所迄見廻り候上相休み候様可致候吉凶に付人出入有之候節農事最中には疲候節程別て心を付候様可致候事

一 雪圍之儀雪消次第村中申合一同に片付候様可致候事

但所に雪消之遲速も可有之候間好き節に一村切申合片付御代官所へ披露可申出候事

- 一 火之番之儀是迄定之通り無怠可相廻候事
- 一 火消道具之儀肝煎宅へ備置候様御改政之砌も申聞候處損し等有之候は、急度致手入可差置候事
但村之大小にも寄候儀有之候間其村相應に何品幾つ相備候と申儀御代官へ可申出候事
- 一 村々便宜を以出火之節水の手如斯可致と申儀役人共兼而致覺悟村中へも申聞可差置候事
但水の手無之村には水溜堀ますかた設置候か又は大桶其村之大小により拵置兼て水を入置候様可致候事
- 一 何れに不寄火の手見付候者は早速役人元へ爲知村中へも爲知候様可致候事
但右之者へは村人足之内一人可致用捨候事
- 一 火之手見付候者爲知により一番々十番迄役人元へ駈付候者へは其村人足之内一人可致用捨候尤纏梯子水籠齋口團扇之類其外右道具へ兼而番付を致置駈付候者へ番付次第に可相渡候事
但し火事相濟罷歸り道具相納候節肝煎地首歛首立入番付次第に受取十番迄馳着候者名前御代官へ可申出候事
- 一 十番々後に參候者へ村人足用捨之分爲補候様可致候事
- 一 肝煎は早速支度致罷出村中之者翔付候は、番付次第に諸道具可相渡候事
- 一 村人足相揃次第火元へ翔付候道に聲々に火事〱と叫立組内へ早速相通し候様可心掛候事
- 一 火元へ翔着候は、一己之家如斯有之候節は其心如何可有之哉と我身に顧み役人之差圖に随ひ過ち不致様互に心を付存分に可働候尤宜く働き候村へは其優劣に夫々に稱美いたし村中者不殘夫役

之勤に役所より申付候儀可有之候事

- 一 諸事役人之差圖に戻り不働之村は其場に於て爲召捕咎め申付或は不働之村へは宜相働候村之人足用捨之分補へ役所より申付候儀も可有之候事
- 一 肝煎地首之儀は村人足引廻し身を以て先立存分に可相働候其優劣により稱美申付候上肝煎番用捨申付候儀も可有之候又は諸事忽諾に相見え候者は其場に於て召捕屹度咎申付候上幾度も肝煎番申付候儀も可有之候事
- 一 兩郷頭共自力にて相應に火消道具設置出火之節は手人數召連れ火元へ罷出諸事裁判可致候尤兩所之内一人手元へ十人つゝ翔付候者兼而定置郷頭に随ひ可相働候事
- 一 右之通兼而心掛出火之儀は何れの村に何時可有之も難計義御互之儀に候得は翔付我身を顧み防方出精可致候乍去郷村之儀は山影之村方も有之隣村といへとも十丁二十丁隔り候儀に候得は急速之防方は其村之者に無之候而は間に不合儀に候得は村内に出火有之節は火元之者は勿論見付候者共聲々に火事〱と叫立て早く村中へ爲知候様心掛け我家之内切にて防候而は不用立儀に有之候間火元を消留候儀專要之儀に候依而は火元五人組外は男女に桶鉢之類野掛鎌持參候様早速翔着小火之内に消留候様可致候尤村中集候は、一同に聲を揚げ隣村へ早く通し候様可致候事
- 一 但右之廉々之儀は村中申合專要に有之候間肝煎も能々申諭戸前印形を取り可差出候事
- 一 雪圍取仕舞之儀披露申出候は、御代官相廻り見届其節肝煎元拵置候火消道具相改め候事
但損し等有之候は、其以前に手入致屹度相揃改を受け候様可致候事

一右出火之節掟之儀も毎春村中相集爲讀聞候様可致候事

但右件々は兩組一體掟之事

一猪苗代兩町之儀は家込に而度々出火有之處 見福山 御社 御城下にも候得は別段之締り并爲之者掟左之通申付候事

一天水桶一ツ火消等三本屋上へ揚置候様可致候事

但困究にて天水桶別段設兼候者平日使ひ候水桶早速可差出候事

一六人爲之者

但本町新町中町之内に而壯健成者を選御代官へ可申出候且其身一人夫役用捨致廻り之節に限り折裁羽織脇差用捨申付候事

右六人之者共勤左之通

一兩町は勿論中町半坂土町迄家繼之所は拍子木打火事番中晝夜一人つゝ可相廻候尤も田植之節は家を明け野へ出候者も有之儀に候得は右之節は晝之内も可相廻候尤も廻り候日は一日一升つゝ扶持米相渡候事

但廻り番相當候者夜五ツ時迄之内御代官所へ罷出廻り相當り申候旨可相届候左候節右名前記し置日數都合取調可被申出候右日並を以て扶持米相渡候事

一夜中相廻り候毎度右六人之者に限り御代官所門内へ入り御用場入口迄拍子木打可相廻候右は無意相廻り候印に相成御代官所火之元締り方にも可相成候事

一出火之節は兩町に不限何れ之村へも一番に翔着目立候様存分に可相働候事

一右六人之外火消三十人近村之内より壯健之者選名前御代官へ可申出候事

但目印に折裁羽織役所より相渡出火之節夫役一人つゝ之勤申付扶持米五合つゝ相渡候事

一右三十六人爲火消之者其役所抱に相心得役所より出役候は、纏に付可相働候名立役所は不最寄之地に有之候間早速御代官所へ馳着御代官得差圖可相働候事

但御代官居掛りに無之節は田口常盤居懸り之儀に候得は常盤得差圖可相働候事

一三十六人之儀は兩町に不限何れに不寄火之手相見候は、一番へ翔付御代官所へ参り火之元へ不寄に候は、居村より直に火元へ参り何逆も一番翔付他之手を不受消留候様兼而可心懸候事

但右之者共夫々之火消道具役所より相渡置候事

一右三十六人之儀も若松并他組に火の手見え候は、役所へ馳着候様可致候事

一右三十六人之者不働に候は、夫役勤は勿論扶持米不相渡答申付候上臨時之夫役に申付候儀も可有之候事

一野火或は不時變之節右件同様可相心得候事

一御代官所にも火消道具損し候所々吟味之上相應に可取設候事

一毎年二月兩郷頭并三十六人爲之者御代官所へ會集致させ掟書爲讀聞候様可致候事
但し右之節は相渡置候羽織火消道具持參爲致改め可被置候事

以上

子二月廿六日

書 役

下 山 友 八 殿

讀 渡 候 事

第十三章 風俗習慣

第一節 總 說

抑も我耶麻郡の地たる會津盆地の一部にして連山三方を圍み他國との交通便ならず従つて世の風潮に後れ進取の氣象に乏しと雖も人情質朴風俗醇厚なり然るに明治維新の大改革は單に政治上に止まらず風俗上にも大變化を來たし冠婚葬祭等の儀式より宗教言語衣食住に至る迄昔時とは全く其趣きを異にするに至れり即ち人情は士氣衰へて柔弱となり私利に汲々として公事を輕し古來の儀式慣例等殆ど其體を失し徒らに簡約を旨とし本旨を失するに至る奢侈遊惰の風は年を追うて浸漸し其底止する處を知らざらんとす

言語は古來會津辯と稱へ方言訛言少きに非ざるも近年學校教育の結果標準語を使用するもの漸く多く他國人との談話に支障を生ずるか如きこと稀なり

服装は古來質素を尙ふ良風ありしも今や一般に時世の流行に伴ひ華に就き美を競ふの風益々盛に衣服の如き地織の堅固なるものを使用するもの次第に減少し商工家の徒弟農家の子女に至るまで多數の

費を投し輕疎華美の物を用ふるに至れり女學生等の袴を着くるものも近來のことなり

婦人の頭髮は古は島田、銀杏返、丸髻に限られたるか如くなりしも今尙之を襲用するの外近來束髮髻を便利なりとして老幼の區別なく盛に行はるゝに至れり

食物は常食として一般白米飯を用る麥を加ふるもの多く副食物としては大根、芋、葱、蕪等の野菜の外鹽鮭、鯡、棒鱈、數ノ子等を用る極めて單純なりしか近來交通の便開けしより東西の南海濱より生魚の輸入あり牛馬の如き四足獸を食するは古昔は大に忌みたりしも今や肉食の風盛になりて牛馬豚等を食するもの次第に多くなれり

家屋は雪國の常として構造は堅牢を主とし美を施さず大さは明治維新前迄は夫々分限に應し制限ありし爲め大厦高樓なく屋根の如きは藁或は茅を用る木羽は稀に見る所なりしか近年は次第に煉瓦土藏の建築、瓦鉛等の屋根も年と共に増加しつゝあり蓋し市街地には屋上制限法を制定せられしも其一因ならん

第二節 冠婚葬祭の習俗

一 年祝の次第

紐解祝 男女兒共に三歳に達すれば祝宴を開き餅を搗き親戚知己を招く客は祝物として多く帶地の類を進む

七草祝 男女共には七歳に達すれば其歳の正月七日を以て行ひ親族を招く前日に於て向三軒兩隣

より一種つゝの野菜を貫ひ七種を集め當日之を俎板の上に載せ「何たゝく七草たゝく唐土の鳥が日本の國に渡らぬ先に七草たゝく」と唱へながら庖丁を以て細かに刻み粥に交せて炊き神に供へ其子にも食はしめ氏神に參詣せしむ町家にては七草貫と稱して親族知己の家を廻る廻られたる家にては思ひくゝの祝物下駄 足駄等を贈る

厄祝 男子は二十五歳四十二歳女子は十九歳三十三歳を厄年と云ひ此年に達すれば除厄の祝を行

ひ餅をつき親族知己を招きて祝宴を開く近年女子の十九の厄祝をなすものは甚だ稀なり

年祝 男女共に六十一歳を還暦の祝七十歳を古稀の祝七十七歳を喜の字の祝八十八歳を米の祝と

て其長壽を喜び親戚知己を招きて祝宴を開く米祝には其當人が扇に米の字を書きて之を來客に贈るを例とす中には杯或は短冊に歌など添ふるものあり

此他昔時は待着又袴着とて男子五歳の時に行ふ祝、又上流には十五歳となりて行ふ元服祝等ありしも今は殆ど行はれず

二 婚禮の次第 婚禮式の次第は神道式あり佛式あり近く基督教によるものありて一様ならず又

士族間と町方、在方とに依りて多少異なるも茲には廣く一般に行はるゝものゝ一斑を擧ぐへし

(イ) 定め酒 縁談の議愈、整ふ時媒灼人は貰方より酒一升鰯一束を呉方に持參し其半を家内縁

者に饗し残り半を貰方に持歸り同様の事をなす之を定酒といふ

(ロ) 結納 婚約成れば吉日を卜して貰方より衣服酒肴三品五品又は七品等 貧富に依りて差ありに巽斗目錄を添へ仲人を

介して呉方に贈る之を結納といふ呉方にて結納を受取れば結納廣めとて親族近隣を招きて小宴を

張り廣めをなす

(ハ) 見參 迎ひ見參には其當日媒灼人は貰方の當事者及其親族の重立ちたるものを伴ひ呉方に

到り設けの席にて三々九度の式を行ひ終るや親族知己一堂に會して祝宴を擧げ呉方にては又當事者と其重立ちたる親族等を迎ひ見參の人々と共に簞笥長持等を持たせ貰方の家に送り渡す之を送り見參と稱す

(ニ) 結婚式 貰方の家に着する前送り見參者の休憩する場所を中宿といふ七回迎ひの使を受け

貰方の家に入るや設けの席次に正坐し嚴格なる挨拶あり後式を行ふ式は當事者兩人相對座し其左右に媒灼人親戚等居並ひ三方島臺を出し雌蝶雄蝶の役目を務むる童男童女出て、酌をなし三々九度の盃事をなさしむ其獻酬をなす毎に小謠を唱ふ式終るや招待の客と共に饗應あり夜を明すを通例とす

此夜附近のもの樽轉はしと稱し空樽を屋内に轉はし入るれば之に酒を入れて與ふるの風ありしか年々減少する傾向あり

(ホ) 披露目 結婚の翌日近隣及近くの親族知己の家々を案内者に導かれて手土産物を持參し披露に廻る

(ヘ) 三ツ目 式を擧げたる翌々日を三ツ目とて兩家にて赤飯を炊きて取交はす例あり稀に行は

る 此外膝直し、里開き等あれ共何れも近來は其式嚴格ならず

三 出産の次第

- (イ) 纈帶 已に妊娠と定まりて五箇月目に吉日を選ひて行ふ昔は親里に参り産婆及兩家の親族を招きて祝ひき之を纈帶の祝といふ
- (ロ) 七夜の祝 産後七日目を七夜の祝といふ産婆其他を招き祝ふ此時産婆は胞衣を該兒に着せ之を懷きて廁へ参る廁神のまし之れ神参りの始めとす此日産婆に謝禮をなす例なり
- (ハ) 枕引 産後二十一日目産婦は産床を取拂ひ姑を始め親類産婆等を招き祝宴を開き又赤飯を炊き祝儀を贈られし家に配る昔は産婦横臥を禁し巢中に端坐し高枕に倚り掛りて眠り二十一日目を以て漸く横臥をなす枕引といひしと
- (ニ) 宮参 産後五十日目産婦は齋戒沐浴し産兒と共に氏神に参詣す此日母子共に家に歸る里方にては祝儀を贈られし家々に赤飯を贈る
- (ホ) 食初め 産後百日目に初めて食事をなさしむ之を食初めといふ
- 四 葬儀の次第 葬儀は維新前に在りては佛式あり儒道式あり神式あり現今は儒道式は絶えたるも別に基督教式ありて其儀式一様ならずされども郡内多數の家は古來佛式に依りて行ひ來れば茲には主として佛式を記すへし
- (イ) 危篤爲知 病氣危篤に迫れば親類知己及近隣に臨終を報す之を折角使といふ此報を受けたるものは直ちに馳せ集り今生の別をなす愈々死亡の上は屍體を頭北西面の位置に据る枕頭には屏風を倒に立て屍の上に刀を載せ魔除をなす
- (ロ) 衣裳縫 亡者には白布を以て經帷子脚絆足袋等を仕立て裝束せしむる爲め親類親友近隣の

婦女相集まりて之か仕立をなす之を衣裳縫といふ之に参加したる人々には齋を饗し菓子菓子の贈物をなすを例とす

- (ハ) 入棺 衣裳の仕立終らは血族のもの纈帶白衣の仕度にて屍體を清め用意の白衣を着せ裝束を整へ之を棺に納め生存中の嗜好物及六道錢等を共に納め所定の間に安置し香華、水等を靈前に供ふ

- (ニ) 夜伽 出棺前毎夜近隣知己の者相集まりて愁みを述へ且つ焼香通宵す之を夜伽といふ此例在方には少し

- (ホ) 出棺 出棺の當日は近隣及知己の者相集まりて一切の準備を整へ檀僧棺前に於て讀經し草草に假門を造りて出棺す此時親族は力酒とて冷酒を黒椀にて呑むを例とす

- (ヘ) 行列 順序は名旗弔旗提燈花等次に僧侶棺喪主血族親類知己一般會葬者とす

- (ト) 葬式 寺院にて行ふ寺に着棺するや壇前にて三回左廻りをなし棺を据る導師法に依りて引導を終へ焼香終はりて喪主及血族は一般會葬者に禮を述べ後埋葬場に臨み土を覆ひて歸宅す

- (チ) 供養 死後五十日間は特に拜壇を座敷内に設け香華燈明を供へ日々靈膳を供へて焼香禮拜す又毎七日目に僧侶を迎へ親族相會し法會を營みしか近來は一七日の弔は葬儀の當日若くは翌日に行ひ其他は五七日及七七日に於て法會を行ふことなれり

- (リ) 墓参 喪主は四十九日の間喪服を着して毎早朝に墓参することは古來よりの習ひにて其他親類は法會毎に墓参す

(ヌ) 忌服 家族は一箇年間は忌服謹慎し神詣て祝儀及公會の席へ出つるを遠慮す
 (ル) 返禮 葬送の翌日家族のものと親族のものと二人にて見舞及會葬を受けたる人に對して返禮札を配りながら廻札謝辭を述べ但し在方はなし
 (ヲ) 造花及弔旗 近年親族及知己のもの造花又は弔旗を贈りて葬儀を盛にするの風漸次多くなりぬ

(ワ) 追善 死後一周年忌三周年忌七年忌十三年忌十七年忌二十三年忌二十七年忌三十三年忌三十七年忌五十年忌百年忌以上五十年を加ふる毎に追善供養を行ふ

(カ) 耳塞餅 同年の者死したる時餅にて耳を塞き酒など調へ餅は川に流す今は此事稀なり

五 祭事 祭典は氏神其他諸種の祭事ありて頗る雑多なり氏神の祭典は多く六月頃より始まり秋季に行ふもの多し中には春秋二季に行ふものもあり祭典當日には氏子皆業を休み餅或は赤飯を製し氏神に供へ且つ酒肴を設け親戚知友を招き宴を張りて饗應す神社堂宇の境内には多くの露店開け參詣の人々群集す郡内の神社堂宇の祭典會式にして最も他町村より多くの參拜者あるものを左に掲ぐ

稻荷神社	慶徳村	二月初午の日 牛夏生の日
古四王神社	同	舊六月十三日
熊野神社	同	舊六月十五日 舊六月十六日
天満宮	月輪村	舊六月二十五日

駒形神社	鹽川村	九月十九日
磐梯神社	磐瀬村	舊八月二十五日
宗像神社	山都村	舊七月二十五日
土津神社	磐瀬村	九月二十七日
諏訪神社	喜多方町	八月二日
出雲神社	同	八月十日

(二) 會式

不動尊	岩月村入田付	舊三月二十八日
藥師如來	北山村	舊八月八日 舊八月七日
藥師如來	關柴村	舊四月八日
馬頭觀世音	磐梯村	舊四月七、八日 舊四月十六、七日
地藏尊	熊倉村辻	舊六月二十四日
觀世音	關柴村上勝	舊七月十五日
觀喜天	奥川村極入	
阿彌陀如來 <small>八百比</small>	駒形村	舊七月十六日
姥神	月輪村	舊七月十八日
子安觀世音	駒形村	舊七月十六日 舊七月十八日

第三節 年中行事

一月

若水 元日より三日間毎朝あきの方より新調の手桶に松葉、讓葉、昆布等を結附け水を汲む其法
精米を水中に納め「何汲む米汲む黄金の柄杓で寶汲む」と三唱して惠方に向ひて汲み食物を煮る
に用ふ

梅湯 元日より三日間若水を沸し朝飯前に梅漬を入れて家内一同災難除として吞む

元日參 元日未明に氏神及己の信する神社に參詣し祝福を祈る

廻禮 元日の氏神詣を済まし親族縁者知己の家に年頭の廻禮をなす

屠蘇 昔は屠蘇酒とて酒に屠蘇を入れ元日の朝の食事に飲みたりしか今は唯普通の酒を用ふるも
の多くなりたり

雑煮 元日より三箇日朝毎に雑煮餅を食する家多し

齒固め 元日の朝齒固めとて餅又は飴を食するもの多し

初音 元日の朝早くより竹にて造りたる初音といふ一種の鳥笛を鳴らし賣り歩くを以て家々にて
之を買求む

掲旗 陽曆に於ては一月一日を祝する爲め各家國旗を掲揚す

賣初め 二日未明より商家は賣初をなし各店客に對して景品を出す

初荷 二日には各商店は初荷と稱し荷の上に小旗など立て、若者は皆一様の印附の法被を着、元
氣よく市中を引廻る

書初 二日には書初め謠初めなどをなす

寶船 二日の夜紙にて折りたる船に廻文の歌を書き枕の下に敷きて寝ぬ

元始祭 三日各戸國旗を掲揚す

ころゝ飯 三日の朝薯蕷を磨り落し飯にかけて食す

棚探し雑炊 四日の朝三箇日間神に供へたるものを下げ之を雑炊に煮て食す

節禮 四日に節禮と稱し三年間許新夫婦餅酒鹽鮭等を持參し親里に行く

紙貫ひ 四日里歸りをなす新夫婦より紙を貫はんと道路に注連繩を張り寒き紙をねだる童男童女
ありしか今は漸く衰へ時々僻村に於て纔に之を見るのみ

七草祝 當年七歳の子女ある家にては七日に七草祝をなす

七日堂 七日の朝七日堂と稱し柳津虚空藏尊へ參詣するもの多し

正月休 元日より十日まで正月休とて業務を休みて遊ふ

農仕初め 十一日藁にて皐月用具を拵へ夫より馬履、荷繩、蓑等を造り出せり

初市 十二日には喜多方西町十五日は熊倉十七日は喜多方東町に於て初市と稱し露店を開き商品
を陳列販賣す此日不倒翁、風車、市鹽、市麻、市飴等を買ひ求め神棚に供ふるを例とす
女の年取 十四日女の年取と稱して歳徳神を祭る

棚下し 十四日神棚の注連其他を取下す

團子さし 十三日又は十四日に團子を作り又種々の模型を作りて若木にさし神棚に供ふ

かせとり 十四日の夜「かせとり」と稱して簀箆等を着け面を覆ひ各戸を廻はり門戸に立ちて「カ

ツカツ」と語を發すれば錢又は餅などを與へ水を注きかく「かせとり」の實は餅を食す
れば農業の節類はすと傳ふ

鳥追ひ 十五日の早朝童男童女等囃歌して鳥を追ふなり其囃歌左の如し

「雀の頭を八ツに割つて小俵へひしき入れて佐渡か島へほうく」もちの鳥もほうく早稻の鳥もほうくイヤーほうく」

賽の神 十四日又は十五日の夜注連繩門松納豆菖蕪等を集め焼く是れ一年中の災の神を焼き拂ふ
ふの意なりと

此火にて餅を焼きて食ひ又煙草を吞む時は腹痛齒痛等せすといひ傳ふ

小豆粥 十五日は上元といひ小豆粥に餅を入れて食す又これを望みの粥ともいふ

二十日正月 二十日は二十日正月と稱して休業す灸治するものありよく病を治すといひ傳ふ

二十三夜 二十三日の夜をいふ團子又は餅等を串にさし味噌をつけて焼きたるものを月に供へ翌

日家内一同にて食ふ但し之は毎月に行ふ

御八日 二十八日をいふ神棚に神酒燈明を供ふ

萬歳 松の内に萬歳と稱して太夫は素袍烏帽子を着け「たちづけ」をはき才藏は頭巾を冠り「たちづけ」をはき鼓を鳴らし新年を祝し廻はる

大黒舞 松の内に目出度歌を唱ひて廻はる

福吉 此月の内に穢多共團扇鼓を打ち歌を唄ひながら歳始を壽き廻る

二月

次郎の朔日 一日をいふ常よりは馳走ありて業を休む農村にては餅を搗くもの多し

初午 此月の始めての午の日をいふ小豆飯を炊き稻荷社に供へ參詣す

八日 古は事始めといふ此日長き桿に目籠を結附け高く屋前に立つ又餅を搗きて祝ふ眞言宗にては
寺へ男女集ま
ると修む

釋迦の涅槃會 十五日をいふ寺にては釋迦の像を掛け庶人をして參詣せしむ

豆撒 節分の日田作の頭を豆殻に刺して焼き之を戸窓等の入口に刺し置き夕刻大聲に「夷大黒字
賀の神福は内鬼は外」と呼ひて煎豆を撒く又節分焼とて月の數程大豆を焼きて雨月照月を見る白

きは照月にて黒きは雨月といふ

三月

桃の節句 三日をいふ女子ある家にては雛を飾りて祝ふ甘酒を造り草餅を搗き親戚及近隣の人を

招き饗す又嫁は夫婦打連れ親里へ草餅酒等を持ち節禮を行ふ

雛市 二日に喜多方町に在り雛人形を賣捌く店數十軒ありて大に賑ふ

花祭 神道家は此月の十五日を花祭とて墓參をなす

彼岸 入日より七日の間佛へ朝夕膳を供へ作り花香など手向け禮拜す

彼岸獅子 彼岸中關柴村の内下柴より喜多方町に出て笛太鼓にて囃し獅子踊をなす
火之番 雪消次第村々夜警小屋を設け毎夜二三人位つゝ交番に守り又柝木を打ちながら村中を廻り警む入梅の頃まで行ふを例とす

四月 十三參 十三日十三歳の子女開運出世を祈る爲め柳津の虚空藏に參詣するもの多し

灌佛 八日の釋迦誕生日を云ふ此日諸寺院にては法會を行ふ木流村の馬頭觀世音、竹屋の子安觀音、關柴の藥師等に參詣するもの多し又馬を美々しく飾り立て之を牽きて參詣し其附近に於て馬乘をなす

五月 高山 十七日を高山と稱へ酒肴等を携へ附近の丘陵に登りて酒食をなすもの多し

端午の節句 五日軒端に蓬、菖蒲をさし粽を造りて祝ふ當歳の男子ある家にては幟を立て甲冑武器の模造品等を飾る而して此日一般に菖蒲湯に入るを例とす又子供等菖蒲にて鐵砲の眞似を作り地を打ちて遊ぶ其節に唱ふる言葉あり『何を打つ鬼を打つ鬼の目玉を打つぶせ』

早苗振 半夏生の日に多く行ふ餅を搗きて祝ふ又此日慶徳稻荷神社の兩田植式あり參詣人多し
六月 むけの朔日 一日を稱す齒固めと言ひて氷及凍餅などを食ふ此日桑の木の下へ不行と云ひ傳ふ
嘉祥の梅 十六日の未明に採りたる梅の實を云ふ之にて梅干を作る旅立つ時食すれば厄難を免る

といふ

蟲送り 日は一定せず一番田草の終りたる頃行ふ

男女の子供等一團となり紙旗を立て鉦を鳴らし『稻の蟲も送るぞ』など唱へつゝ其部落の水田を巡り村境にて旗を捨て水泳をなす

七月

七夕祭 六日の夕牽牛織女の二星を祭る町家にては青竹に短冊に歌など書きて結付け屋外高く掲げ果物神酒など供へて夜籠をなす習あり

ねむた流し 七日の朝未明に起きて七夕竹を川に流す川には藥流るといひて水泳をなす

四萬八千日 九日此日諸佛に參詣すれば四萬八千日にむかふとて男女の老人觀世音等に參詣するもの多し

冬木澤參り 一日より十日迄の間に高野參りとして河沼郡冬木澤等に男女參詣す又家内の者死すれば其年親類縁家申合せ十日の中に酒肴赤飯等を携へ行き参詣す

墓參 十日頃より團子瓜果物枝豆等の精進料理を調へ酒を携へ親戚一同墓所に至り之を供へ墓前にて飯食す

佛迎 十三日佛迎として墓所を掃除し其掃溜め又古き卒塔婆の類を集め火を焚き其火を家へ迎へ入る

盂蘭盆會 十四日より十六日まで精靈の棚を營み佛像位牌の名號を持佛室へ移し索麵、若布其他

果物類を吊り下げ提燈を下け香華を手向け食毎に食膳を供へ鄭重に祭る

盆禮 十五日嫁は親里へ盆禮とて酒一樽を持参し一兩晩逗留す

盆踊 十五日より二十日の間に若き男女等其村の堂宮に集り笛太鼓の拍子に合せ盆歌を歌ひて踊り遊ぶ

二十日盆 二十日業を休みて遊ぶ

蟲干し 土用中は各家書類衣服等の蟲干しをなす

土用湯 土用中各所の温泉に湯治するもの多し

土用中の丑の日には油物を料理して食ふ又ウの字のつきたる鰻牛等を食するもの次第に多くなり此日山椒其他の薬草類を採取す

八月

八朔 一日業を休みて遊ぶ又暴風の警戒をなす

明月 十五日餅又は團子及果物野菜等十五品を月に供へて祭る

御山祭 本月下旬より二十日頃まで飯豊山に参詣するもの多し何れも齋戒沐浴精進をなし白の行衣を着す

九月

菊の節句 九日餅を搗きて祝ふ

芋の明月 十三日果物野菜等十三品を供へて月を祭る

中の節句 十九日

後の節句 二十九日茄子を食する習あり

十月

蟲供養 十日諸作物に附きたる色々の蟲を殺す其供養をなす此夕格の妻迎へとて、かひもちを作

り食す
惠比須講 二十日何なり魚類を料理し惠比壽へ供へ商人は別て祝し手代及出入の者に大に饗應をなす

十一月

八日講 八日湯殿山講の當番の者餅を搗き神に供ふ

禰祭 八日鑄物職鍛冶職は禰祭とて祭をなす

太子講 十四日及二十四日聖徳太師を祭る十四日には朝に小豆粥二十四日には夕に小豆飯を食ふ
大工左官などは殊に之を信仰す

油締 十五日は油締とて一年の事をぬる祭なり

十二月

川浸餅 一日餅を製して水神を祭れば水難に逢はずといふ水車業者は殊更ら大に之を祝ふ

事納めの餅、極月八日の餅 八日事納めとて餅を搗て食す此日は古來「空白でも鳴らせ」といひて如何なる家にも餅をつく風習あり竹器を掲ぐることは前の如し

針供養 八日

餅搗き 二十八日正月事始めとて餅を搗きて正月歳徳神を始め諸神に供ふる餅の用意をなす

除夜 最終の日神棚其他に餅飾をなし酒肴を調へ歳越の祝をなす

寒の入口 此日には油氣多きものを食す

冬至 此日には胡麻茄子などを食する家あり

歳暮の贈答 二十七八日頃より歳暮品の贈答始まる

雑件

太神樂 春秋二回藝人八九人にて種々の藝をなし村々を廻る

馬つくらひ 四季一度う、針や焼き金等にて療治をなす馬醫を「ハクラク」といひ古來より村々の

持前の定めあり之を針下たといふ

稻初穂 本郡本寺の磐梯神社より大塔小塔稻初穂とて毎秋村々を巡り一戸より稻二把つゝ納めし

む

雨乞 早魃の時高山或は深淵などへ行き雨を乞ふ山の頂に登り火を焚きて高聲を發し淵は繩を張

りて水を潛ぐる其節雨を呼ぶとて唱ふる言葉あり「雨も龍神よ、西から雲が立ちくる」と鐘などな

らし呼ぶ太鼓は禁す霖雨の節天氣快晴を禱るには太鼓を打つ習なり

巳待講 己巳の日辨才天を祭る各講員は米若干錢若干を出し合ひ之を夜食料に充て世間話農業談

などをなし夜食を喫して解散す近年は之を廢したる所多し

山神講 毎年春彼岸の内に行ふ老人を除くの外相會し酒食を供ふ此講は山地の方に多し

立日祝 伊勢參宮の仲間毎年其立日に相會し其日を記念し且つ親睦を圖る

観音講 觀世音を信仰する婦女子等の會合にして毎年數回寺院に集合し歌よみをなし後飲食をな

す

第四節 休日制度及労働上の習慣

一 休日制度 一般の休日は其職業に依りて異なり一定の制度なし

商家の休日 古來の商業は婚葬及正月元日には店を閉ちて休む習あるも其他一般の休日なし

職工の休日 古昔は稍、一定の休日ありしも現時は各職工間に昔の如き休日なし

農家の休日 地方又は部落によりて異り殆ど一定のものあるを見ざるも大體次の如きものを通例

とす

一月	一日より七日まで	十日	十五日	十六日	二十日	二十四日
二月	初午の日	十五日				
三月	三日	十五日	二十八日			
四月	八日					
五月	五日					
六月	一日					

七月	一日	七日	十五日より二十日まで
八月	一日	八日	十五日
九月	九日	十九日	
十月	十日	二十日	

十一月、十二月は別に休日の制を立てず

右の休日と雖も全休あり半休あり一定せず

二 労働上の習慣 労働上の習慣として稍、一定のものは春分より秋分までの間は晝食後晝休として一時乃至二時間の休憩をなし煙草休として午前には一回午後には一回約二十分位の休憩をなすこと及秋分より春分に至る間は夜業をなす 其時間は午後十時迄を通過とす ことなり

労働の時間は其業に依り其家に依り日の長短によりて一定せず普通日出に出て、日没に歸るを常とす凡十時間内外とす然れども製絲工場の如きは稍、一定し普通は午前四時半始業午後七時終業とし其作業時間は略十二時間とす

第五節 獅子踊、萬歳、早乙女

一 獅子踊 獅子踊は前九年の役に源頼義、安倍氏を討ちし時、士卒の死を弔ひ士氣を鼓舞せんか爲に士卒をして舞踊せしめたるに起原し後天正二年疫病大流行の際、此踊をなして病平癒せしより以來、年々春彼岸七日間行ふことゝなれりと云ふ獅子踊はもと天寧村に存せしを耶麻郡下柴村に傳へ

下柴の百姓甚三郎といふ者に至る迄其系圖繪入巻物を所持せしか其家絶えて後、村の圍物藏に秘藏せりと云ふ漆の薬師、塔寺の八幡、高田の明神の三箇所祭禮中、耶麻郡中村萬右衛門獅子踊免許の古文書あり獅子踊には雌獅子、雄獅子、太夫獅子の三頭あり笛を吹き太鼓を打ち劍舞、弓くゞり、打込、棒舞、幣舞、女獅子舞、雄獅子舞、太夫獅子舞等の藝あり踊歌は左の如し

彼岸獅子歌

筑波根の峯より落つるみな川の、戀ぞつもりて淵となりぬる
大寺の香の煙は細くとも、天にのぼりてむら雲となる
春風に玉のみすだれふきあげて、花のやうなる女郎百人
参りきてうちのお庭を眺むれば、黄金小草が足にからまる

三疋獅子歌

まはれくや水車おそく廻ればまはりかねるくなんば女獅子がかくれてもついに一度はめぐりあふべしく
まゐりきてこれのお庭を見申せば、俵つんだよ見事なく
まゐりきてこれの御門を見申せば、こけらぶきにてめでたかるらんく
朝草に桔梗かるかやかりこめて、これのうまやは花でかゞやくく
我々は何れの獅子と思はるゝ、あくまをはらふお獅子なりけりく

二 萬歳 年の始に諸所の家々を廻り新年の賀詞を述べ家門の繁榮を祝す太夫と申す者烏帽子を

冠り直垂を着、扇を開きて祝の歌を唱へて舞へは才藏といふ者頭巾を冠り鼓を打ちて之に和し談論滑稽戲態を演ず其時米錢を祝儀に出す

三 早乙女 正月の内に農家の男五六人連にて女の真似して村々家毎に歩き農唄を唱へ笛を吹き太鼓を打ち踊り歩く其時米を盆などへ入れて出し與ふ此事昔は各村に行はれ貰ひ受けたる米錢にて社寺等の修繕費に充つること盛なりしか近年は行はれず

第六節 俗 謠

俗謠中流行節は時代によりて種々あり其變遷も甚たしければ當地方に於て古來より行はるゝもの及地方特殊のものを左に擧ぐ

(一) 祝儀歌

- 一 さんさしぐれかかやの、雨か、音もせで来てぬれかゝる
- 一 目出度たゝの此の酒もりは、鶴と龜とが舞ひあそぶ
- 一 こちのやかたは目出度いやかた、池に鶴龜五葉の松
- 一 お前百までわしや九十九まで、共に白髪のはゆるまで
- 一 こちのやかたはめでたいやかた、黄金さりまど錢すだれ
- 一 酒の肴に鱈はさまれて、身上ますゝ昇ります
- 一 うちのお庭に生えたるよしは、よめどしうどの仲よしだ

- 一 さした盃中見てあがれ、中にやつるかめまひ遊ぶ
- 一 旭さす様な娘をもちて、夕日さす様な婿ほしい
- 一 今年は祝言また來年も、招んで下んせ初産立に
- 一 案じなざるな兩親様よ、またも來ますぞ膝なほし
- 一 蝶よ花よと育てた此子、もろうて行くのゝうれしさよ

(二) 長持歌

- 一 箱根八里は馬でも越すが、こすにこされぬ大井川
- 一 目出度いなち目出たいこの長持は、鶴が宰領で龜かつぐ
- 一 目出度くでお渡し申す、後でどうこうないやうに
- 一 赤い長持ちうけ取るからは、二度とこの道返すまい
- 一 内でよめどり長持來たよ、心長持身上持ち

(三) 胴突歌

- 一 こゝは大事の大黒柱、コハイと思はずついてクロ
- 一 こゝは大事の角石だ、ヨイサンニヨとついてクロ
- 一 ヨイサ、ヨイヤラサノ、イーヤレコノセー、コレワイセー、ヨイイ
- 一 めでためたのこのごうづきは、ヤア、つるとかめとが、まひあそぶ、やふやあればしめろしめろ

(四) 酒造り歌

- 一 どろりどろりどーやあい、今するもとは、酒に造りて京へ出す、ヨイ／＼ヨイヤサノサーサ、コレワイシヨノシヨーシヨ、京へ出しては何と名をつけた、酒は劍菱、男山、男山とは誰が名をつけた、諸國諸人が名をつけた
 - 一 どろりどろりどーやあい、今するもとは、酒につくりて江戸に出す、江戸に出しては名のある酒よ、酒は劍菱、男山、男山より劍菱よりも、わしのすいたは七つ梅、お江戸出てから板橋越えて、戸田の渡場に今朝見た島田、男泣かせのなげ島田、男泣かせは、いくらもあるが、女泣かせはわし一人
 - 一 皆さんそろふたらやりませうか、ヨイシヨサーヨイヤセイ、サーヨイヤセー、ヨイ／＼ヨイシヨハーヨイシヨ、北山しぐれで日光は大雨、白河晴天、アリヤ／＼アイヤセイ、サーヨイヤセー、ヨイ／＼ヨイシヨ
 - 一 富士の白雪あさ日でとける、とけて流れて三島へおつる、三島女郎の化粧の水
 - 一 東京日本橋まん中から折れた、諸國諸大名の足とめた
 - 一 諸國諸大名はまだにもせよが、忍び男の足とめた
- (五) 木挽歌
- 一 山は高山だよ木は大木だよ、元山繁昌と挽きくづす
 - 一 木挽さんかよなづかしこざる、わしの殿御も木挽さん

- 一 元締大黒だよおかみさんはるびす、挽場の若い衆が繁昌と挽きくづす
- 一 苦勞人でも木は堅くして、挽いて楽しむ木挽ひき

(六) 盆踊歌

- 一 揃た揃たよ踊子が揃た、稻の出穂よりよく揃た
- 一 踊り踊らば品よく踊れ、品がよければ嫁にとる
- 一 盆が来たのに單衣ゆかたも持たぬ、拾ほごいて盆すぐせ
- 一 聲で聞きとれ文句でさこれ、何處の誰だど名を呼ぶな
- 一 おどれ十七はねろやはたち、はたちすぐればやゝのかゝ

(七) 雑歌

- 一 げん女節
- 一 會津勢梯山寶の山でヨー、笹に黄金がなり下るヨー
- 一 げん女見たさに朝水汲めばヨー、げん女かくしの霧がふるヨー
- 一 げん女踊りはマ、よりすきだヨー、ワケタお飯もたべず来たヨー
- 一 去年六月高志王の山でヨー、語り残した事があるヨー
- 一 明日の朝草柳の下でヨー、鎌をどぎ／＼語りませうヨー
- 一 熱鹽街道の赤崎林ヨー、外の木はない松ばかりヨー
- 一 後生願はゞ上三寺よヨー、會津一番後生の寺ヨー

二 伊豫節

會津磐梯の名所古蹟をきかしやんせ、こゝに名高き大鹿の花の中から青葉さしこむ、前に見事の八重櫻、諸人助けの稻荷様、四方見下す笠松の下には愛宕權現、さつても辨天諏訪の前參らんせ

三

見たか聞いたか檜原の名所、會津に名だいの雷よけ観音に、西は高曾根東は吾妻、南は磐梯噴火口、湖水の中には糠塚島よ、伊達政宗の館跡に、穴澤新吾の關處守、見ない人こそ知らねども、湖水の周りは皆櫻

湖の景色は水はうつりし千貫の、松の緑は屏風岩、君はいつ迄稻荷石、添うて添はれざ鳶岩で、天神様にと願をかけ、つもる話は長濱の、とめて止まらぬ戸の口の手植松、年は二八の眼鏡橋、蒸汽船へと身をのせて、乗り出す處は翁島

四

會津磐梯山に振袖着せて、奈良の大佛婿に取る
聲がたゝずば漆の薬師、蟬のぬけがら百七つ
加納鑛山オラトツツ山だ、トツツ死んだらおれが山バカバ
加納鑛山稼はつらい、朝の六時から六時までバカバ
來るか來るかと川すそ見れば、川原柳の音ばかり
どんとくと鳴瀬はどこだ、清水利田の瀧の音

二百十日のすのふも來たよ、刈りに來やんしたお稻どの
私しや色まだ青だちしねで、さでにかゝるも恥かしい
(新宮村の佐傳次)
(竹屋村のお稻)

第七節 俚 諺

左に列記する俚諺は敢て本郡特殊のもののみにあらざるも民間多く行はるゝものを擧げたり

ある時の米の飯

當つて碎けろ

あいた口に牡丹餅

雨降つて地固まる

朝にある事晩にある

悪銭身につかず

急かばまはれ

犬糞の高あがり

痛くない腹をさぐらる

一事が萬事

一文せにか生づめか

一文奢みの百知らず

海に千年河に千年

鶉の目鷹の目

賣言葉に買言葉

内辨慶外菜蟲

馬は馬づれ牛は牛づれ

馬の耳に念佛

椽の下の力持ち

男後家には蛆がわく

大金とるなら小金とれ

親はなくとも子は育つ

かゆい所に手が届かぬ

駈付け三杯

金持とたんつばたまる程きたない

金錢は親子の仲でも他親

切つても切れぬ中

きくに落ちないかたるに落ちる

下さるものは夏もお小袖

薬九層倍

腐つても鯛

親の罰は子に當る

鬼に金棒

大きな大根からくない

おごる長者に二代なし

蛙のつらに水

語れば影さす

木で鼻を拭ふ

聞いて極樂見て地獄

口も八丁手も八丁

臭いものにふた

下戸の酒うらみ

下戸の建てた倉はない
喧嘩兩成敗

ころんでも只おきぬ

こんごと化物に遇つた事ない

小糠三合持たば聲に行くな

五十歩百歩

酒は本性をあらはす

さはらぬ神に祟なし

釋迦に説法

死なば四月

獅子食つた報

好きこそ物の上手なれ

紺屋の白袴

郷に入つては郷に従へ

子ばんのう

笹葉に小便

薩摩の飛脚

死人に口なし

知らぬが佛

虱と借金かくす程ふえる

住めば都

脊に腹はかへられぬ
善は急げ

底なし上戸

大工の氣と盗人氣のないものはない
旅の恥かきすて
短氣は損氣

血で血を洗ふ

地藏の顔も三度

聾の早耳

亭主八杯

亭主のすきは客に振舞ふ

千兩に編笠一かい
千日の行尻一つ

損して得とれ

だまり蟲壁破る
頼まれれば越後から米搗きにもくる

提燈につり鐘

角を直すとて牛殺す

天道人を殺さず

年寄子三百安い

長いものには巻かる
長追は無用

似たもの夫婦

ぬれ手で粟

念には念を入れ

残り物に福授く

所變れば品變る

遠い親類より近所の他身

習ふよりなれろ

長居におそれあり

泣く子と地頭には勝たれぬ

二度あれば三度

女房と疊は新しいほどよい

盗人のかいちやうらみ

糠に釘豆腐のかすがひ

寝耳に水

呑心にへらす吸ふにへる

馬鹿と鉄は使ひ様で切れる
馬鹿の子むぞかり

ばかの大喰ひ
馬鹿に苦なし

針ほどの事を棒ほどに言ふ
八細工七貧乏
はねる馬は百までもはねる

針の穴より棒の風
婆々育ちは三文安い

人にはそつて見ろ馬にはのつて見ろ
最員の引きころばし
人のふんどしで相撲とる
人を見て法を説け
びつこの河流立つせがない

貧乏暇なし
貧乏者の子たくさん
檜原雷音ばかり
人の噂も七十五日

下手も習へば上手になる
下手の長文句

平氣の平左衛門

坊主だませば七代たゝる

ほめ子の夜ぐそ

盆と正月一所に來た

まけるは勝ち

まちがひと氣違は世間にありごと

見るは法樂話は末代

味方千人敵千人

昔は昔今は今

聲は座敷から嫁は臺所から

名所に名物なし

目の正月

元木にまさるうら木なし
餅食つてねない馬鹿はない

持つたが因果
物は申して見ろ

宿味増木損
柳津の舞臺から下りた
やけのやんばち

やみの夜にも高い物を買へ
藪から棒
焼けての後の火の用心

おら おかし おちた おつけろ	おのれ 私 ハ、母 オリタ 降リタ オケヨ 置ケ	おぢんつあ おとでー おつかない おたる	オヂ 祖父 オドロロ 一昨日 オソロシイ 恐ロシ ワル 折ル
かあーさん かあら がなる	ハハサン 母様 カハラ 瓦 非常ナル大聲ヲ發スルコト	かんじや がる	カヂヤ 鍛冶屋 大聲ヲ出スコト
きびちよ きごころね	キウス 急須 カリネ	きめこ	▲ヂレ
くびね くらつける	クビ 頸 タタク	くね	カキネ
げない げんべ げんじよも けちんぼ	エタ ワラダツノ一種 ケレドモ ケチナル人 吝嗇ナル人	げす けつ けち	シリ 尻 シリ 腎 ケチ 不吉
こおのけ こせいする さんまへ	マユダ 眉毛 ハラチダツ ロカヘル	こすだい	アシ

往きがけの駄賃

良い相撲後から出る

用心にけがなし

嫁聲三年

來年の事を言ふと鬼が笑ふ

湯腹も一時

嫁は姑のならしから

弱り目に祟り目

夜のとげ中にはいる

第八節 方言

あぐ あつちや いかない いつちまつた いらなえ ちそこき	アゴ 顎 アチラ ユカナイ 不可ノ意 イニタ 往キ去ルコト イラヌ 不要 ウソツキ 偽チイフ	あくしよ あんつあま いがはんしょう いすす いたましい うつつあし	クサメ 嚙クシヤミ アニサン 兄様 ユキナサイ イシウス 石臼 オシイコト ウルサイ
--	---	---	---

ほうめた	べーこ へつこむ べろ	ぶつくした	ひづ ひざい	ひやつこい	はだつ はつば	ぬかる	にわ	なんば	とほうもない とんぼくち
ホ、頬	ウシ牛 ヘコム 糞ムノ意 シタ 舌	コハシタ 毀シタ	非常ノ意	ツメタイ 冷イ アタマ 頭	ハシノル 始メル ハ 葉	足ノメリ込ムコト	ドマ 土間(屋内ノ)	ナニホド 何程	トヘイモナイ 不慮 イリグチ 入口
ほ、たぶ	へいほ べつたり へそび	ふうて	ひびす びつちやこ		はげこ	ぬたぐる		なづき	ぞす
ホ、頬	オアダメ 御手玉 イチメン 一面 ナメズミ	道ナキ雪道	サナギ 蛹 ドロミチ 泥道		ウゴ 畚	メリツケル	ヒタヒ 額	ライビヤウ 癩病	

したき しよつて しみる	すこい すこり	せせな	そばえる	たじこ	ちつちやい ちよこんと ちよらかす	つまらぬ づろうへい	でろ でつかい	ツバキ 唾 セオツテ 頁ツテ コホル 凍ル	ワルガシコイ ウララ	ナガシヤリ 流シ尻	アマヘル	タスキ 褌	チサキ 小 スコシ 少シ 愚弄スル	ツマラズ 不得意 横着	ドロ 泥 オホキイ 大ナリ
しつぽ じやんか しこたま	すまつこ		そんじやう	たうぎみ	ちよつこら ぢくねる	づるい	てのこひ でこ	しつぽ じやんか しこたま	すまつこ	そんじやう	たうぎみ	ちよつこら ぢくねる	づるい	てのこひ でこ	オホキイ 大ナリ
チ尾 アバタ タクサン 澤山	スミ 隅							しつぽ じやんか しこたま	すまつこ	そんじやう	たうぎみ	ちよつこら ぢくねる	づるい	てのこひ でこ	オホキイ 大ナリ
								しつぽ じやんか しこたま	すまつこ	そんじやう	たうぎみ	ちよつこら ぢくねる	づるい	てのこひ でこ	オホキイ 大ナリ

方言	正語	方言	正語
ほいちよ ぼつこ	ホウチフ 庭刀 ハキモノニツク雪固り	ほそび	ホクロ
まで	シライ 春雷	まつたいこ	ヨクニル
むじる	マガル 曲ル	おぞい	カアイサウ
めいる	ミニル 見ユル	めつこ	メノ見エヌモノナイフ
めまじ	マバタキ	もゝね	モ、腿
もつと	モスコシ 最少シ	やんがへし	シカヘシ
もばれ	老ボレ	やけつばた	ヤケド 火傷
やんだ	イヤダ	ゆんべ	ヨンマ 昨夕
やゝこ	コドモ 嬰兒	よはり	夜仕事
やつば	ヤハリ 矢張		
ゆい	仕事ヲ交換スルコト		
ゆくちなし	バカ 愚		
よつばう	飽クマテ		

わし	ワタシ 私	わつさしもの	玩弄物ナイフ
ろくでなし	イナワルモノ	ろくに	ヨク 熱々
なだる	ナル 折ル		

以上掲ぐる所のものは此地方本郡のみにのみ多く使用せられ他地方人には意義の通し難きものを主としたり此外發音上の關係より來るもの及嬰兒語等は略して記載せず

第九節 住民の狀態

古來我國民の階級は公家武士平民賤民の四に分れ公家は中古以來世襲の姿となり武人は幕府の管する所にして大名旗本家人等あり平民は百姓町人の總稱にして共に苗字帶刀を許されず故に單に名のみを稱せりされども特に功績あるものには苗字帶刀を許しき醫師僧侶神官等は制外の徒と稱して籍を平民に置くも其待遇を異にし世に之を長袖といひ醫師は一刀を帶ふるを許されたり賤民は所謂穢多非人等にして元來素性の賤しき者なれども多くは生業の賤しき故に古より世に擯斥せられ婚姻はもとより同じ火にて喫煙するさへ忌み嫌はれたり斯くて此地方に於ける各町村の住民は大概平民百姓にして武人としては猪苗代町に於ける猪苗代城附の武人及各地に散在せる地方御家人のみなりきされは以下平氏の部落に於ける郷頭肝煎百姓及是等相互の關係を説き以て町村に於ける住民の狀態を明にせんと

す

一 郷頭肝煎(名主)

江戸時代に在りては町村の事は凡て其自治に任せ町村役人をして之に當らし

む郷頭は其組の長、肝煎及名主は其町村の首班たり而して名主は土田及土町に一人つゝありしのみ

郷頭肝煎名主共に平民の中より之に補せられし者にて町村行政に當ると共に一面町人百姓の先導者となり一町一村の代表者ともなりしか如し斯くて町村内の事は其屬僚たる地首姓、老百等と協議して一切を處理し上官たる代官に申立つることは極めて少く若し紛議事件等の起るものは務めて穩便に之を處理し以て出來得る限り上に厄介をかけざらんことを期せり是れ己の率ある町村内に事あるを以て上に對し申譯なきこと、思ふと共に其町村の恥辱とせるの念熾なりしに因りしは疑ふへからず町村一般徳義を重んじ郷頭肝煎は親切を以て庶民を率ゐる庶民亦名主肝煎を信頼し此の如くにして町村は圓滿に保たれり

郷頭肝煎は自宅に於て其事務を視る之を役宅といふ屬役此に來りて事務を執る常に狀持と云へる使丁を置きて雜役に服せしめ又町村内に命令を傳へしむされは肝煎を呼ぶに親方又は親方様と稱しきは其村の主領株なるを以てなり職工の親方、博徒の親分とは全く異れり

二 庶民

名主肝煎の治下に在る者は即ち庶民所謂町人百姓にして町人とは多くは町に住める商工の輩を云ひ百姓とは村落に住みて農を營める者を云ふ

三 名主肝煎と庶民との關係

名主肝煎は町村の長にして一般自治の衝に當り庶民を督勵指導せしを以て其權勢自ら強大ならざるを得ず況んや上下階級の別甚しき當時に於てをや加之名主肝煎は多

くは古來其地に住み來れる舊家にして門閥徳望兼ね有するを以て自ら庶民の歸服を得其財を以てすれば祖先傳來の廣き宅地田畑あり其職を以てすれば町村世襲の長たり因襲の久しき庶民との關係は恰も主従の如くなるに至れり而して庶民の名主肝煎に對するや恭敬最もつとめその之を信すること極めて厚く其實印の如きも常に之を預け置き名主肝煎は之を保管し必要に應じ本人を呼ひ出して之を押捺し細事は本人を呼ひ出さず名主肝煎單獨に之を使用したり以て當時庶民の如何に率直にして其信頼の厚かりしかを推知するを得へし

庶民の家に子女の生るゝ時は直ちに名主肝煎に届出つるの規定にして文字を知らざる庶民の如きは其子の命名も一に名主肝煎の意に任せしを以て親にして我子の本名を知らざるものあり子にして己の實名を知らざるものあり或は親の附けたる名と名主肝煎の附けたる名と全く相違せる等の奇觀を呈せしこともありき

年始年末其他節句中元等には庶民は必ず其家に伺候す先づ正月元日には氏神に詣て次に名主肝煎に行きて賀詞を述べ農繁の際の如き所によりては順次其農事の手傳をなす風ありき

名主肝煎の命とあれは公私共庶民は絶対に服従して敢て違背することなく其間圓滿平穩の状態なりき

四 生活狀態

郷頭名主肝煎等の生活狀態は普通人民と異りて其程度高けれども之を現今の狀態に比すれば凡て極めて簡易にして質素儉約なりき徳義を守り勤儉を重んずるは當時幕府の施政綱領にして屢々天下に訓諭せし所なるを以て上下を通して各分限を守り質素を尙ひ苟も驕奢浮薄の風なかり

き名主肝煎は躬行實踐以て下を率の一般庶民も亦其身分を顧み互に相戒め儉素簡易の生活に安んじたりき名主肝煎の如き町村第一流の家柄なれども其禮装に用ふる羽織は其丈極めて短く座するも其襦疊に達せず而して羽織を着するは代官所に出頭するとき或は禮装を要する時のみ之を着し平常は之を用ゐず當時禮装としては平袴紋附羽織等は名主肝煎に限られ場合によりては袴及帶刀を許されたるものなり

其家屋は玄關附などは極めて稀にして飲食品亦粗なり衣服家具其他儀式等に就いては其品格を保つ爲め役目身分相當の設備心掛をなせしに過ぎざりき

第十節 衣食住

一 住居

太古の人民中穴居せしものあり其居は平坦なる地にあらずして甚た高からざる山腹或は丘上を選へり穴居に土窟石窟の二種あり室内廣からず二疊乃至八疊敷許にして石又は木を以て穴口を塞ぎて戸となし其口甚だ狭きを以て這ひて出入せり今に這入口といふ語を殘せり即ち吾妻村字大原新田の蝙蝠澤磐瀬村字長坂磐梯村字入倉一ノ木村字一ノ戸の瀧ノ澤等に在る石窟は古來穴居の跡なりと言傳ふ蓋し蝦夷の人種の住所なりしなるへし

家屋 古代に於ける家屋は極めて低陋にして地を掘り柱を建て藤葛を以て梁桁を結び以て屋根を葺きしか建築の術漸次進歩し江戸時代に至り大に發達を遂けたるか如し昔の家は床には筵の類を敷き座敷と稱する所のみ畳ありて家中半は土間なり以て雨雪の日と雖も雜穀を取扱ふに便ならしむ大

爐を席上に設け常に楮を焚く此爐を俗に圍爐裏といふ其形四角なり此爐の上より竹を下け其先端に掛金を附し手取鍋等を釣る之を自在といふ爐邊に足を組みて坐するを胡坐あぐらと云ひ臺所は大家にはあれど普通の民家には設けなし屋根は萱を以て葺き南向最も多く地勢道路等の關係により東向西向又北向もあり所々開拓せられ萱の材料乏しきを告ぐるに及び麥稈又は藁を以て葺くに至れり然れども是等の草葺は漸次木羽瓦葺と變化しつつあり庶民の家は概ね玄關なく其身分に應じて大小廣狭の差はあれども一般に土間を廣くなしき

今左に天保十二年に仰出されし儉約箇條書に示されし家作法を擧ぐ

一家作の儀前々申聞候通百姓は勿論郷頭檢斷肝煎居宅とても違棚明る床蘭間針隠塗床縁等の儀凡て見場飾造作決して致間敷候尤も兼て定之外聊も大振に家作不相成儀に候條何か故有之定之間敷にて強て差支候は、其次第委細途吟味可及差圖候條前廉可伺出候事

一 造作之儀柱等は座敷に限り下斧目隠候程に致其餘は不殘下斧打戸建具類障子は少く板戸重に致板敷は寢床の外座敷一間に限り板敷に致垂木等も角物は不相成決して目端を不飾質素無造作の仕成に可致候

但家作致候節は前廉繪圖を以て願出て出来見分可申請筈の處近來相なれ候哉に相聞甚如何成儀に候條以來は屹度普請出来候は、披露申出見分可受事

一 壹石より五石迄

二間梁或は二間半梁行間六間山郷は七間迄四方三尺下屋二間に二間の概中門

右藪村之定

三間梁に行間八間四方三尺下屋二間に二間の厩中門
右驛所之定

一拾壹石より拾九石迄

二間半梁或三間梁に行間十間に限り山郷共に

但下屋厩中門右同斷

右藪村之定

三間梁に行間十二間山郷共に

但下屋厩中門右同斷

右驛所之定

一貳拾石以上

二間半梁か三間梁の内望に任せ行間十二間山郷共

但下屋厩中門右同斷

右藪村之定

三間梁に行間十五間山郷共に

但下屋厩中門右同斷

右驛所之定

一肝煎は持高に不羅二間半梁或は三間梁に行間十三間八疊敷座鋪二坪と敷板根太尾引戸板木迄被下

但し柱等は座敷に限り下斧目隠し候程に致其餘は不殘下斧打戸建具類障子少く板戸重に致垂木
等は角物に不相成候事

右藪村之定

一驛所肝煎は右同様持高に不羅三間梁に行間十七間八疊鋪座敷二坪分敷板根太尾引戸板木迄被下

其他便所物置等は別棟なるか多く又上雪隠とて座敷の傍に附設せるものあり座敷の床には種々の名
木を用ふること今と大差なし襖障子紙は郷頭肝煎等の上流人士の家を除きては一般に障子を用ふ多く

は反古紙を張りしも近時は白紙を用ふる者唐紙を用ふる者疊を用ふる者次第に多きを加へたり

維新以後は家屋漸次改まりて粗矮狹陋を避け便利奇麗を圖り或は二階家を造り或は瓦葺となり或は
硝子障子を用ふるあり學校、役場、官衙は西洋風の建築に倣ひ其面目を一變せり

家具

簞笥 昔時に在りては餘程上流の者ならては備ふる者なく大抵葛籠箱等を用ゐたりしか現時は之
を備へざる家は極貧者を除きてはなきの有様なり

膳 昔は箱膳とて食事終れば食器を納め得るもの明治初年まで普通に用ゐられ上流の人に至りて
丸膳を用ゐたりき今日の如き會席膳を用ふる家は至つて少く冠婚葬祭の際に用ふる膳椀類は町村内
の富有家より借受け使用するもの多く其形は現今のものに比し大形にして深きものなりき又昔は多
く椀を用ゐたりしも明治に入りて陶磁器の茶碗を用ふるに至り膳も一人用のものゝみなりしか明治

の中頃より飯臺といふものを用ゐる一家團樂之を圍みて食する風起れり
 長火鉢 昔は富豪家或は醫者神官等の外之を備ふるもの少かりしか現今は之を備へざる家少きに
 至れり

其他 桶類は竹籬を箆めたれども今は金屬製の竹籬を用ゐる手桶の代りに亞鉛製のバケツ、手水盥
 の代りに金屬製の洗面器流行し食器飲器には硝子製のものを用ゐらるゝに至れり

燈火 上代燈油なきときは松明を用ゐる屋内庭上を照らし其後約六百年前より油火及蠟燭を用ふる
 に至れりそれより室内用として行燈最も行はる行燈はもと夜行用のものなりしか此頃より室内に置
 きて用ふるに至れり丸行燈角行燈の二種あり燈蓋皿を燈架に乗せ菜種油に燈心を浸して點火す饗宴
 の席には燭臺用ゐられ携ふるには提燈用ゐらる明治の初年石油及ランプ輸入されてより行燈を用ふ
 るもの殆どなきに至り又近時に至りて電氣燈を使用するもの漸く増加しつゝあり

二 衣服 衣服は當地方古代よりの變遷を繹ぬるに困難なるを以て茲には此地方の禮服常服勞働
 服等につき近代の變遷の一端を敘するに止めん

(イ)禮服 江戸時代町人百姓の禮服は麻袴にして冠婚葬祭年始年末等に之を着し手に白扇を持て
 り其次の禮服としては肩衣に縞袴を着用し略禮の場合には羽織袴を用ゐたり

袴 昔は多く無地を用ゐる後には小紋を恒例となせり明治五年禮服の制を定められしより官途に在
 る者はフロックコートを用ふるもの多きも一般人は羽織袴を用ゐる袴は單に葬婚等の大禮の時にのみ
 用ゐる來りしか今は廢れて唯葬禮の際に喪主及縁者の重なる者のみ之を着用するに止れり

羽織 始めは男子の着用するものなりしか江戸時代の初期より女子も之を用ふるに至れり而して
 其長短は時代により度々變遷あり現今亦長きを用ふるに至れり地方庶民の用ゐるものは袖、唐棧等
 を上等とし絹、羽二重等を用ふるものは稀なりき郷頭肝煎と雖も黒の一ツ紋を着し三ツ紋を着用す
 ることは甚た少く中流以下に在りては僅に一着を備へて一代用のし有様にて下流に在りては之を有
 せざるもの極めて多かりしか現今に至りては羽織を有せざるものは殆んど一人もなく黒紋附にあら
 されは正裝たらざるに至る

袴 古代よりありしものにして神代の輝に當る江戸時代には士人は平袴と稱する褌の低きものを
 着せしか文久頃より褌高流行し平袴は漸次に廢れ殊に近年は褌の甚た高く裾の廣き馬乘袴を用ふる
 に至れり此地方一般の婦人は袴を用ふることなかりしか明治二十年後より女學生にも袴を用ふる風
 起れり婦人の禮服は昔も今も大差なく白襟紋附にして紋附には無地物裾模様小紋等あり

(ロ)常服 平常着用するものにして襦袢着物半纏等あり

襦袢 直に肌に着る衣にして多くは丈短し近年はシャツを襦袢に代用するの風次第に多くなれり
 半纏 羽織に似たれども襟をかへさずして着る一種の表着にて褌なく胸紐を附けす半襟を掛くる
 を普通とし冬季之を着用せしも近來は漸次少なくなり羽織を着用する者多くなれり

角帯 商人は今尙用ふれども漸次廢れて兵兒帶を用ふる者多く又少女にも之を用ふる風あり三尺
 帶と稱する一重廻りのものは職人の間に残り又勞働服に用ふ

足袋 昔時は紐結のものなりしか今は多く爪を用ゐる男女共白きを禮とすれども男子は平常紺足袋

を穿つもの多し

股引 旅行又は職人の労働の際用ふるものなりしか近年はズボン下を股引に代用する風尠る處に行はる又昔のフンゴミは廢れて紋平米澤地方より傳はるを盛に用ふ

着物 近年は小兒は男女共筒袖を用る大人も之を常服とするもの多くなれり

被り物 男子の山岡頭巾笠は帽子となり又襟巻となり女子はお高祖頭巾なりしを近時は肩掛となりシヨールとなり夏シヨールとて夏季座除と稱して之を裝飾するものあり

(ハ)労働服 職人は昔より腹掛をかけ法被を着して三尺帯を締め股引を穿つ風あれども其業の種類によりて立襟の小倉洋服を用ふる者あるに至れり農夫は古今大差なく筒袖褌袴に猿袴を穿ち手拭を被ふる若き女子には手甲を掛け手拭二枚を纏き合せて用ふる者多し雨天には簀笠菅笠を用ふ

昔時は婦女子自ら絲曳車によりて棉花を以て絲を紡ぎ之を以て自ら織り衣服を製したるものなり然るに明治の中葉より服装華美に流れ地織の手堅き物を嫌ひて之を用ふるもの次第に少くなれり

三 飲食 昔時民間に於ける飲食物は一般に質素なりしか近年は其程度非常に高まれり

食事は朝晝夕の三回にして農民の如きは非常繁忙の際は定食の間に更に小晝と稱して一回食することを常とせるは昔も今も變らざる所なり麥飯は衛生上有功なること唱道せられてより麥飯を食するもの多くなりしも稗、粟、黍等を交へて食するものは次第に減せり稀に作る餅の餡の如きも鹽を以て其味を調へ今の如く砂糖を用ふる者は稀にして柿實を交へて甘みを調へしもありき

又獸肉を食すれば其身穢るとなし神社に拜するを許さざりしを以て之を忌み嫌ひしか歐米の風盛に

輸入せらるゝに及び衣食住の革新を來し肉食の風漸次行はれ牛乳の如きは滋養物として歓迎せられ牛肉、豚肉、馬肉等を食する者多くなり之を鬻ぐ店舗亦到る處之を見ざるなきに至れり

飲物としては酒、味淋、焼酎等古くより行はれしも明治に至り麥酒、葡萄酒等用ゐらるゝに至れり清涼飲料としてラムネ、サイダーの如き賞用せらるゝに至る

往時より嗜好品として迎へられたる煙草は種々の制裁を加ふと雖も其使用今に衰へず

第十四章 經濟

第一節 總 說

本郡は米作を以て生計を營むもの七八分を占め商業によるものは二三分に於て尙副業として養蠶をなすもの多しされは經濟状態は明治三十四五年度に至るまでは漸く順境に進み來りしか明治三十五年の暴風雨の被害及凶作續きて明治三十七八年戰役等の影響は經濟界の萎靡不振を誘起し其後絲價の暴落は蠶絲界の恐慌を來し益、郡民疲弊の度を高からしめ一方世運の進歩に伴ふ施設經營を要するを以て人民に其負擔を益、重からしめ爲に年々生計の困難を感じるもの次第に多きを加ふるに至れり

第二節 金 融

本郡に於ける金融機關は稍、圓滿なる發達を遂げ現今に於て大なるものは會津銀行支店安田銀行出張所百七銀行支店猪苗代銀行あり其他二三の出張所あり又郵便貯金あり各種の貯蓄銀行ありて各資

本の融通に努むるか故に目下の所金融に支障を生ずる憂なきに至れり左に主なる金融機關を擧ぐへし
 共立銀行 猪苗代町新町に在り明治三十六年五月創立の株式會社にして始め資本金一萬圓なりし
 も大正二年五月に至り十萬圓に増資せり
 會津銀行喜多方支店 喜多方町仲町に在り明治三十三年一月の創立にして本店は若松市に在り資
 本金三十萬圓なり
 安田銀行喜多方出張所 喜多方町仲町に在り明治三十八年十二月の創立にして本店は東京市に在
 り
 百七銀行喜多方支店 喜多方町新町に在り大正四年二月の創立にして本店は福島市に在り
 猪苗代信託會社 猪苗代町本町に在り明治四十五年二月創立の株式會社にして資本金二萬五千圓
 なり
 駒形信託會社 駒形村大字中屋澤に在り大正二年十二月の創立にして資本金二萬圓なり
 鹽川信託會社 鹽川町荒町に在り大正二年十月の創立に係る資本金一萬圓の株式會社なり
 會津信託會社 喜多方町仲町に在り大正三年二月の創立にして資本金二萬圓なり

第三節 産業組合

抑も實業組合は獨立自營相助の精神に基き物質上の共同經營をなさんとする産業界の自治機關たる
 を以て近時の如く農村の疲弊甚しく之か改善進歩を圖るに必要あり之に加へて當局の熱心なる獎勵あ

るにも拘はらず本郡に於ける産業組合は明治三十四年同法發布以來十數年の今日に至るも振はす現今
 僅に左記十八組合を算するのみ

名 稱	任 責	所 在 地	設 立 許 可 年 月	資 出 金 額	組 合 員	目 的
長 瀨 信 用 組 合	限 有	長瀨村三郷	明治三十八年六月	二、八七五 ^四	一七二	産業資金貸付
熊 倉 信 用 組 合	限 無	熊倉村熊倉	同 四十二年十月	三九〇	一一	必要品ノ販賣購買
上 三 宮 信 用 組 合	限 有	上三宮村上三宮	同 四十三年七月	八七	三一	同
翁 島 信 用 組 合	限 無	翁島村三ツ和	同 年三月			産業資金貸付 必要品ノ販賣購買
更 科 信 用 組 合	同	磐梯村更科	同 四十四年十一月	一、二五〇	三八	同
千 里 村 西 館 信 用 組 合	限 有	千里村西館	同 四十五年三月	三〇〇	三七	同
駒 形 信 用 組 合	同	駒形村中屋澤	同 年五月	三、〇一五	八一	同
長 瀨 信 用 組 合	同	長瀨村川桁	大正二年十二月			必要品購買生産 品加工委託販賣 貯金取扱 生産資金貸付
山 部 信 用 組 合	同	山部村	同 三年一月	七、五二二	一八一	貯金取扱 生産資金貸付
奥 川 信 用 組 合	同	奥川村飯里	同 年五月	二、〇五〇	一三〇	貯金取扱 産業資金貸付
姥 堂 村 信 用 組 合	同	姥堂村三吉	同 四年二月	四二〇	七二	産業資金貸付貯金取 扱必要品購買販賣

第四節 貯金及財産

一 郵便貯金

名 稱	任 責	所 在 地	設 立 許 可 年 月	出 資 金 額	組 合 員	目 的
天井澤 信用購買組合	有限	岩月村天井澤	大正四年四月	一、二七四 ^円	三五	産業資金貸付貯金取扱必要品購買販賣
慶徳村 信用購買組合	同	慶徳村慶徳	同 三年二月	五、九〇〇	二〇	産業資金貸付必要品購買
熱鹽村 信用購買組合	同	熱鹽村熱鹽	同 四年五月	四五六	四二	同
北山 信用購買組合	同	北山村	同 五年五月	一、七五五	七〇	
喜多方 信用購買組合	同	喜多方町	同 年九月	八〇〇	三四	
喜多方 漆器販賣組合	同	同	同 六年五月			
檜原 信用購買組合	同	檜原村	同 年六月			

年 次	新 規 預 入 人 員	預 入 金 額	現 在 高
明 治 四 十 二 年	四、二三七	九四、六七一 ^円 ・六〇六	一八一、四〇一 ^円 ・五六〇
同 四 十 三 年	一、三七六	一二七、二四六・〇〇〇	二二二、四〇六・六四六
同 四 十 四 年	三、七一五	一五二、五三五・〇〇〇	一八九、七三六・〇四四
大 正 元 年	四、五五七	一六五、〇〇九・〇五二	一四九、三六一・二四七
同 二 年	二、七四三	一三六、七八六・五七四	九五、五五六・一五一

二 郡有財産

郡有建築物坪數(厩舎)九十六坪 價額九百六十圓
基本財産 金二千八百八十七圓三錢四厘

内 現金一千九百五十七圓三錢四厘

債券五百九十圓

株券三百四十圓

(現金及債券は全部大正四年度に於て之を處分し歳計に充用せり)

三 町村有財産

總額金四萬七千八百六十二圓二十二錢

内 土地價額 金五千七百六十二圓三十七錢

建物價額 金二萬一千四百六十二圓

公 債 金一千四百二十五圓

株 券 金三百五十五圓

現 金 金一萬三千七百四十九圓七十八錢

諸品價格 金五百八十圓

四 部落有財産

總額金二十八萬二千四百七十四圓八十五錢九厘

大年元年	年次	直					間接國稅	合計
		地租	所得稅	營業稅	賣藥營業稅	續業稅		
		三三、三三〇	二五、五三〇	一九、七三〇	三三、〇〇〇	一七、八〇〇	二七、八五〇	四六、六〇〇

第二目 財政

一 國稅

種目	段	別	種目	段	別	種目	段	別	
學校敷地	一〇・九二三七	郡役所敷地	五三二五	警察署敷地	一四二五	町村役場敷地	一一・二九〇二	社寺堂宇敷地	三八〇九
種畜場敷地	一五七・四一〇一	保安	三九一九	隔離病舎敷地	五・一〇五〇六	道	一・三九一・八六二四	溜池	七二二二
用悪水路	九〇・五五八	墳墓	三・四一〇八	計	一一・七〇一・二二七九				

二 民有免租地

種目	段	別	種目	段	別
原野	六四、四六五	三、三四九・〇六一七	池	四三・九四〇六	五、〇一四・五〇〇
計	五二〇、八六八	四八、二一一・七七二七	計	一八七	一〇八・九三〇

總額金六千六百七十一圓九十七錢九厘

- 內 土地價額 金二十六萬九千二百四十八圓九十四錢
- 建物價額 金一千六百圓
- 現金 金一萬一千五百五圓九十一錢九厘
- 諸品價額 金百二十圓
- 五 町窮民救濟基金
- 內 株 券 金二百八十五圓
- 現金 金六千三百八十六圓九十七錢九厘

第五節 郷土の經濟

第一目 土地

一 民有有租地

種目	段	別	種目	段	別
田	一六九、三八〇	八、四一三・四五二五	山	二〇二、〇〇一	二、〇一七、八三三・六四〇
宅	一一八、八一二	四、七五五・一〇〇六	計	三〇、八〇一・三六二九	四七二、九七六・三三〇
計	六五、六八九	二五、四七二・二六二九			六八〇、四九五・四三〇

(大正四年調)

六 郡 歳 出 の 二

年次	會議費	郡吏員費	土木費	教育費	衛生費	勸業費	財産費
大正元年	二、〇三三	一、三四五	六、〇一六	九四	七二	三、六四三	一九
同二年	二、〇八三	一、三〇一	一〇、六〇三	七八	七二	三、五九七	二七〇
同三年	一、七二八	一、二七一	七、〇八三	五三	一	三、八五四	三八三
同四年	二、七五九	一、二一三	九、二八八	五〇	一	三、〇二二	五三〇
同五年	三、二七四	一、三七六	七、一五二	六七	六	二、五一〇	一二四

五 郡 歳 出 の 一

年次	財産收入	償還金	雑收入	各町村分賦金	經常費合計	臨時部	合計
大正元年	六	一、三五七	一七	三〇、八三三	三二、一一三	一六、六二六	四八、八三九
同二年	一一	一、三三四	二七	三二、九七六	三四、五九五	二一、三九八	五五、九九三
同三年	一一	一一三	三〇	三四、七三四	三五、二八四	一四、七六二	五〇、〇四六
同四年	一一	一一三	六	二九、五七八	二九、五八四	一八、四九三	四八、〇七七
同五年	一一	一一三	六	三七、一七一	三七、一七七	一〇、九三三	四八、〇一〇

四 郡 歳 入

年次	附加税	國稅營業附加税	所得附加税	續業附加税	賣藥營業附加税	戶數割	縣稅營業附加税	同附加税	雜種	合計
同五年	二、四七六	三、四四五	三、七九五	六〇七	一〇	一、〇八三	二、五〇九	二、六六〇	一六八、三五七	一六八、三五七
同四年	二、四七六	三、四四五	三、七九五	六〇七	一〇	一、〇八三	二、五〇九	二、六六〇	一六八、三五七	一六八、三五七

三 町 村 税

年次	附加税	國稅營業附加税	所得附加税	續業附加税	賣藥營業附加税	戶數割	縣稅營業附加税	同附加税	雜種	合計
大正元年	二、七二五	四、三五五	四、〇三八	八三	一	二、六七八	二、三三〇	二、五〇一	一六五、八七七	一六五、八七七
同二年	二、六九八	二、九九五	四、〇三八	五九〇	九	二、三三八	二、三三〇	二、五〇一	一六五、八七七	一六五、八七七
同三年	二、六九八	二、九九五	四、〇三八	五九〇	九	二、三三八	二、三三〇	二、五〇一	一六五、八七七	一六五、八七七
同四年	二、六九八	二、九九五	四、〇三八	五九〇	九	二、三三八	二、三三〇	二、五〇一	一六五、八七七	一六五、八七七
同五年	二、六九八	二、九九五	四、〇三八	五九〇	九	二、三三八	二、三三〇	二、五〇一	一六五、八七七	一六五、八七七

二 縣 税

年次	地租制	戶數別附加税	營業附加税	續業附加税	所得附加税	賣藥營業附加税	營業稅	雜種稅	合計
大正元年	六、四三四	二、九四三	二、二八九	九〇六	一、五三三	一、五三三	五、三三九	六、〇五八	一七、五四四
同二年	四、四四四	三、三二五	二、二八七	六四八	一、二二五	一、二二五	五、〇四四	六、五五四	八、四七〇
同三年	七、四六六	三、七四〇	二、一八三	七五八	一、〇四六	一、〇四六	五、三八九	六、二九二	二七、九四九
同四年	五、七七八	二、八九八	一、五七三	六二八	一、〇五六	一、〇五六	六、四九九	六、五五六	一〇、一七四
同五年	五、七七八	二、八九八	一、五七三	六二八	一、〇五六	一、〇五六	六、四九九	六、五五六	一〇、一七四

年次	地租	所得稅	營業稅	賣藥營業稅	續業稅	間接國稅	合計
大正二年	二、九三五	二、五五六	一、九八三	三、五〇	一、八七、八七四	二、七六、〇〇	四、六、四七五
同三年	一、三、五八八	二、五、一四六	一、九、八四三	三、〇〇	一、八、八〇四	二、七、八二二	四、三、六二六
同四年	一、三、八二三	二、六、四九六	一、四、二九七	三、〇五	一、八、三、六六八	二、五、〇八九	三、九、八、七五七
同五年	一、三、八五五	二、六、四九七	一、四、四〇五	三、〇〇	一、七、一、六八	二、四、八七一	三、九、八、七五三

七 負擔額

年次	郡費取扱費	選舉費	統計費	神社費	地方改良費	電話費	臨時費	合計
大正元年	七三	四	三〇七	一六	一五	—	三、五一	三、九一
同 二年	九五	—	二〇八	一六	一四	—	三、五五	四、八三
同 三年	一八三	—	三〇九	三〇	一五	—	三、〇六	四、九二
同 四年	一九八	一七	三九	二九	三九	一七	二、六七	四、三三
同 五年	一九七	—	四八	一八	一〇〇	三	三、二五	四、七六

種別	一 戶	一 人	當
直 接 國 稅	一四、六八七	—	二、〇二九
間 接 國 稅	一七、六六二	—	二、四四〇
縣 稅	七、九九六	—	一、一〇五
町 村 稅	一三、六四三	—	一、八八四

第十五章 生 業

第一節 總 說

本郡は一般に地味肥沃に林野又多きを以て住民は農蠶業又は林業に従事するもの多く猪苗代・楡原・秋元等の湖岸及日橋川沿岸の地には漁業に従事するもの少なからず又各市街地其他交通至便の地には物貨の集散盛に工業としては漆器業年と共に振ひ清酒の醸造亦夥しく鑛業には硫黄、亞鉛等の製煉盛

んなり今其詳細を記述せん

職業別戸數

年 度	農 業		商 業		工 業	
	専 業	兼 業	専 業	兼 業	専 業	兼 業
大正元年度	六、九三四	一、六六四	—	—	—	—
同 二年度	七、四三三	一、四七八	四二二	—	一、四二六	—
同 三年度	七、八一六	二、〇三七	四四四	—	一、〇七一	—
同 四年度	七、一七八	八一一	四二八	—	一、五八五	—
同 五年度	七、七四九	一、〇三〇	一、四二六	—	四〇九	—

第二節 農 業

農業は本郡生業中第一位を占め各町村共に本業を営まざるものなく戸數一萬二千百三十五戸中農家は八千六百六十七戸ありて略七割強に當る然れども因襲の久しき舊慣を墨守し選種農具の改良施肥耕作方法等に留意するもの少なく多くは天成地功に任するの風なりしか漸く近年に至り之か改良に意を注ぎ選種耕耘等に務むるに至れり

第一目 耕地面積

本郡は廣袤八十五方里餘を有すと雖とも東西北の三面山嶽を以て蔽はるゝに因り耕地としては田八千四百十三町四段五畝二十五歩畑四千七百五十五町一段二歩なりされども三千三百四十九町餘の原野

各所に點在し農耕に園藝に適當なる地域も少なからされは水田に或は畑に開墾し得へし

第二目 米 作

本郡の耕作水田は八千三百五町歩にして平年作にて約十一萬八千九百四十石段當り一石四斗五升を産す今稻の種類及作付段別を擧ぐれば左の如し

- 一 水稻の種類の主なるものは坊主中、穗揃晚、最上坊主中、細葉早、近成早等とす
 - 早生 三千二百三十八町三段歩
 - 中生 三千九百九十町九段歩
 - 晩生 一千七十二町四段歩
- 二 陸稻は多く凱旋糯にして作付段別三町二段なり

第三目 麥 作

麥作段別は一千三百八十一町七段歩にして平年作にて一萬一千四百十二石段當り八斗二升六合を産す其作付段別は大麥九百九十六町四段歩小麥三百八十五町三段歩とす

本郡にて栽培する主なる種類は大麥は三尺系、小麥は砂川達磨、カリホルニヤ系なり
麥奴豫防の法として種子の温湯浸小學校生徒の黒穗拔取を奨励しつゝあり

第四目 農事の改良

郡當局に於ては夙に耕地整理、馬耕、短冊苗代、正條植、堆肥等の奨励あり今其狀況の一斑を左に述ぶ

- 一 耕地整理 耕地整理は明治三十五年來奨励しつゝあるも之を實行せしは僅に長瀬千里翁島、堂島喜多方猪苗代磐梯の數町村のみにして其段別及工費左の如し
 - 段別 一千七百二十六町五段九畝二十歩
 - 此工費金十六萬七千六百六十二圓五十八錢一厘
- 二 馬耕 明治二十六七年中大に奨励せられしも實行するもの少なかりしか近年に至りては毎年郡内五六箇所に馬耕講習會を開き技術を教授し以て其普及を圖りし爲め實行者漸次に増加し本年の實行段別は二千三百九十八町三段餘の多きに達せり
- 三 短冊苗代 短冊苗代は明治三十七年より講習或は講話會を開き其有利なることを知らしめ奨励したるに一時は稍、一般に實行したることありしも近年は之を實行するもの殆どなきに至れり
- 四 正條植 正條植も明治三十七年來奨励せし所にして始は其實行者尠なりしか近年頗る増加し大正六年に於ては水稻作付段別八千三百五町の内正條植の實行段別四千三百七十町の多きに至れり

第五目 果樹栽培

特設果樹園を設け栽培するもの尠からさるも今後は増加の見込なしされとも各戸自用としての栽培は漸次増加の傾向あり而して果樹の主なる種類は柿、梨、桃、苹果、葡萄等にして之か栽培の盛なる

は豊川・松山喜多方岩月・駒形・加納の數町村とす

第六目 農産物

大正六年に於ける主なる農産物の産額を左に擧ぐ

米	十二萬七千九百五十六石	甘藍	一萬九千九百三十二貫
麥	八千三百六石	蘿蔔	六十二萬六千四百五十貫
大豆	一萬一千五百五十七石	蘿蔔	七萬五千六百貫
小豆	一千九百四十六石	蕎麥	二十四萬一千六百二十貫
豌豆	四百四石	瓜類	十五萬五千八百九十五貫
粟	二千二百八十八石	藍	一千九百六十二貫
蕎麥	三千四百十石	實結及藍	一萬三千五百貫
甘藷	六千八百七十五貫	柿	十一萬八百三十貫
馬鈴薯	四萬一千七百五十一貫	梨	四萬二千七百三十九貫
藥用人參	一萬一千五百斤	葡萄	三萬一千六十八貫
桑種	四百四十四石	桃	一萬七千七十貫
大麻	三千七百四十三貫	蘋果	一萬一千二百三十七貫
青麻	五萬七千四百九十六貫		

第七目 郡農會

耶麻郡農會沿革の概要 本農會の組織は明治二十二年中勸業諮問會に於て會員一致を以て縣勸農會設置の件を發起することに決したり其方法たるや株式組織にして一般地主及特志者より株金一口金

二十五圓宛の出資を爲さしめ以て資本金となし勸農の爲に會員に貸出の方法を講し且つ事業としては開墾、肥料の製造貸下、農産物の改良、山林、牧畜及農作物の試験等の事業を行ふの規定の許に本郡にては明治二十三年之組織を爲し縣勸農會の支會として年々繼續し來りたるに明治三十二年六月法律第百三號を以て農會法の發布を見明治三十八年十月二十七日勅令第二百二十五號を以て農會令の發布となり前者は明治四十三年四月一日より後者は同年十月一日より之か施行せらるゝに當り農商務省は同年十一月六日省令第二十四號を以て農會令施行規則を制定發布以來其法令規則により株式組織を廢し中央に帝國農會、縣に縣農會、郡市に郡市農會、町村に町村農會の組織を見るに至り從て經費は負擔の方法を採るも事業經營上經費の之に補ひ難きものは獎勵補助金の交付を受け以て斯業の經營を爲すこととなり本會に於ける連年の事業及其經費は別表に示す如くして漸次其成績を擧げつゝ今日に至る

各年別經費 (三年前よりのものを示す)

一 大正三年度	二、〇六四、〇〇〇
一 同 四年度	一、八九六、〇六五
一 同 五年度	一、七〇〇、五六〇
一 同 六年度	一、八七〇、七二〇
一 同 七年度	二、二〇一、八一〇
同 特別豫算	五、一三五、〇〇〇
大正七年度耶麻郡農會經費歲入歲出豫算	

歳入之部

一 金二千二百一圓八十一錢
歳入總計 金二千二百一圓八十一錢

歳入經常部豫算高

歳出之部

一 金二千四百四十一圓八十一錢
一 金六十圓

歳出經常部豫算高
歳出臨時部豫算高

歳出總計 金二千二百一圓八十一錢
收支差引殘金なし

大正七年度經費分賦收入方法

大正七年度經費分賦收入方法を定むること左の如し

一 町村農會分賦金總額金四百七十七圓三十七錢

内 譯

一 金三百三十二圓

田畑 段別一萬三千二百八十四町九段九畝二十四步

一段歩に付金二厘五毛の割

一 金六十七圓三十七錢

山林原野 段別三萬三千六百八十六町二段三畝一步

一 町歩に付金二厘の割

一 金七十八圓

二十六箇町村金三圓の平均割

二 徵收期間を左の通り定む

一 前期 六月三十日限り賦課徵收

一 後期 十月三十一日限り賦課徵收

大正七年度事業方法

一 農事獎勵

(一) 一坪農業

前年度に繼續し小學校生徒をして一坪農業を實施せしめ農事思想の養成を圖らんとす

(二) 主要物産購入販賣斡旋

種苗、肥料の共同購入並に主要物産の共同販賣を斡旋し益、産業の改善發達を期せんとす

(三) 模範桑園の施設

前年度に於て設置したる模範桑園に對し補助をなし健全なる好果を計り桑園改良の模範たらしめんとす

二 增收獎勵

(一) 自給肥料獎勵

前年に引續き堆肥舎建設を奨励し且つ堆肥の改良緑肥の栽培を爲さしめ以て農家經濟の節減を期せしめんか爲め豫算の範圍に於て補助金を交付し之か普及を圖らんとす

(二) 農事小組合の設置

各町村内に農事小組合を設置せしめ農事の改良を普遍的に實行せしめ以て農事改善の基幹たらしむるは勿論經濟的、社會的、教育的方面の改善を圖らん爲め設置したる組合に對し豫算の範圍に於て相當補助を爲さんとす

(三) 試験地の設置

堆肥の效果竝に耕種肥培の奨励と共に重要農作物の改良發達竝に生産の増加に資せんか爲め米蔬菜の試験田畑の設置を爲さしめ豫算の範圍に於て之に補助金を交付し其奨励を圖らんとす

三 副業奨励

前年度に繼續し竹細工、真綿掛傳習所の開設をなし益、副業の振興を圖らんとす

四 馬耕奨励

前年度に繼續し農家の勞力節約竝に分配を圓滑ならしめ以て經費の輕減を圖らん爲め馬耕の傳習を開設し之か普及發達を圖らんとす

五 接木奨励

蠶業の發達と共に桑園増設の必要を來し苗木の輸入益、増大せらるゝを以て之か自給を圖らん爲め前年に繼續し適所に桑接木講習所を開設し苗木育成を奨励せんとす

六 記念林の手入

早稻谷熱鹽・吾妻の三箇所に植林せる記念林の育成を計る爲め豫算の範圍に於て下列手入を爲さんとす

會則及諸規程

福島縣耶麻郡農會會則

第一章 總 則

第一條 本會ハ福島縣耶麻郡農會ト稱ス

第二條 本會ハ左記ノ町村農會ヲ以テ組織ス

喜多方町農會	松山村農會	岩月村農會
慶徳村農會	豊川村農會	關柴村農會
熊倉村農會	鹽川町農會	姥堂村農會
堂島村農會	磐梯村農會	猪苗代町農會
千里村農會	北山組合村農會	長瀬村農會
月輪村農會	翁島村農會	上三宮村農會
加納村農會	熱鹽村農會	相川組合村農會
山都組合村農會	新郷村農會	奥川村農會

吾妻村農會 駒形村農會

第三條 本會ハ農事ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トシ左ノ事業ヲ行フ

- 一 農事ニ關スル講話會、共進會、品評會、競技會及種苗交換會ノ開設
- 二 農事講習及試驗又ハ調査統計
- 三 種苗、種畜、蠶種、肥料、農具等ノ交換分配
- 四 動植物ノ病蟲害驅除豫防
- 五 耕地整理又ハ農家副業ノ獎勵
- 六 耕耘灌漑及農産物調製ノ改良
- 七 勤儉貯蓄ノ獎勵
- 八 種畜ノ獎勵

前各號ノ外必要ト認ムル事項

第四條 本會ノ事務所ハ之ヲ福島縣耶麻郡喜多方町ニ設置ス

第五條 本會ハ總會ノ決議ヲ以テ名譽會員ヲ推薦スルコトヲ得

第二章 役員及職員

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長	一名
副會長	一名

評議員 五名

幹事 二名

農事主幹 二名

第七條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ノ事務ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

評議員ハ會長ノ諮問ニ應シ又會務執行ノ狀況ヲ監査スルモノトス

幹事ハ會長ノ命ヲ承ケテ會務ヲ掌ル

農事主幹ハ會長ノ命ニ依リ町村農會ノ指揮監督竝ニ其成績調査ノコトニ任ス

第八條 會長及副會長ハ議員又ハ名譽會員中ヨリ評議員ハ議員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選舉ス

前項ノ選舉ニ於テハ投票最多數ヲ得タルモノヲ當選者トス得票同數者アル場合ニハ更ニ同一得票者ニ就キテ投票ヲ行ヒ尙ホ得票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

會長副會長及評議員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第九條 會長副會長及評議員ハ正當ノ事由アリト認ムルトキハ過半數ノ同意ヲ得テ之ヲ解任スルコトヲ得

第十條 幹事ハ議員又ハ名譽會員中ヨリ會長之ヲ選任ス

第十一條 農事主幹ハ郡書記及郡農業技手中ヨリ郡長ノ承認ヲ得テ會長之ヲ囑託ス

第十二條 會長副會長及評議員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ三箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

補缺ノ爲メ選舉セラレタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
第十三條 議員中ヨリ選舉又ハ選任セラレタル役員ハ任期中ト雖モ議員ノ任期滿了ニヨリ其任期滿了ス

第十四條 役員ハ其任期滿了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄ハ仍其職務ヲ行フモノトス

第十五條 役員ハ名譽職トス但シ幹事ハ有給ト爲スコトヲ得

第十六條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

技術員	三名
書記	一名

前項ノ外總會ノ決議ヲ經テ臨時ニ必要ナル職員ヲ置クコトヲ得

第十七條 技術員ハ會長ノ命ヲ受ケ技術ニ關スル事務ヲ掌ル

第十八條 書記ハ會長ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十九條 職員ハ會長之ヲ任命ス

第三章 職員

第二十條 本會ニ議員及豫備議員各一名ヲ置ク

第二十一條 第八條第二項ノ規定ハ議員及豫備議員選舉ニ之ヲ適用ス

第四章 會議

第二十二條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一月又ハ二月之ヲ開ク臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ議員三分ノ一以上ノ同意ヲ以テ會議ノ目的及召集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ之ヲ開ク

第二十三條 總會ノ召集ハ其時日目的及召集ノ場所ヲ定メ書面ヲ以テ少クモ三日前ニ之ヲ通知スルモノトス

第二十四條 總會ハ議員半數以上出席スルニアラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス但シ同一事件ニ付召集

二回ニ及ヒタルトキハ此ノ限ニアラス

第二十五條 總會ノ議案ハ會長之ヲ發ス

第二十六條 總會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長事故アルトキハ副會長之ニ代ル

但シ總會ニ於テ必要ニ依リ出席シタル議員又ハ名譽會員中ヨリ之ヲ選出スルコトヲ得

第二十七條 總會ノ決議ハ出席シタル議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第二十八條 名譽會員ハ總會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得但シ議決權ヲ有セス

第二十九條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第三十條 農會令第十五條ニ依リ意見ヲ徵スルトキハ會長ハ意見書ノ事務所ニ到達スヘキ期限ヲ指定スルコトヲ要ス

前項ノ期限迄ニ到達セサル意見書ハ採決ノ數ニ加ヘサルモノトス

第三十一條 本會ノ經費ハ町村農會ノ負擔トス

第三十二條 前項ノ經費ハ町村農會ノ區域内ニ於ケル耕地牧場及原野ノ面積並ニ其地價ヲ標準トシテ之ヲ分賦ス但シ分賦ノ割合ハ毎年豫算ニ於テ之ヲ定ム

第三十三條 會費ハ毎年二回ニ分チテ之ヲ徵收ス

町村農會ニシテ解散スルコトアルモ既ニ徵收シタル會費ハ之ヲ還付セサルモノトス

第三十四條 本會ハ金員物件ノ補助又ハ寄附ヲ受クルコトヲ得

前項ノ補助又ハ寄附ヲ受ケタルトキハ其目的ニ從ヒ使用ス

第三十五條 本會ハ基本財産ヲ蓄積スルモノトス但シ蓄積ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム

特定ノ目的ナキ補助又ハ寄附ヲ受ケタルトキハ之ヲ基本財産ニ編入スルモノトス

基本財産ハ總會ニ於テ定メタル方法ニ依リテ之ヲ維持シ利殖スルモノトス

第二十六條 財産ノ處分ハ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ行フ但シ其重大ナラサルモノニ就テハ會長ニ委任スルコトヲ妨ケス

第六章 處務及會計

第三十七條 本會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第三十八條 會長ハ主任ヲ定メテ會務ヲ處理セシムルモノトス

第三十九條 本會ニ左ノ帳簿ヲ備フ

一 收受發遣番號簿

二 會員名簿

三 議事録

四 出納簿

五 財産臺帳

六 財産貸付帳

前各號ノ外必要ノ帳簿

第四十條 豫算ノ額内經費ノ流用支出ハ會長之ヲ行フコトヲ得

第四十一條 剩餘金ハ翌年度ニ繰越シ收入豫算ニ編入スルモノトス

第四十二條 處務及會計ニ關スル細則ハ會長之ヲ定ム

第七章 會則ノ變更

第四十三條 會則ノ變更ハ總會ニ出席シタル議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ之ヲ決ス

第八章 解 散

第四十四條 解散ノ決議ニハ議員四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

堆肥小舎建設獎勵規程

第一條 堆肥小舎ヲ新設シ堆肥ノ製造ヲ爲スモノニ對シ本規程ニ依リ獎勵金ヲ交付ス

第二條 堆肥小舎建設獎勵金ハ一箇所金十圓以内トス

第三條 堆肥小舎ハ左ノ要件ニ適合スルコトヲ要ス

イ 堆肥舎ハ外圍ニ風雨日光ノ直射ヲ防クニ足ルヘキ設備アルコト
 ロ 地盤ハ漏液ノ浸透セサル構造タルコト
 ハ 建坪ハ四坪以上タルコト

第四條 補助金ハ竣工検査ノ上之ヲ交付ス

第五條 補助金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ申請書ニ左記事項ヲ具シ毎年九月三十日限り町村農會ヲ經由シ本會長ニ申請スヘシ

一 建設豫定月日、位置、坪數

二 建設略圖及建設費豫算高

三 建設者ノ住所氏名

四 積込月日

第六條 前條左記各項ニ變更ヲ生シタルトキハ直ニ本會長ニ届出ツヘシ

第七條 小舎ノ建設又ハ堆肥製造ニ關シテハ本會技術員ノ指導ヲ受クヘシ

第八條 第一條第七條ノ規程ニ違反シタルモノニ對シテハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ返納ヲ命スルコトアルヘシ

本規程ハ大正五年四月一日ヨリ施行ス

耶麻郡農會試作田畑設置規程

第一條 本試作田畑ハ金肥ヲ節約シ米麥作ノ增收ヲ圖リ耕種肥培ノ模範ヲ示シ之カ普及ヲ企畫ス

ルヲ目的トス

第二條 本試作田畑ハ本郡ヲ通シ十六箇所(一箇所一段步麥作五畝步)ニ設置スルモノトス

第三條 本試作田畑ハ左ノ試作ヲ爲スモノトス

一 堆肥使用量試験

二 施肥量試験

三 增收試験

第四條 試作田畑ハ公衆ノ觀覽ニ便ナル箇所ニシテ水稻ハ可成乾田ニ設置スルモノトス

第五條 耕種肥培ノ方法ハ本會ニ指揮ヲ仰クモノトス

第六條 栽培擔當者ハ指定ノ様式ニ依リ其ノ作況並成績ヲ調査シ本會ニ報告スルモノトス

第七條 試作擔當者ニハ手當トシテ金五圓以内ノ補助金ヲ交付スルモノトス但シ適當ノ實行ヲ缺クトキハ其ノ補助金ヲ取消シ又ハ減額スルコトアルヘシ

竹細工傳習所規程

第一條 本會ハ副業獎勵ノ爲メ竹細工ノ改善普及ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會開會日數及傳習生員數ヲ定ムル左ノ如シ但シ時宜ニ依リ會期ヲ伸縮シ員數ヲ増減スルコトアルヘシ

一 傳習日數二十日以上トス

二 傳習生ハ二十名以上トス

第三條 左ノ各號ニ該當シ傳習生タラントスルモノハ其年十月三十日迄ニ別紙様式ニ依リ町村農會ヲ經テ出願スヘシ

- 一 本郡農會區域内ニ住居シ將來斯業ニ從事セントスルモノ
- 二 品行方正ナルモノ
- 三 十五歳以上ノ男女

第四條 傳習所開會期日及場所ハ郡農會長之ヲ告示ス

第五條 傳習生ニシテ教師ノ指導ニ從ハス本會ノ體面ヲ汚損スル行爲アルモノハ退所セシムルモノトス

第六條 傳習ヲ終リタルトキハ郡農會長ヨリ修得證ヲ授與ス

附 則

第七條 本規程ハ大正三年八月一日ヨリ施行ス

眞綿掛傳習所規程

第一條 本會ハ副業獎勵ノ爲メ眞綿ノ改良普及ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會開會日數及傳習生員數ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ時宜ニ依リ會期ヲ伸縮シ員數ヲ増減スルコトアルヘシ

- 一 傳習日數一箇所七日間トス
- 二 傳習生ハ一箇所二十名トス

第三條 左ノ各號ニ該當スルモノニシテ傳習生タラントスルモノハ其年開催二十日前ニ別紙様式ニ依リ町村農會長ヲ經テ出願スヘシ

- 一 本郡農會區域ニ住居シ將來斯業ニ從事セントスルモノ
- 二 品行方正ナルモノ
- 三 十五歳以上ノ男女

第四條 傳習生ニシテ教師ノ指導ニ從ハス本會ノ體面ヲ汚損スル行爲アルモノハ退所セシムルコトアルヘシ

第六條 傳習ヲ終リタルトキハ郡農會長ヨリ修得證ヲ授與ス

附 則

第七條 本規程ハ大正四年八月一日ヨリ施行ス

第八目 地主會

本會は大正二年十二月二十六日の設立にして本郡内に於て公定地價千五百圓以上若くは田畑七町歩以上の土地を有する地主を以て組織し地主と小作人との關係を親密ならしめ兼て産業の發達を圖るを以て目的とするものにして現に施行しつゝある事業は左の如し

- 一 小作人の表彰
- 二 小作米品評會

三 米麥採種圃設置

地主會經費及會員數

年 度	經 費	會 員 數	年 度	經 費	會 員 數
大正三年度	二三八、〇〇〇	一〇七人	大正五年度	三一〇、〇〇〇	七六人
同四年度	三六六、九五〇	一〇八	同六年度	四七五、五〇〇	九五

耶麻郡地主會規約

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ耶麻郡地主會ト稱シ地主ト小作人トノ關係ヲ親密ナラシメ兼テ産業ノ發達ヲ圖ルヲ以テ目的トシ事務所ヲ耶麻郡喜多方町字新道二千五百四十一番地ニ置ク
- 第二條 本會ハ耶麻郡内ニ於テ公定地價千五百圓以上若クハ田畑七町歩以上ノ土地ヲ有スル地主ヲ以テ組織ス但シ本會ノ目的ヲ賛成スル特志者ハ此制限ニ依ラス入會スルコトヲ得其家族ノ所有ニ屬スル土地ハ戸主ニ合算シテ資格ヲ定ム
- 第三條 本會ハ町村長又ハ農事ニ功勞アルモノ竝ニ學識經驗アルモノヲ推薦シテ名譽會員トス但シ農事功勞者又ハ學識經驗者ハ總會ノ決議ニ依リ會長之ヲ推薦スルモノトス
- 第四條 本會員ハ總會ニ於テ決議シタル事項ハ必ス實踐スル義務アルモノトス

第二章 事 業

第五條 本會ニ於テ協定履行スヘキ事項概ネ左ノ如シ

- 一 模範的地主及小作人ヲ勸奨スルコト
- 二 小作米品評會ヲ開催シ米作ノ改良ヲ圖ルコト
- 三 凶荒時ニ於テハ特ニ小作人愛護ノ道ヲ講スルコト
- 四 小作人ヲシテ可成産業組合員タラシムルコトニ努ムルコト
- 五 其他適當ナル事業ヲ遂行スルコト

第三章 役員及職員

第六條 本會ニ左ノ役員及職員ヲ置ク

- 會長一名 副會長一名 評議員五名
- 幹事若干名 書記若干名

第七條 會長ニハ郡農會長ヲ推薦シ副會長及評議員ハ會員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選舉ス選舉ハ投票ヲ以テシ最多數ヲ得タルモノヲ當選者トス

第八條 副會長及評議員ノ任期ハ三箇年トス但シ滿期再選スルコトヲ得

第九條 役員ハ總テ名譽職トス

第十條 會長ハ本會事務ヲ總理シ本會ヲ代表ス副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之カ代理ヲ爲ス

幹事及書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ掌ル

第四章 會 議

第十一條 會議ハ總會及評議員會ノ二種トス

總會ハ毎年三月之ヲ開キ左ノ事項ヲ決議ス

一 經費豫算並ニ徵收方法

二 經費決算報告

三 本會事業ニ關スル事項

評議員會ハ總會ニ提出スヘキ議案其他ノ委任事項ヲ評定ス

會長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ會員三分ノ一以上ノ同意ニヨリ請求アリタルトキハ臨時總會ヲ開クモノトス

第十二條 會議ハ開會三日前ニ於テ會長之ヲ招集ス

第十三條 會議ノ議長ハ會長ヲ以テ之ニ充ツ會長及副會長事故アルトキハ便宜議長ヲ選舉スルノモトス

第五章 會 計

第十四條 本會ノ經費ハ會員ノ負擔及寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第十五條 會員ノ負擔ハ三分ハ平均割トシ七分ハ地價割トス

第十六條 本會ノ會計年度ハ一般會計年度ニ依ル

第十七條 會員ヨリ納付シタル會費ハ如何ナル事由アリト雖モ還付セサルモノトス

耶麻郡地主會小作人表彰規程

第一條 本會ハ會員ニ屬スル小作人ニシテ左ノ各號ヲ具備シタルモノニ對シ之ヲ表彰ス

一 同一地主ノ耕地一段歩以上ヲ三年以上小作シ小作米ノ納付ヲ怠リタルコトナキモノ

二 耕耘施肥ヲ適當ニ實行シ土地ヲ愛シ産米改良ヲ圖リ且ツ勤勉ニシテ他ノ模範タルヘキモノ

第二條 表彰ハ表彰狀及金品ヲ授與シテ之ヲ爲ス

第三條 表彰式ハ毎年一回會長ノ定メタル期日及場所ニ於テ之ヲ行フ

第四條 一回表彰セラレタルモノハ更ニ二年ヲ經過スルニアラサレハ次ノ表彰ヲ行ハス

第五條 會員ハ左ノ範圍内ニ於テ自己ノ小作人中ヨリ第一條各號ニ該當スルモノ、住所氏名ヲ調査シ毎年十二月末日迄ニ會長ニ報告スヘシ

一 耕地地價 千五百圓未満ノモノ 一人

二 同 二千圓未満ノモノ 二人

三 同 五千圓未満ノモノ 四人

四 同 一萬圓未満ノモノ 五人乃至七人

五 同 一萬圓以上ノモノ 十人

附 則

第六條 本規程ハ大正三年四月二十五日ヨリ施行ス

第三節 蠶業

本郡蠶業の起原たるや詳に知るを得ずと雖も古來より行はれたることは大桑樹の各地に散在するを以ても證すへしされとも桑樹の栽培、蠶兒飼育法等至つて幼稚にして産額亦僅少なりき明治の初年より縣當局者は之か獎勵に努められ既に明治六年に在つて左の如き訓諭を布かる

養蠶の儀は御國第一の産業にして外國より金を取上る之より大なるはなし就中三陸兩羽勢城岩代の國々は蠶業最も風土に適し良好の品を出すは人々普く知る所にして海外までも之を賞譽すと言ふ隣縣米澤福島等は疾くより其利潤あることを知て人々競ふて此業を興し日に進み月に盛なり隨て金子融通の道も又大に開けり家々富饒の景況をなせり然るに當管内其間に跨り地味氣候も隣縣に劣ることなくして斯の如き良業を手を束ねて空しく傍觀するは愚の至りならずや殊に當管下の如き四面山にして運送の便利あしき所は成丈かさ低くして金高上る品にあらざれば運賃に相費へ其利益なかるへし試みに看よ米穀は世間必要の品なれども當地の相場を東京に比すれば半價にも至らず而して蠶卵紙製絲の如きは其相場格別の高低なし是他なし蠶卵製絲は一人にても數百金の品物を持擲ひ貨錢に操られざるを以てなり是故に營業するにも能く時勢と土地柄とを察せずんは終に勞して功なきに至らん既に活眼のものは爰に注意し往々蠶業を起すもの雖有之管下一般爰に着眼致されば唯豐饒に至るの期なきのみならず益貧困に陥るは必然の事に付自今各自に蠶業を起し後榮を謀ることを爲すへき事

若松縣令 鷲尾隆聚

と縣は其後半官半民的の生産組合なるものを設け蠶業に資本を貸與し或は桑苗の配布をなせり爾來郡當局者の獎勵と當業者の熱心とによりて桑園の改良、飼育法の研究等行はれ漸次現今の如き發達をなせり

第一目 桑園

由來本郡の桑樹は喬木仕立にして根刈仕立は行はれざりしか近年漸次増加しつゝあり今大正五年の桑園段別を擧ぐれば見積段別共に二千百十四町歩の多きに達し其内百町歩以上の町村左の如し

吾妻村	四百三十五町六段歩	山都村組合	百三十五町二段歩
長瀬村	二百三町五段歩	猪苗代町組合	百十九町五段歩
月輪村	百五十三町七段歩		

第二目 養蠶

本郡の養蠶は古くより行はれたりと雖も頗る幼稚にして蠶種選擇の如き之を顧みる者なく違蠶も多かりしか近時は大に之か選擇に意を注ぐに至れり又飼育の方法も以前は清涼育のみなりしか明治十年頃より溫暖育折衷育等の流起れり爾來漸次發達して現今は溫暖育を多く行ふに至れり今大正六年度に於ける養蠶狀況を表示すれば左の如し

所在地	鑛山名	鑛種	鑛區坪數	鑛業權者	住所
熱 鑛 村	熱 鑛 山	金銀銅亞鉛	二七二、四一四	三宅 勇	東京府大崎町
同 鑛 村	同 鑛 山	金銀銅鉛亞鉛	三四八、二二〇	西野 幸	新潟縣西川村
同 鑛 村	同 鑛 山	金銀銅鉛	一四七、〇〇〇	同 八	熱鑛村
同 鑛 村	同 鑛 山	金銀銅鉛	一七八、八〇〇	同 八	同
同 鑛 村	同 鑛 山	金銀銅鉛	七〇九、〇〇〇	同 八	同
一ノ木 村	同 鑛 山	銅 亞鉛	五五〇、〇〇〇	松本 外資 八名	東京市

所在地	鑛山名	鑛種	鑛區坪數	鑛業權者	住所
香妻 村	沼尻	硫 黃	一五九、九八〇	日本硫磺株式會社	東京市
同 村	同 鑛 山	同 鑛 種	二五九、四三六	同	同
加納 村	加納	金銀銅鉛亞鉛	六四五、七三〇	加納鑛山株式會社	同
同 村	同 鑛 山	同 鑛 種	二二六、五四二	東條 三郎	同
同 村	同 鑛 山	同 鑛 種	五三三、一五二	松本 八郎	同
同 村	同 鑛 山	同 鑛 種	五三四、五一〇	三宅 三郎	東京府大崎町
熱鑛 村	熱鑛	金銀銅亞鉛	三七六、四〇一	宮森 外資 三名	若松市
同 村	同 鑛 山	同 鑛 種	八五、四四三	金田 常三郎	大沼郡尾岐村
同 村	同 鑛 山	同 鑛 種	一七八、六八二	關 外資 二名	若松市

試鑛

養豚業は一時郡農會の奨励によりて各地盛に飼育するに至りしか其成績良好ならざりし爲め近年は飼育者殆どなきに至れり

第五節 鑛業

本郡に於ける鑛業は古くより行はれ既に天正年代に於て檜原及黒森山に金鑛、岩尾に銀鑛の採掘行はれ檜原金山の如きは其産額甚た多量なりしと爾來或は休止し或は廢業し明治維新に至れり其後明治二十年頃より岩尾・檜原・沼尻に採鑛を開始し現今盛に採鑛製煉に従事しつゝあるは沼尻の硫黃、加納の銅、亞鉛にして其他近年鑛業熱の勃興と共に試掘の出願をなすもの多し

由來本郡は概ね第三紀層より成り各種の火成岩は之を破りて諸所に露出し或は地下熱泉の爲に金屬分を沈積して鑛脈を胚胎し或は接觸作用の爲め接觸鑛床を生ずる等頗る豊饒なる鑛産地にして金、銀、銅、鐵、硫黃、亞鉛、滿俺等の存在を認めらる今現在採鑛及試掘砂鑛の狀況を表示すれば左の如し

採鑛

種別	飼育戸數	成禽	産卵數
大正元年	六、四四五	七、三〇七	一、五九八、三九六
同五年	六、一九九	六、五四〇	一、七六六、八九二
十羽未満	八六二	三六、四九三	
十羽以上	三四一	三二、七八一	
計		二八、〇三八	
		二四、二一六	

所在地	礦山名	礦種	礦區坪數	礦業權者	住所
一早木ノ谷		金銀銅鉛亞鉛	三七九、七〇〇	松本與八	東京市
早木ノ谷		金銀銅	二二五、三九〇	宮城八四郎	木幡村
早木ノ谷		金銀銅鉛亞鉛	九一、七〇〇	添川清三	喜多方町
山原村		同	九〇、〇〇〇	大木啓太郎	東京市
山原村		金銀銅	七七〇、三八八	中澤與左衛門	長野市
山原村		金銀銅鉛亞鉛硫化鐵	三六七、六〇〇	横山覺三	熱田村
同		金銀銅亞鉛	五三九、五〇〇	伊關伴三	喜多方町
同		硫黃	三六七、二〇〇	青木重三	東京市
盤梯村		同	二三一、三〇〇	川邊重三	同
同		同	一三六、一〇〇	高山喜次郎	同
同		金銀銅鉛水鉛	一二四、九〇〇	佐藤治右衛門	横濱市
同		石炭	二五〇、〇〇〇	中島元太郎	愛知縣高師村
同		金銀銅鉛	一四六、〇〇〇	副島辰次郎	東京市
同		金銀銅鉛	二八〇、〇〇〇	海野助次郎	若松市
同		石油	五〇、〇〇〇	中川民三	北山村
同		金銀鉛亞鉛水鉛	七一二、〇七三	雨宮巨名	東京市

砂 鑛

所在地	礦山名	礦種	礦區坪數	礦業權者	住所
一早木ノ谷		砂	一一五、四四〇	中澤與左衛門	長野市
同		砂	一一、二一九	野坂キーン	栃木縣佐久山町

鑛業に従事する諸工場の主なるものを左に挙ぐ

日本硫黄株式会社沼尻鑛業所 當會社は本社を東京市日本橋區加賀町に置き製煉所事務所を沼尻

山に置けり今其沿革の大要を舉ぐれば明治三十七年山田慎東京の沼尻鑛區を譲り受けて經營せるも十分なる成績を舉ぐるに至らず同三十九年五月岩代硫黄株式会社を組織し山惣勇三郎社長となり一新紀元を開くに至りしも事業の設計擴大にして多額の費用を要するより大々の計畫の許に一百萬圓の増資を斷行すべく株式募集を行ひ明治四十年四月四日創立總會を開き名を日本硫黄株式会社と改め同四十一年四月開業するに至れり爾來斯業に經驗ある大家を招聘して鑛業所長として今日に至れり

採掘法 露天掘及坑内掘にして沼ノ平は全部露天掘を用ひ沼尻坑場は坑内掘大部を占む
 採鑛 従來は爆薬を用ひての手掘せしも新なる鑿岩機を使用して一段の進境を見るを得たり
 製煉法 原鑛を粉碎機にて適當に粉碎し更に篩過して粉鑛と別ち以て精鑛粉鑛を別種の製煉釜に搬入して製煉す而して製煉には煙昇製煉及蒸汽製煉を用ふ

當會社は硫黄製煉の外副業として二硫化炭素及硫黄液の製造をなす
 二硫化炭素 貯藏穀類の害蟲驅滅に必須の藥品にして殊に當會社の製品は殺蟲力偉大なり

硫黄液 殺菌殺蟲劑中の最良藥品なり

川桁工場は川桁停車場の東に在り硫黄及加工品棒状硫黄、粉末硫黄、硫黄華を製出す

林業部は主として製煉用燃料たる薪材竝に製板製材品の供給をなし傍ら乾溜作業をなす

伐採區域約 一千町歩

運搬用軌道 十二ポイント軌道を用ひ延長四哩餘に達す

インクラインター 二箇所在りて延長二百間

左に大正五年度の成績を示す

採 鑛 量	一四、二二九、七〇〇貫	銷 鑛 量	一三、一〇六、〇四九貫
製出硫黄	一五、一七一噸	粉末硫黄	六四二・二三
硫黄華	二二・三四	棒状硫黄	一、六四四・八八
二硫化炭素	二二二・四三六磅		

加能鑛山株式會社

當會社は本社を東京市日本橋區本町に置き製煉事務所を加納村に置けり今其沿革の概要を擧ぐれば加納鑛山の事業は小規模にては収益の見込なきを以て明治三十八年八月加納鑛山會社を設立して陸中の小坂鑛山主任たる工學士武田恭作を社長とし大經營をなし同年九月より第一期經營として資金二十五萬圓を以て工事に着手し同三十九年六月より製煉を開始し同年七月より第二期の經營に着手し二百餘萬圓の資金を投して擴張を圖り翌四十年三月加納鑛山株式會社と改稱し盛に金銀銅の製煉に従事し一時は鑛山區内の住家一千餘戸鑛夫二千數百人を使役し本邦有數の鑛山と稱せ

られるに至りしも其後銅價の下落に加へて良鑛の産出減少するに至り收支償はず漸次衰頽に傾けり今大正六年度の産額を擧ぐれば左の如し

合金銀銅 五十五萬九百斤

此價額 三十三萬八千八百七十八圓

合金銀鉛 六千九百四十斤

此價額 四千五百五十三圓

亞鉛鑛 十三萬二千七百九十五貫

此價額 一萬六千九百三十八圓

加納電氣亞鉛株式會社加能製煉所 當會社は大正六年の設立にして加納鑛山の鑛區内に製煉所を設け鑛石を加納鑛山其他より求め之に要する電力供給を新潟水電會社より仰けり當製煉所の一箇年生産能力は二千四百噸とす

一 事業開始 大正六年四月一日

一 資本金 二十萬圓

一 製造品目 亞鉛

合資會社高田商會高田鑛山附屬大寺製煉所

一 所在地 磐梯村字大寺

一 事業開始 大正五年三月

- 一 資本金 一百萬圓
- 一 製造品目 亞鉛 一箇年製産能力 三千六百噸
大正五年の産出額 二千五百五十噸 價額一百五十四萬八千圓
- 一 經營狀況 原料は高田商會所有の各礦山より採掘する亞鉛鑛石より製煉しつゝありて益、發
展の域に進み勞役人夫八百人餘を役す
- 一 需要狀況 軍器製造用として大正五年以來日本政府は勿論遠くは露國・英國・米國等に盛に輸
出せらる

東北電化株式會社第二工場

- 一 所在地 磐梯村字大寺
- 一 事業開始 大正六年八月十五日
- 一 製造品目 硅素鐵 滿俺鐵
- 一 製産高 一箇年約千二百噸

第六節 林 業

本郡の地たる東西北の三方は山岳重疊して森林に富む而して其樹林の主なるは松、杉、山毛櫸、朴、
檜、栗、椎、檜等とす

本郡林野は國有林野四萬五千五百九十五町餘歩、民有林野は三萬八百一町三段餘歩にして前者は林

區署に於て専ら管理經營せらるゝと雖も後者は民間に於て之か管理經營を要すへきなり然るに從來林
野の多き結果は山林愛護の念乏しく管理粗放にして亂伐亂採し漸次林野の荒廢に歸せんとするものあ
るに至れり若し現状の儘に推移せんか荒廢の度益々甚しきを加へ將來治水竝に國土保安上に影響を及
ぼすへきは勿論林産物の需給亦今日の如きを保ち能はざる所なり故に近年指導の任に當る當路者又は
民間有識者に於て林野整理經營の議を唱道せらるゝに至り着々之か實行の域に進みつゝあり而して前
記民有林野は古帳面積なりと雖も實測するに於ては其面積は四萬二千五百町歩を算する見込にして現
今に於ける林相を調査するに左の如き結果を現はせり

薪炭材の雜木立林

二萬二千町歩

用材立林

三千町歩

除地 崖又は岩石にて
立木不能のもの

五百町歩

未立木地 伐採後立木せざる草地及
採草地並刈場放牧場の類

一萬七千町歩

現状右の如くなりと雖も目今整理經營は左の順序に依り森林の復舊植林の増殖林産物の發達を圖り
後記の區分に實現せしめんとする所なり

一 林野整理

イ 管理區分

ロ 公有林野の整理統一

二 植樹指導獎勵

- イ 植樹の計畫
 - ロ 苗圃設置の獎勵
 - ハ 森林組合其他團體の造林獎勵
 - ニ 地上權の設定
 - 三 營林上の指導
 - イ 講習講話
 - ロ 手入保護
 - ハ 特用樹種の獎勵
 - 四 利用の指導
 - イ 林道の開鑿
 - ロ 製材の改良
 - ハ 製炭の改良
 - ニ 木地指物竹材工業の獎勵
 - ホ 椎茸山葵の栽培獎勵
 - ヘ 栗、紫蕨、蕨、諸菌茸等の副産物の貯藏製法の改良
- 實現せしめんとする林野の區分
- 立木地 三萬町步

- 内
- 用材林
 - 薪炭材林
 - 無立木地 採草地、草刈場、放牧場等
 - 除地 崖又は岩石にて立木不能地
 - 一 目今に於ける人工植林の樹種は左の如し
 - 松、杉、扁柏、檜、落葉松
 - 一 林業副産物
 - 大正五年度に於ける産額左の通
- | | | | |
|----|----------|----|-------------|
| 木炭 | 二百十三萬一千貫 | 價額 | 十九萬三千五百五十八圓 |
| 松茸 | 千十五斤 | 價額 | 四百六圓 |
| 醋酸 | 二百五十貫 | 價額 | 百二十五圓 |
- 喜多方小林區署に於て經營せらるゝ一斑を舉ぐれば左の如し
- 常世苗圃 駒形村大字常世字下林に在りて明治四十二年四月設置し面積十八町七段七畝十五歩ありこゝに養成しつゝある樹種は杉、扁柏、赤松、落葉松、樺、厚朴、栗、鹽地等とす
- 又各地の國有林に植栽しあるものは杉、扁柏、赤松、落葉松、鹽地、厚朴、樺、白楊、栗等とす

第七節 工業

本郡に於ける工業は製絲、漆器、酒、醬油の醸造、煉瓦、瓦、下駄、紙、鋸等主なるものにして之に大工、左官、桶職、ブリキ職、疊職等を加ふるも約一千九百餘戸にして本郡全戸數の約六分の一を占むるに過ぎずされは一般より之を見るときは不振の狀態に在りといふへし
今郡下に於ける主なる工業の種類及工場の概況を左に掲ぐ

第一目 製・絲業

本郡に於ける製絲の起原は明かならずと雖も古くより行はれ養蚕村字小田の如きは養蠶盛にして其製絲他に勝れて名高かりきされども其方法は座繰製にして粗悪なりし明治に至り製絲業も漸次發達し製絲を輸出する座繰にては品位不揃の爲め價格低廉なれば之か統一を圖る必要を認め明治四年三月小荒井小四郎自費を以て大竹ひて^{喜多}外十八名を東京築地入舟町小野組所屬古川市兵衛の製絲工場に入れ^{瑞典人}に就き二箇年間實地練習をなさしめ同六年五月之を呼ひ戻し小野組より創業資金として三萬圓を借入れ喜多方町中町に九十二人繰の器械製絲工場を建設し同年六月二十日より開業せり是れ實に喜多方町否會津に於ける器械製絲の濫觴なりとす其後明治九年に至り小野組閉店の不幸に逢ひて大に頓挫を來し中止の止むなきに至れり其後山吉福島縣令の配慮、關本與次郎・長島初吉・甲斐吉五郎等の斡旋により五千圓の資金を募り同十一年九月より再び開業し爾來銳意斯業の擴張に努め同十三年

八月工場を寺町に移し蒸汽力百人繰に改めたり是れ我會津に於ける蒸汽機關設備の嚆矢とす夫より一年と蠶絲業の盛大に赴くに從ひ器械製絲の必要を促し同十八年には小野亦市等の主唱に成る六十人繰の弘營社^寺興り明治二十年前田耕作等時の瀬高本郡長と謀り當業者を勧誘し製絲改良の目的を以て郡内有志を同盟せしめ一の組合を設け北方組と稱し器械製絲を奨励し且つ共同販賣の途を探れり又同年には六十人繰の駿島工場^上起り翌明治二十一年には猪俣近四郎・佐藤才八等百二十人繰の北辰工場^上を設け同二十九年に毛利野四郎等亦八十人繰の開業工場を起し同三十三年には五十嵐小右衛門・五十嵐平吉等百二十人繰の五十嵐合名工場を起す等喜多方町の製絲は大に發展し製造法も互に競うて改善に努めしを以て信州上物よりも好評を博せし程にて縣下中製絲改良の先進を以て目され其他此前後には猪苗代町には猪苗代工場、鹽川村には北村津田等の工場、山都には旭商社工場など起り喜多方町には二十人繰以下の小工場十數箇所の設立ありて非常の繁榮を來せりされども價格は他の生産地のものに及ぶこと能はず是れ同品位の製絲荷數の僅少なるに因る是に於てか小工場の孤立するの不利益なるを悟り明治四十年に至り製絹七誠弘營・北辰製絲社の五會社合同し製絹合資會社の名の下に業務の擴張を圖り前途頗る有望なりしか不幸にも當年は製絲界前代未聞の絲價暴落に遇ひ非常の損害を蒙り其後種々挽回の策を講ずるも社員の意見一致せず終に休業の止むなきに至りしは斯業の爲め大に遺憾とする所なり又此他の工場も同じ打撃を受けて廢休せしもの多かりき前各工場の盛に運轉しつゝある際は地方産の威爾のみにては不足なる爲め會津内各地は言ふに及ばず遠く宮城巖手地方よりも購入したりしを今は反つて仙臺・米澤・信州・越後等に輸出するに至る